

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

本事業は、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）第2条に定める指定開発行為の第1種行為で、川崎市が立案するPFI事業であることから環境配慮計画書を作成し、令和5年4月12日に川崎市市長に提出した。なお、環境配慮計画書の作成は、当該計画の策定過程における、できる限り早期の段階で行うこととなっている。

環境配慮計画書における対象計画案の考え方及び選定した環境要素の項目（以下「計画段階環境配慮項目」という。）は、以下に示すとおりである。

<対象計画案の考え方*及び選定した計画段階環境配慮項目>

- ・「位置・規模」については、本事業はすでに都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備であり、複数の対象計画案は想定されない。
- ・「配置・構造」については、供用している既存施設と既存計画を前提として、「等々力緑地再編整備実施計画」（平成23（2011）年3月策定）の見直しが進められてきた経緯があり、その過程のなかで、本事業の上位計画に当たる「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」が令和3(2021)年8月に策定、「等々力緑地再編整備実施計画」が令和4(2022)年2月に改定され、等々力緑地内の主な施設の再編の考え方や配置案等が絞り込まれてきた。令和4(2022)年4月には、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4(2022)年2月改定）で示された事業手法実現のため、「等々力緑地再編整備・運営等事業」がPFI法に基づく特定事業として選定され、令和4(2022)年11月に、本事業の趣旨・目的を踏まえ、実現性が見込まれ、かつ、地域活性化や地域課題の解決が期待できる提案を行った事業者が選定された。
- ・以上の経緯から、本事業の対象計画案は単一案とした。
- ・事業特性から抽出した事業実施による供用時の環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている計画段階環境配慮項目の中から、「気候変動の影響への適応」、「緑の量」、「人と自然とのふれあい活動の場」、「利用者に優しい公共施設」、「交通安全、交通混雑」について選定し、このうち「緑の量」を重点項目とした。

また、環境配慮計画書における環境影響の評価の内容は、表2-1(1)～(6)に示すとおりである。

選定した計画段階環境配慮項目は、予測結果を踏まえ、環境配慮計画書時点で検討した環境配慮事項を講じることにより、その影響は低減され、保全目標を満足するとしており、本事業は計画地及びその周辺の環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価している。なお、重点項目とした緑の量については、今後の詳細設計にあたり、更なる環境配慮を検討することとしている。

※：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3(2021)年3月改訂、川崎市）においては、環境配慮計画書では「位置・規模」、「配置・構造」等について複数の案を明らかにし、複数の案の設定が困難な場合には、その理由等を記載することとされている。

表 2-1(1) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
地球環境	気候変動の影響への適応	人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する施設計画となっていること	<u>水害に対する適応</u> <u>内水対策</u> 本事業において、整備後の釣池は、現釣池の雨水貯留機能（溢水貯留量約 20,000 m³）を継承するとともに、効率的に釣池の水位を調整できるよう可動堰等を設置する計画である。 また、既存の地形を活用した「魅力ある園路（水と親しめる散策路）」を雨天・浸水時に雨水を一次貯留する浸水エリアとして計画しており、散策路沿いの水路は、溢水を釣池へ導く役割を果たし、水害リスクの軽減を図る計画とする。 このため、施設完成後には、5 年確率降雨（1 時間降雨量 52 mm）時にも、等々力緑地のスポーツ施設等に浸水の被害が及ばないよう対策が講じられているものと予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、等々力緑地の施設に位置づけられた地域防災計画上の役割の継承・強化等の環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する施設計画となっていること」を満足するものと評価する。 <u>外水対策</u> 等々力緑地は、地形的に水害リスクの大きい土地であることから、多摩川の氾濫が予想される場合には、浸水が想定される区域から避難することが前提となるが、逃げ遅れた際に、垂直方向に一時的に避難できる場所として、現陸上競技場のメインスタンドと、球技専用スタジアムサイド・バックスタンドに、緊急的な避難機能を位置づけるものとした。また、平時から災害時のマニュアルを整備し、職員がマニュアルに則った対応ができるよう、体制を構築する計画であり、緊急時には、等々力緑地の職員が来園者等を、等々力緑地内の浸水エリアを避けて緊急避難場所へ誘導する計画である。 このため、洪水発生時等の緊急事態に、緊急避難が可能な対策が講じられているものと予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、多摩川氾濫時に想定される浸水深に配慮し電気室、機械室等の設備関連諸室の計画等の環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する施設計画となっていること」を満足するものと評価する。

表 2-1(2) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
地球環境	気候変動の影響への適応	暑熱対策を推進すること	<u>暑熱に対する適応</u> 等々力緑地は川崎市を代表する公園緑地であり、樹林地や水辺、芝生等によって緑化された広場、高木や藤棚（パーゴラ）等による緑陰があることから、「熱をためない」、「熱をもらわない」視点での対策機能を有していると考えられる。 本事業では、緑地内の樹林地及び水辺を極力保全するほか、新設樹林系緑地や広場系緑地の創出、植樹、水とふれあえる場の創出等を行うことから、等々力緑地の持つ暑熱対策の機能は将来も維持され、かつ、今より充実したものとなると予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、保水性舗装等の採用、高効率機器等の採用や断熱や気密性の向上等による人工排熱の低減等の環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「暑熱対策を推進すること」を満足するものと評価する。
緑	緑の量	緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること	計画地内の現況の「主な緑地及び水辺」としては、ふるさとの森、四季園、21世紀の森、中島、釣池外周の樹林地、計画地外周部の樹林系緑地、釣池がある。 現況の「主な緑地及び水辺」は可能な限り現位置で保全する計画であり、将来の「主な緑地と水辺」の合計面積は、新設緑地（樹林系緑地）を整備することで、現況と同程度となると予測する。 将来は、このほかに、芝生等の地被植物やまばらな樹木などで構成される広場系緑地と、水とふれあえる場を新設し、さらに、既に植栽されている樹木の保全に努めるほか、適宜、植樹を行う計画である。 また、大景木植栽や接道部緑化等の多様な緑化手法で確保する緑化面積を計上することで、「川崎市緑化指針」に基づく「確保すべき緑化面積率（30%以上）」の緑化面積を確保することができると予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、樹高 10m 以上の樹木の原則保全、緑陰空間の確保などの環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること」を満足するものと評価する。

表 2-1(3) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	自然とのふれあい活動に支障のないこと	人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度 計画地は、市民に親しまれている総合公園「等々力緑地」である。緑地内には、遊歩道が整備された樹林地である「まとまった緑地」や、フィッシングコーナーのある「水辺」があり、花壇ボランティアの活動の場や、自然体験教室等の活動の場としても利用されており、等々力緑地全体が、人と自然とのふれあい活動の場となっている。 等々力緑地内の「まとまった緑地」や「水辺」は、緑地全体の再編整備によって、面積はやや減少するものの、分布として大きな変化はなく、将来も現在と同様の利用を計画していることから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能に、大きな変化はないと予測する。 また、緑地内で現在行われている花壇ボランティアや自然体験教室等の活動は、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和 4(2022)年 2 月改定、川崎市）において、市民協働による公園の魅力向上を図る方針から、将来も継続されるものと予測する。 このほかに、樹林系緑地、芝生や草地、まばらな樹木などで構成される広場系緑地、水とふれあえる場を新設し、さらに、既に植栽されている樹木の保全に努めるほか、適宜、植樹を行う計画であることから、等々力緑地内には、これらを利用した新たな人と自然とのふれあい活動の場が創出されると予測する。 以上のことから、「人と自然とのふれあい活動の場」としての等々力緑地とその機能は、将来も維持されると予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、桜の名所としての等々力緑地の歴史を継承するため、桜の保存や新たな植樹などの環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「自然とのふれあい活動に支障のないこと」を満足するものと評価する。

表 2-1(4) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	自然とのふれあい活動に支障のないこと	人と自然とのふれあい活動の場への利用経路に与える影響 計画地の北側に、人と自然とのふれあい活動の場として、多摩川が存在する。等々力緑地と多摩川は、近接しているものの、現状では市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）により分断されており、自然とのふれあい活動の場としての一体的な利用に支障が生じている。しかし、本事業により、等々力緑地と多摩川との連絡路を新たに整備するため、将来は、等々力緑地の自然とのふれあい活動の場と、多摩川の人と自然とのふれあい活動の場の分断が解消され、連携して、一体的な利用が可能となるものと予測する。 したがって、保全目標とする「自然とのふれあい活動に支障のないこと」を満足するものと評価する。
利用者にやさしい公共施設	利用者にやさしい公共施設	高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備すること	等々力緑地では、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4年2月改定、川崎市）において、「等々力緑地の目指すべき将来像」の一つに「誰もが心地よく過ごせる等々力緑地」を掲げている。 敷地全体の歩行者動線・自動車動線の再整備と施設の再配置により、敷地内は歩行者中心の安全・安心な空間となると予測する。 また、歩行者のメイン園路として、明快でわかりやすい緑地内を回遊できる散策路と、多摩川までつながる散策路を計画することで、利用者が自分のいる場所を把握しやすく、目的地へアクセスしやすくなるものと予測する。園路は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」、「川崎市都市公園条例」、「川崎市福祉のまちづくり条例」の基準に則り、誰もが安全に利用できる幅員、構造とする。特に、園路と建物との接続部は段差を生じさせないように配慮し、公共交通機関や駐車場などから、園内の各施設にアクセスできる1以上のバリアフリー動線を確保する計画とする。このため、車いす使用者をはじめ、誰もが安全に各施設にアクセスしやすくなると予測する。 以上のことから、将来は、今の等々力緑地以上に、利用者にやさしい公共施設となるものと予測する。 さらに、今後の詳細設計にあたっては、施設の整備においてユニバーサルデザインに基づく計画を基本とし、だれでも利用できるトイレの設置やインクルーシブ遊具の設置等の環境配慮を検討する。 したがって、保全目標とする「高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備すること」を満足するものと評価する。

表 2-1(5) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
地域交通	交通安全、交通混雑	生活環境の保全に支障がないこと	<u>関連車両の走行による交通安全への影響</u> 計画地内の道路については、現中央園路の一般車両の通行を禁止し、さらに敷地全体の歩行者動線・自動車動線の再整備と施設の再配置を行うことにより、敷地内は歩行者中心の安全・安心な空間となり、公園中央部の分断も解消されると予測する。 また、公園内の道路は、計画地東側外周に新設する外周園路も含め、歩車分離を徹底することから、計画地内は、現在よりも安全・安心な空間として利用できるものと予測する。 計画地周辺については、主要な自動車動線のうち、計画地外周の道路については概ねマウントアップされた歩道が整備されていることから、交通安全の面からは大きな課題はないと予測する。 幹線道路である市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）については、道路を横断するための信号待ちの際に、安全面での課題があるが、本事業で多摩川との連絡路を整備することにより、安全に横断することができるようになるかと予測する。 しかし、同じく幹線道路である国道 409 号線（府中街道）や県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）については、幅の狭い歩道や不連続な歩道の区間、路側帯のみの区間があり、中原警察署作成の交通安全マップにおける要注意箇所が複数存在するなど、交通安全の観点から課題の多い道路であり、関連車両の走行に関しては、交通安全に十分配慮する必要がある。なお、「第 2 次川崎市道路整備プログラム」によると、都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）の路側帯のみの区間は、令和 7 年度末までにバイパスが完成予定、計画地に接する国道 409 号（府中街道）の工区の整備は、令和 11 年度末までに完成予定となっている。 今後は、現地調査により現況の自動車交通の状況を把握するとともに、関係機関との協議を踏まえ、それぞれの道路における交通安全の配慮のために本事業として実施可能な対策を検討する計画である。これらの検討により、計画地周辺の道路は、現在よりも安全・安心な空間として利用できるものと予測する。 したがって、保全目標とする「生活環境の保全に支障がないこと」を満足すると評価する。

表 2-1(6) 環境影響の評価の内容

計画段階環境配慮項目		保全目標	評価結果
地域交通	交通安全、交通混雑	生活環境の保全に支障がないこと	<u>関連車両の走行による交通混雑の影響</u> 供用時の関連車両が走行する主要な自動車動線として、国道 409 号（府中街道）と、市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）からのアプローチを計画している。国道 409 号（府中街道）からの動線は「等々力緑地入口交差点」に集中することとなり、市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）からの動線は 3 つの交差点に分散されるものの、再編整備による等々力緑地の利用者数の増加により、関連車両台数も増加することが予想されるため、これらの交差点への交通負荷が懸念される。なお、「第 2 次川崎市道路整備プログラム」によると、「等々力緑地入口交差点」を含む計画地に接する国道 409 号（府中街道）の工区の整備は、令和 11 年度末までに完成予定となっている。今後は、現地調査により現況の自動車交通の状況を把握するとともに、関係機関との協議を踏まえ、交通混雑、渋滞等の発生を予防するために本事業として実施可能な対策を検討する計画である。あわせて、イベント時の公共交通機関等の利用促進を図るなど、自家用車の増加を抑えるための措置も検討する。これらの検討により、交通混雑、渋滞等の影響は軽減できるものと予測する。 また、現況の駐車場については、J リーグ開催等のイベント時の駐車待ち車両の発生や、イベント終了時に出庫車両が短時間に集中し、周辺道路への負荷が一時的に大きくなることから、課題となっていることから、将来の駐車場は 5 ヶ所に分散配置し、駐車台数については、現地調査結果を踏まえ、事業の詳細検討を進め、必要台数を確保するよう計画するものとする。また、関係機関との協議を踏まえ、入出庫時の交通混雑、渋滞等の発生を予防するために本事業として実施可能な対策を検討する計画である。あわせて、イベント時の公共交通機関等の利用促進を図るなど、自家用車の増加を抑えるための措置も検討する。 これらの検討により、交通混雑、渋滞等の影響は軽減できるものと予測する。 したがって、保全目標とする「生活環境の保全に支障がないこと」を満足すると評価する。

第3章 環境配慮計画書に対する 市民意見等の概要と 環境配慮計画策定者の見解

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解

1 環境配慮計画書の縦覧等

(1) 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所は表 3-1 に示すとおり、令和 5 年 4 月 21 日（金）から令和 5 年 5 月 22 日（月）までの 32 日間、中原区役所、川崎市環境局環境対策部環境評価課にて縦覧された。

表 3-1 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 5 年 4 月 21 日（金）～令和 5 年 5 月 22 日（月）（32 日間）
縦覧場所	中原区役所、川崎市環境局環境対策部環境評価課

(2) 説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年 12 月、市条例第 48 号）第 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき、環境配慮計画書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数は、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数

	第 1 回	第 2 回
開催日時	令和5年5月13日（土） 1回目：10:00～10:56 2回目：11:00～11:31 3回目：12:00～12:55 4回目：13:00～13:56 5回目：14:00～14:54	令和5年5月15日（月） 1回目：15:00～16:01 2回目：16:03～16:43 3回目：17:00～17:36 4回目：18:00～18:23 5回目：19:00～19:41
場 所	等々力緑地内 等々力球場会議室（川崎市中原区等々力 1 番1号）	
参加人数 （来場者数）	39 名	47 名
質問者数	20 名	11 名
説明者	・川崎市建設緑政局富士見・等々力再編整備室 ・株式会社ポリテック・エイディディ	
説明会開催の 周 知 方 法	・「等々力緑地再編整備・運営等事業に係る『環境配慮計画書』の説明会のお知らせ」を、令和 5 年 4 月 25 日（火）、4 月 27 日（木）、4 月 28 日（金）、5 月 1 日（月）に関係地域の住戸に個別配布（ポスティング）した。	
環境配慮計画書の 内容の周知方法	・説明会出席者に対し、環境配慮計画書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。 ・説明用あらましを印刷したものを資料として配布した。	

(3) 意見書の提出数

意見書： 14 名 21 通

2 市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解

環境配慮計画書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する環境配慮計画策定者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、本章の「環境配慮計画策定者の見解」に記載する「事業者」は、「等々力緑地再編整備・運営等事業」について令和 4(2022)年 11 月選定した事業者（川崎とどろきパーク株式会社）のことをいう。

(1) 環境影響評価について

(1) 気候変動の影響への適応について	
① 浸水対策、雨水貯留機能の拡充について	
② 暑熱対策について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 浸水対策、雨水貯留機能の拡充について	
ここは、大雨が降った時、深刻な浸水地域ですが、釣り池、グラウンドの「雨水貯留機能」の整備が言われていますが、この機能はここだけでなく、さらに拡充しなければならない、と思いますが、見解をお聞かせください。 浸水を防ぐ施設は完備してください。 P9,14「現在の催し物広場→駐車場」・駐車場になることで、水害の不安（地面がコンクリート等になった場合、水が留まるのでは） P163 ウ 自然災害リスクの状況、 P164 オ 地形・地質の状況 氾濫平野 砂利採取 軟弱な地質。 これ等が一番の心配な土地、大規模な緑地再編整備で池や広場で洪水対策に興味深く拝見させて頂きました。市民ミュージアムの収蔵庫が地下に作られて、これは水害が起こる土地であるにも関わらずの事、こんな事を後になってどうしたらとなるようなお粗末さ、大きな事業の前の準備にはどうぞ現地を沢山歩いて下さい、お願いします。	本事業では、防災機能として釣り池に雨水貯留機能と流出抑制機能を位置づけており、約 20,000 m³の雨水貯留量を確保するとともに、効率的に水位を調整できるよう、可動堰等を設置する計画です。また、既存の地形を活用した「魅力ある園路（水と親しめる散策路）」を雨水・浸水時に雨水を一時貯留する浸水エリアとして計画しており、5 年確率降雨（1 時間降雨量 52mm）時にも、等々力緑地のスポーツ施設等に浸水の被害が及ばないような対策を講じます。 なお、釣り池とは別に、新たに整備する施設については、関係法令等に則り、雨水貯留施設について、事業者とともに検討します。 今後、事業者による詳細設計においては、多摩川氾濫時に想定される浸水深に配慮した電気室、機械室等の設備関連諸室の設置高さを検討します。 また、建築物は大雨や水害、内水氾濫を想定し、止水板の設置等を検討します。
② 暑熱対策について	
現正面広場、野球場周辺から競技場周辺は、照り返しがあり通るだけできついです。緑を増やし、地面の素材を変えてください。	本事業では、緑地内の樹林地及び水辺を極力保全するほか、新設樹林系緑地や広場系緑地の創出、植樹、水と触れ合える場の創出、四阿やパーゴラの整備等を行うことにより、暑熱対策の機能を将来も維持していく方針です。

(2) 騒音について ① 道路交通騒音について ② 公園利用（スケートボード）による発生音について ③ 公園利用（球技専用スタジアム）による発生音について ④ 公園利用（野球場）による発生音について ⑤ 公園利用（催し物広場、とどろきアリーナ付近）による発生音について ⑥ 公園利用（全般）による発生音について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 道路交通騒音について 中央園路の一般車両の通行禁止に伴い、外周園路の整備を行う等々力地区を囲む外周園路は地区住民の生活道路です。公園利用が増え車両通行量が増えた際の騒音、またイベント時などの車両混雑による緊急車両の遅延等に配慮した整備をお願いしたいです。	
外周園路の整備に伴い発生する道路交通騒音については、今後、現地調査により現況の騒音の状況を把握するとともに、本事業として実施可能な対策を事業者とともに検討します。	
② 公園利用（スケートボード）による発生音について 第 5 章ではオープンスペースについて触れられているが、第 1 章 29 ページの緑化計画図によると、現フロンターレ公園部分は除去され計画地となっており、オープンスペースとなると思慮。当方は現テニスコート裏手の集合住宅の住人だが、2020 年に等々力球場の周囲がオープンスペースに改悪されてから、広場は深夜早朝のスケボーの溜り場と化し（SNS で拡散された模様）、音に引寄せられた爆音バイクも公園周囲をサーキットのように走り回り、深夜早朝の騒音と治安の悪化にこの 3 年間ずっと耐え続けている。何度も深夜に警察に通報、サンキューコール川崎に投稿、道路公園センターに直訴しているものの、「夜間のスケボー禁止」の立て看板設置のみで、全く効果無し。現在でも毎晩のように、深夜早朝に平気で雄叫びを上げながら叩きつける音を立て、警官の注意を受けても、暫くいなくなってからまたやって来る始末で、非常に悪質である。オープンスペースが公園跡地のみならず、スタジアム前広場一帯まで広がるとなると、どれだけ深夜のスケボーの溜り場となるのか、大変危惧される。5 月 13 日に開かれた説明会第 1 回では、多摩川沿いの多目的広場横にスケボー限定スペースを設け、他のオープンスペースは、府中街道沿いの正面広場と同様に、昼夜全面禁止すると説明されたが、この昼夜全面禁止を必ず徹底していただきたい。また、禁止するだけでなく、悪質である違反者の取締りも徹底していただかないと意味が無い。さらに、それでもオープンスペースでのスケボーが続くようであれば、スケボーができないような塗装を路面に施す等、必ず効果のある対策を実施していただきたい。	
スケートボード等ができるストリートスポーツのエリアを、多摩川側の多目的広場付近に計画する方針です。 その他のオープンスペースでのスケートボードの利用については、事業者とともに対応について検討します。	
次ページに続く	

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
以上、公園周囲の住環境の保全のみならず、悪化の改善をお願いいたします。公園再編整備による生活環境への影響や騒音は、車両によるものだけではありません。 最後に、スケボー防止方法の一例が載っている某施工業者のホームページのリンクを、参考までに載せます。 https://www.ispage.net/sp/skateboard/	(見解については前ページ参照)
③ 公園利用（球技専用スタジアム）による発生音について	
市の環境配慮計画には近隣住民が受けている騒音や道路混雑が全く欠落しています。計画書の騒音をのべている 145 ページでは、自動車交通に関して述べているが、今回の最大の目玉である競技場を球技場専用のスタジアムに改築する時、その競技場から発生する騒音はなぜ計画書に反映されていないのですか？ 周辺住民はサッカー開催時の場内アナウンスが最大のボリュームで放送し、その騒音に悩まされています。競技場の 2 階部に壁がなく住宅地にもろにその音がぶつかって来る。周辺数百メートルまでその騒音が届いているが、明らかに騒音規制値を上回っています。川崎市はこの現状を知らないのか、故意に目をふさいでいるのか。こんな環境配慮計画はとても認められるものではありません。 競技中のアナウンスや観客の歓声は避けられないものであるなら、少なくとも競技場から住宅地に届く騒音を最大限少なくする努力が必要です。新設される競技場の建設で、スタンドの 2 階部分を壁で覆うようにするだけでも騒音の環境が改善するものと考えます。 環境配慮計画に競技中のスタンドから発生する騒音をなぜ欠落させたのか？ の回答を頂きたい。また、騒音を減らすための新建築での対策をしっかりと書き込んで下さい。	項目選定は「川崎市環境影響評価等技術指針」を参考に行いました。球技専用スタジアムへの改修にあたっては、南北にサイドスタンド、東側にバックスタンドを計画していることから、発生音影響への配慮を事業者とともに検討します。 また、現状を鑑み、環境配慮が必要と考えられることから、球技専用スタジアムでの競技やイベント等開催による発生音影響の低減のための方策を事業者とともに検討します。
④ 公園利用（野球場）による発生音について	
野球場の騒音がひどいです。現競技場と合わせて音が近隣に響かない対策をお願いします。 出来なければ、現在も今後も応援自粛を徹底することを条件にしてください。今までは、コロナ下で自粛されていたので、静かでした。	等々力球場から発生する発生音については、現状を鑑み、試合等開催時による発生音影響の低減のための方策を事業者とともに検討します。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
2020 年に等々力球場が新しくなって以降、公文書館の向かいにあった広場周辺の林が無くなり、球場のアナウンスや応援の鳴り物、音楽がまともに中原小学校の方まで反響するようになり、現テニスコート裏手で球場と小学校の間に位置する自宅では、あたかも隣接の小学校で鳴り物や音楽を流しているように聞こえ、換気をしたくても煩さすぎて窓が開けられない。特に野球の大会は週末が多いため、暑さと球場からの騒音により週末の休息が取れず、非常に迷惑である。今後テニスコートが駐車場となり、フロンターレ公園も撤去されると、同時に公園周囲の木々やテニスコート施設も撤去され、球場から中原小学校にかけて、防音効果のあるものは、市道 11 号線沿いの保全緑地のみとなる。これではさらに球場からの騒音が大きくなる一方なので、テニスコート跡地の駐車場への車両侵入口とスタジアムに向かう歩道との間や、球場の周囲に、市道沿いの保全緑地と同じような防風、防音林の並木（新設の樹林系緑地）をぜひとも造設していただきたい。また、球場のアナウンスのマイクが、応援や鳴り物の音を拾って周囲に拡散する拡声器となっている可能性もあるので、アナウンス以外はマイクをオフにする、スピーカーの向きを場外に拡散しない向きにする等の措置を講じていただきたい。そもそも、アナウンスや音楽は場内で聞こえれば十分なはずで、中原小学校に達するほど音量を上げる必要はないはずである。	(見解については前ページ参照)
⑤ 公園利用（催し物広場、とどろきアリーナ付近）による発生音について	
P4「現在のとどろきアリーナの場所→再整備後は新設緑地（広場系緑地）」 ・「イベント等の開催空間としても活用できる芝生広場の整備」とありますが、この辺りは、住宅が近くにあるため大きな音を出すようなイベント・スポーツ等の開催は適していません。 ・現状アリーナ前の屋外スペースと催し広場で行われるイベント・スポーツ等による騒音（音楽、マイク、かけ声・声援（スポーツ）、車のドアを閉める音）に困っています。 ・とどろきアリーナが、市民ミュージアムの場所に移ると聞き、現在の場所よりは適していると思いますし、近隣住民への配慮をしてくださったのかと嬉しく思いましたが、再整備後もイベント等の開催が出来る場所を予定しているようなので不安です、イベント等は、公園の中央住宅から離れた場所で、常識の範囲内でお願いします。	催し物広場やとどろきアリーナ付近からイベント・スポーツ等により発生する発生音については、現状を鑑み、発生音影響の低減や近隣の皆様への配慮について事業者とともに検討します。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
P9,14「現在の催し物広場→駐車場」 ・催し物広場でなくなることで、現状の騒音によるストレスが軽減されるのではと期待 [現状] ・運営するのに賑わう空間とする事はわかりますが、現状本当に騒音で困っていて、ストレスを感じている事をわかって欲しいです。 ・アリーナ前の屋外スペースや催し物広場でのイベントやスポーツの大会（全てではありませんが）等の騒音は特にどうかして欲しいです。 うるさくても、土曜・日曜・祝日は電話もつながりません。 電話できたとしても。イベント中や楽しんでいる人たちになかなかもう少し静かにして欲しいとは言いがたいし、気が重いです。 ・イベントやスポーツ等を計画する時、申し込みがあったとき、どのような基準で判断しているのでしょうか。 その場所が適しているのか、近隣住民のことは考えてくださっていますか。 ・過去に住宅近くの屋外で、プロレス（マイクを使った実況）、映画の上映、バンドの演奏等がありました。（場所さえ考えてくだされば、問題ないと思いますが）近隣のことは、考えてくださらないのだと特に感じました。 ・たまにお手紙でお知らせしてくださいますが、「前もって知らせておけばいい」「がまんしてください」と言われているように感じます。 ・こちらが言わなくても運営側が配慮してくださるのが一番ありがたいです。	（見解については前ページ参照）
⑥ 公園利用（全般）による発生音について	
運動施設の更なる拡充ですが、周辺住民への騒音対策、交通渋滞による安全対策、道路整備など環境問題としての対応についての見解が明確にありません。対応策をお示ください。	等々力緑地の公園利用により発生する発生音については、現状を鑑み、発生音影響の低減や近隣の皆様への配慮について事業者とともに検討します。

(3) 緑の量について ① 樹林地の保全と整備について ② 樹木の伐採について ③ 移植について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 樹林地の保全と整備について	
再編整備の一番の柱として、「誰でもが心地よく過ごせる等々力緑地」とあり、「誰もが緑のなかで癒され、リラックスしながら自由な時間が過ごせるような広場や散策が楽しめる樹林地、緑と水の風景を眺めながら静かにゆったりと寛げる空間など、公園本来の目的である憩いの場の提供を行います。」「みどりをつなぎ、活かす等々力緑地」と目指すべき将来像が描かれています。施設の配置状況を見ると環境保全がほんとうに「柱」として、整備されるのか、そこが後景に追いやられて、賑やかな騒々しい総合公園になってしまわないか、危惧をします。新設緑地として樹林緑地がありますが、整備は多摩川の寄りに限られています。もうひとつ新設緑地として広場緑地の整備があります。芝生広場が主なようですが、この一帯にも緑地の中央部にも樹林緑地は整備できないのか、特に夏場の緑陰にもなると思います。みどりの配置が公園の周り、淵のところに偏っているのではないか、明確な見解を。	等々力緑地内のまとまった樹林地と水辺は、可能な限り保全する方針で計画しています。 再編後は新設の緑地を含め、緑化面積率30%以上の緑地を確保する計画です。地球温暖化対策として、植樹も積極的に行ってまいります。 既存緑地、新設緑地とも、良好な生育が見込める計画とするよう、事業者とともに検討します。 緑地の配置については、周辺住居のプライバシー確保等を考慮する方針としています。 また、等々力緑地内部に新設する広場系緑地についても、広場の外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースの創出と、緑陰空間の確保に努める方針としています。 さらに、新たに整備する園路には並木を整備し、緑陰のある歩行空間として整備する方針です。
P10,11「植樹と落ち葉」 ・なるべく今ある樹木は保全して欲しい。 ・今ある樹木は、間隔が狭いように思います。 ・大きく成長する樹木は、そのことを考えて植えた方がいいと思います。	
・緑の量について 緑地面積が現況と同程度の30%という計画ですが、今後、温暖化がますますひどくなり、2050年には平均気温が、今より1.5～2°高くなることを想定した計画とは思えません。以前あった入口すぐの草花広場、噴水、桜の並木、プール周りの樹木、はす池（オタマジャクシやカモなど自然にふれあえた）、奥の水車・・・などなくなり、そのほとんどがコンクリートで固められました。 その上、さらに駐車場を増やし、コンクリートの面積を広げる計画には反対です。緑豊かな自然一杯のCO ₂ をへらす公園にしてください。	

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
緑地面積を 30%確保では少なすぎます。地球温暖化がさらに進むことを考え、50%の緑地にしてください。(建物を増やす計画なのですから)	(見解については前ページ参照)
② 樹木の伐採について	
再編整備で等々力緑地の緑が大幅に削減される計画になっていることは大問題です。P-187 では、「現在の緑地面積 5.2ha のうち将来 4.0ha を保全緑地として確保する。」と言っているが、これは 1.2ha 削減するということである。新設緑地を 1.4ha 整備するから緑地は増えると言い訳しています。 ここで問題なのは、神宮外苑の樹木 2000 本の伐採が大きな社会問題になっているように、巨樹の伐採は緑の量として CO₂ の吸収で地球温暖化対策に貢献している役割を投げ捨てる行為と言えます。 等々力の計画では、催し物広場の桜並木、ふるさとの森、釣り池東側の外周道路建設などで、多くの巨樹が伐採される運命にあります。下水処理場の北側に幼木を植樹しても、伐採される樹木の緑の量を取り戻すには何十年～ 百数十年もかかることを考えると、追加の植樹で取り戻すことは出来ません。 川崎市が地球温暖化対策で目標を決め取り込んでいることと矛盾した樹木の伐採計画は改めるべきです。	等々力緑地は、多摩川の旧河道にあたり、1930 年代に大規模な砂利の陸上採取が行われ、1950～1960 年代に埋立てられた人工地形です。1962 年より公園施設の造成が進められ、段階的に施設の整備が行われてきました。ふるさとの森については、1975 年に最初の植栽が行われています。約 50 年が経過し、現在は、高木を主体とする貴重な樹林地となりました。このため、等々力緑地内の高木や樹林地は、可能な限り保全する方針で計画しています。樹高 10m 以上の樹木は保全に努め、その他の樹木についても、可能な限り現位置で保全する方針です。 等々力緑地は、施設の老朽化や周辺人口の増加、その他、社会的環境の変化や公園に求められる多様なニーズを背景に、再編整備が求められています。 再編整備を行うにあたり、やむを得ず伐採が必要となる樹木もありますが、新設の緑地を含め、緑化面積率 30%以上の緑地を確保する計画です。地球温暖化対策として、植樹も積極的に行ってまいります。
先日の市の説明会で、釣り池の東側に建設する外周道路は片側 3.5m 2 車線と歩道 2m で合わせて 9m 幅の道路が通ると聞きました。現地で実測すると、今の生活道路は幅 4.5m です。9m の道路を通すには、緑の遊歩道を半分くらい削らなければなりません。 計画道路に沿って 10m 以上の高木を数えましたが、123 本もありました。市は 10m 以上の樹木は伐採しないと言っていますが、外周道路建設には多数の緑の木が伐採されることは確実です。また等々カクラブハウス門前は道路と緑地を合しても幅が 6m 弱しかありません。 計画地の北側に植樹するので緑の面積は増えると説明していますが、高木と幼木では緑の量が違います。植樹した幼木が 10m 以上の高木になるには 20～30 年かかります。市の地球温暖化対策に逆行する計画は問題が多いですね。中止しかありません。	なお、現中央園路については、J リーグ等イベント開催時のみ一般車両の通行を禁止しておりますが、今後、公園利用者の安全・安心な空間の確保や公園中央部の分断の解消、柔軟な施設配置を行うため、現中央園路の一般車両の通行を禁止し、車両の通れる外周園路の整備を行うものとなりました。整備にあたっては、既存の樹木の取り扱いについて事業者とともに検討します。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
10メートルを超える木は残すとのことです が、それより低い木も残してください。さらに 緑地部分を増やしてください。貴重な緑地で す。 今ある木をすべて残す、そして生かす方向 で計画を立てていただきたい。10m以下の木 も切らないで！ 計画を先に机上で立ててから木があるのは 邪魔だから木を切るという発想はやめてほし い。 テニスコート跡地の駐車場は、イチョウと 杉の木は残して保全していくことと思ってい ますが、宜しくお願いします。	(見解については前ページ参照)
③ 移植について 伐採する広葉樹の一部を小杉公園に移植し てください。小杉公園は夏日影がなく、子供達 が遊べなくて困っています。	
	まとまった緑地は可能な限り現位置で保全 する方針です。 樹木の移植という方法もありますが、自然 に成長した樹木は根を広く張るため、移植木 へのダメージが大きく、移植木の活着及びそ の後の成長には、移植先の環境も影響します。 以上の理由から、移植は限定的な措置となる ことをご理解下さい。 また、こすぎ公園（小杉町2丁目295-3）の 現状を踏まえたご要望については、担当部署 に伝えます。

(4) 人と自然とのふれあい活動の場について ① 桜の木について ② 芝生広場について ③ 空地について ④ 植栽樹種、花壇づくり、蓮池について ⑤ 多摩川への連絡路について ⑥ 外周園路の整備について（自転車）	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 桜の木について 市民はお花見を楽しみにしているので、桜の木はなるべく保存してください。	
桜の名所としての歴史を継承し、既存の桜は可能な限り保全するとともに、新たに植栽することにより、桜の並木を形成する計画です。	
② 芝生広場について 運動施設や建築物が多すぎます。市民が自由に寛げる大きな芝生広場を設けてください。	
新設の広場系緑地として、球技専用スタジアムと等々力球場の間付近に、まとまりのある芝生広場を設ける方針です。	
③ 空地について 私は西丸子小の裏、サッカー場のすぐ裏●●に住む●●と申します。 先日の説明会において、ここの三角地に店舗が計画されていると知り大変困惑しています。 この空地は一見何も無い無駄な土地に思われるかも知れませんが夏には子供たちが蝶・トンボ・虫など捕りに来ます。また、親子がキャッチボールをしたり、ファミリーでバドミントンをしたり楽しんでいます。 「草と土と空」だけで他に何にもないことがどれだけ豊かなことか考えてみて下さい。 昔から等々力緑地は「鳥獣保護区」に指定されていましたが、今や消え失せようとしている中でたったこれだけの小さな本当の自然を失くしてなぜ店舗など必要なのでしょうか。 店か出来れば必ずゴミ問題も生じます。 「資料 10 ページ」の「人と自然とのふれあい活動の場」と唱うだけでなく、正しく実現して頂きたいです。等々力緑地の多様性をこの小さな空間に残していただくことを強くお願いします。 更に個人的にも目の前に突然店舗が出来るととても迷惑です。	
本市として民間提案に求める施設機能については、これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた飲食・物販、スポーツ、市民活動、生涯学習、趣味、学び、体験、文化など多様なニーズに対応する提案を求めています。また、提案にあたっては、周辺地域の環境や都市基盤への影響を考慮したものとなるよう求めています。 ご提案は事業者に申し伝えます。	

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
④ 植栽樹種、花壇づくり、蓮池について	
P10,11「野鳥観察会等の活動」 ・野鳥・虫が好む植樹（柑橘類とか）	「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑を保全するとともに、地域の植生、生物多様性に配慮した良好な緑地環境、四季折々の風景を創出する方針です。 また、彩りある花壇やプランターをエントランスや園路沿いなどに整備し、市民ボランティアとの協働により維持管理していくこと、さらに、中原区の木である「モモ」についても活用していく方針です。 樹種等のご要望につきましては、事業者に申し伝えます。
P10,11「花だんづくり」 ・植える植物は、場所によっては、一年草もいいと思いますが、一年草だと花が咲き始めた頃はきれいですが、きれいな状態で維持するのは大変ですし、花が終わったら終わりです。 ・季節ごとに植え替える一年草ではなく、宿根草がよいのでは。 ・宿根草は花はもちろんです、植物が自然とその時期になったら見せてくれる姿、葉の色や形を楽しめます。 ・宿根草植え替えはなくても手入れは必要なので、バランス（公園全体の）よくきれいに維持できるようボランティアの方をお願いできればもっと公園が素敵になると思います。	
緑地公園ではなくなる感じがします。	
正面広場近く、府中街道→市道宮内 105 号に入る角地、桃の木（中原区の木）H29.3 月大雨の中植樹に参加し成長を楽しみにしてきましたが一本も育っていません。植樹再生してください。	
私達地元民が愛した蓮池が無くなり 10 年が経ちました。蓮の花の開く音、カワセミの宝石のような美しさ、自然いっぱいの緑地の保全と沢山の人が集えるこの地をどうぞ次世代へ素敵な緑地で手渡してあげてください。	
⑤ 多摩川への連絡路について	
多摩川への連絡橋の建設は、大賛成です。多摩川と一体となり、開放感が広がります。	多摩川への連絡路を整備することにより、多摩川と等々力緑地の一体的な利用の促進を図ります。
⑥ 外周園路の整備について（自転車）	
多摩川と等々力緑地を結ぶ橋を整備し、一体的な利用を進める多摩川にはサイクリングロードがあり、等々力緑地公園に立ち寄る、または外周園路を利用するサイクリストは多数見込まれます。外周園路に自転車専用レーンの整備をお願いしたいです。	外周園路は、車、歩行者、自転車が通行可能な動線を確保する方針です。 なお、外周園路に自転車専用レーンの整備は計画しておりません。

(5) 利用者にやさしい公共施設について	
① 子どもの遊び場について	
② 寛げる憩いの場について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 子どもの遊び場について	
現在の子どもの遊び場である 3 か所のアスレチックは全て駐車場と陸上競技場の建設でなくなってしまう計画になっている。緑地の中央にまとめた遊具をつくると言うが、今あるような親子で気軽に遊べるアスレチックなどを周辺 3 か所は作って欲しい。	釣池南側の芝生広場内や、ふるさとの森内などに子どもの遊び場を設けるほか、屋内遊戯施設を整備する方針です。
② 寛げる憩いの場について	
全体的に小さな子ども、お年寄りが憩える場が少ないように感じます。	等々力緑地再編整備実施計画では、「等々力緑地の目指すべき将来像」の一つに「誰もが心地よく過ごせる等々力緑地」を掲げており、静かにゆったりと寛げる空間など、公園本来の目的である憩いの場の提供を行います。
今の等々力緑地はベンチが全体に少ないので、ベンチを増やして P10「緑の中で癒され、リラックスしながら自由な時間が過ごせるような・・・、風景をながめながら静かにゆったりと寛げる空間など憩いの場」となるよう、高齢者にもだれにでも優しい等々力緑地にしていきたい。スポーツ公園ではないですね！	

(6) 交通安全・交通混雑について ① 駐車場計画（駐車場台数・駐車場数）について ② 駐車場計画（配置計画等）について ③ イベント時の交通手段の整備について ④ イベント時の歩行者交通による周辺への影響について ⑤ バス停及び歩道の整備について ⑥ 等々力緑地周辺の道路混雑について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 駐車場計画（駐車場台数・駐車場数）について	
・緑の量について 緑地面積が現況と同程度の 30%という計画ですが、今後、温暖化がますますひどくなり、2050 年には平均気温が、今より 1.5～2° 高くなることを想定した計画とは思えません。以前あった入口すぐの草花広場、噴水、桜の並木、プール周りの樹木、はす池（オタマジャクシやカモなど自然にふれあえた）、奥の水車・・・などなくなり、そのほとんどがコンクリートで固められました。 その上、さらに駐車場を増やし、コンクリートの面積を広げる計画には反対です。緑豊かな自然一杯の CO ₂ をへらす公園にしてください。	再編整備に伴い、関係法令等に則り、必要な駐車台数を確保する計画です。
駐車場利用による影響に「Jリーグ開催等のイベント時には、駐車待ちの車両が発生しやすく課題」としているが、近隣住民として見ている限りでは、待ち車両は限定的でそれによる混乱が発生しているほどではない。また、イベント終了時に在庫車両が短時間に集中しているかもしれないが、周辺道路が混雑していること見受けられない。これを理由に駐車場を追加整備することは疑問である。せっかく減少した駐車場数をそのままとして抑える。将来、自動車利用の予測なども踏まえ検討すべき。	
② 駐車場計画（配置計画等）について	
P9,14「現在の催し物広場→駐車場」 ・駐車場になることで、交通渋滞の不安 テニスコート後地の駐車場化は、中止してほしいです。出入の安全面から。 バス停から正面広場、野球場、サッカー場とズーとコンクリートが続き等々力緑地公園とは思えません、今後水と親しめる散策路の連がって現催し物広場を残して下さい。ここにコンクリートの駐車場は不要で、反対です。	駐車場は、等々力緑地全体の集客の増加などによる周辺道路への影響や、計画地内の歩行者と自動車の交錯解消にも配慮しながら、利便性を考慮して敷地外縁部に配置しました。 また、駐車場利用者の安全性に配慮し、歩車分離を原則とし、出来るだけ死角の無い計画とする等、駐車場の設置によって、交通安全、交通混雑の新たな問題が生じることのないよう、事業者とともに検討します。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
③ イベント時の交通手段の整備について	
競技場から帰る交通手段を整備して欲しい。人流に逆らって帰宅する近隣住民は大変困っています。	イベント終了時の周辺道路の混雑緩和のため、下記のような配慮を、事業者とともに検討しています。 ・カーシェア、サイクルシェアの導入等。 ・イベント時の駐車場料金の見直しにより、自動車交通の時間的分散を図る。 ・イベント終了後の飲食店等の来店促進により、自動車交通の時間的分散を図る。 ・イベント開催時の正面広場の臨時バス発着スペースへの誘導（案内サイン、誘導員等）による臨時バス利用の促進。
駐車場整備にかわり、公共交通機関等の利用促進を図る検討もされているようだが、イベント開催者側に負担、チケット提示でシャトルバス無料などとし、イベント開催者側と来場者に上手に負担させる仕組みを構築すべき。	
「関連車両の走行に関しては、交通安全に十分配慮する必要がある。」また、「公共交通機関等の利用促進を図るなど、自家用車の増加を抑えるための措置も検討する」とあるが、イベント時は、車の渋滞でバスの乗車時間が読めない。道路には歩行者があふれいつ事故が起きてもおかしくない状況である。今後再編整備後利用者数の増加で関係車両数も増加が予想されることから、公共交通機関等の利用促進を図るなど、自家用車の増加を抑えるための措置についてどのようなことを検討していくのか具体的な方策の提示を望む。評価結果にある「交通混雑、渋滞は軽減できるものと予測する。」とあるが納得できる説明にはなっていない。	
④ イベント時の歩行者交通による周辺への影響について	
サッカー終了時は周辺道路が人人人で溢れ、住民は1時間ほど家に帰れない状態だが、この道路混雑について環境配慮項目に書いていません。どうしてなのでしょう？ 環境配慮計画の環境要素の項目選定（p.153.157）でも、環境配慮事項（p226）でも、環境影響評価の内容（p233）を見ても、交通問題で自動車の混雑や駐車場の利用には触れているが、交通には人の流れ、自転車の走行も含まれるはずですが一切触れていないのが特徴です。 共用時の影響を予測し評価するのが今回の「計画」の目的のはずです。最も事業計画地に隣接し、多大な影響を受けている周辺道路の過密な道路混雑を環境評価から外している理由を明らかにして下さい。 計画では球技専用競技場は2万5千人から3万5千人に観客が1万人増えるとされています。周辺住宅地の道路混雑はさらに激しくなることは目に見えています。 イベント時の周辺道路の混雑をどう解決するのか？を環境配慮の重点項目として選定してください。	今後、現地調査により現況の歩行者交通の状況を把握するとともに、関係機関との協議を踏まえ、道路における交通安全の配慮のために本事業として実施可能な対策を事業者とともに検討します。 なお、歩行者による周辺道路の混雑緩和のため、下記のような配慮を、事業者とともに検討しています。 ・イベント終了時の交通手段の確保。 ・誘導員による交通整理。 ・イベント終了後の飲食店等の来店促進により、人流の時間的分散を図る。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
計画地周辺の交通安全への影響に「主要な自動車動線のうち、計画地外周の道路については概ねマウントアップされた歩道が整備されていることから、交通安全の面からは大きな課題はないと予測する」とあるがイベント会場には、バスで来場可能であるが、最寄りの鉄道駅(武蔵小杉、新丸子、武蔵中原)から概ね2km 以内のため徒歩で来場する人も相当数いる。 それらがどの程度発生しているかは、今回の環境配慮計画書作成にあたり調査済かと思われるので、地元住民に対して、その状況も公開願いたい。 それらの来場者は 1 つの経路でとどろき緑地に向かうわけではなく、武蔵小杉駅からであれば、府中街道やその他狭小な生活道路にまで入り込み、様々なルートを使用して会場に向かう。今回の環境配慮計画書を見るところそのような状況が示されておらず、主に車が利用する主要ルートでの対策を検討されているようである。特に府中街道など歩車分離されていない区間、歩車分離されていてもすれ違いもできないような歩道である部分は、現時点でも歩行者・自転車が車道に飛び出して行き交うために早急な対応をすべきであるのは計画書のとおり。中原警察署の要注意箇所とされているのは一般的な自動車等交通上の要注意であり、イベント時のような特異日に発生している人の流れ(横に広がって歩く、人の列を交わすために車道に飛び出す自転車、人の流れを避けるために、車道を逆走する自転車)を想定したものではない。この点でもイベント等の特異日の歩行者・自転車の流れを調査し対策すべきである。 来場者に対しては誘導看板など道路案内を強化し、できるだけ 1 ルートを誘導するような工夫をすべきである。来場者の会話や騒音などから近隣住民の環境を守るためにもその努力は必要。	(見解については前ページ参照)
⑤ バス停及び歩道の整備について	
現状でも、陸上競技場でのサッカー等催し物がある日の、409 号線の混雑（特に夜間の帰り）溝口方面はバス便も少なく、バスが止まっている時間が長いため車の追い越しが危険です。 道路の拡幅計画があるということですが、いつなのか不明なうえ途中までです。現在も溝口方向、薬師前バス停で待っている方が乗れず長く停車していることもあります。	今後、現地調査により現況の自動車交通の状況を把握するとともに、関係機関との協議を踏まえ、道路における交通安全の配慮のために本事業として実施可能な対策を事業者とともに検討します。 なお、等々力緑地の最寄りバス停の改善、歩道の改善のご要望については、市の担当部署、並びに事業者を通じてバス運営会社に申し伝えます。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
小杉方面も歩道がなく車に接触の危険があります。(特に夜)	(見解については前ページ参照)
小杉神社から野球場にかけての道路も狭くカーブしていて、歩道もなく危険です。大型車・自転車・人が通ります。改善策をお願いします。	
公共交通機関の状況として最寄りのバス停は、等々力グランド入口(川崎市営バス・東急バス)、市民ミュージアム(川崎市営バス・東急バス)、等々力グランド前など3か所のバス停が主となる。※イベント時は公園内も開放しているが。 このうち、待合い場所が狭い歩道上にある「等々力グランド入口(武蔵溝口方面乗り場)」と「等々力アリーナ前(武蔵溝の口方面乗り場)」はイベント時にバス待ちの列が歩道埋めるため、歩行者が車道に降りて避ける、自転車が車道を逆走するなどがみられる。近隣各バス停のイベント時の状況を調査し、歩道やバス乗り場の拡幅等の検討をすべきである。	
⑥ 等々力緑地周辺の道路混雑について	
運動施設の更なる拡充ですが、周辺住民への騒音対策、交通渋滞による安全対策、道路整備など環境問題としての対応についての見解が明確にありません。対応策をお示してください。	等々力緑地周辺の交通渋滞による安全対策、道路整備など環境問題、道路混雑、イベント時などの車両混雑による緊急車両の遅延等へのご懸念については、等々力緑地全体の課題として、事業者とともに検討します。
市の環境配慮計画には近隣住民が受けている騒音や道路混雑が全く欠落しています。	
中央園路の一般車両の通行禁止に伴い、外周園路の整備を行う等々力地区を囲む外周園路は地区住民の生活道路です。公園利用者が増え車両通行量が増えた際の騒音、またイベント時などの車両混雑による緊急車両の遅延等に配慮した整備をお願いしたいです。	

(2) 事業計画について

(1) 事業計画について ① 事業主体について ② 利用料金について ③ 再編整備中の防災機能について ④ 等々力緑地の目指すべき将来像について ⑤ 事業スケジュールについて	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 事業主体について 市営のまま、運営して行ってほしいです。	
	等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園です。 一方、施設の老朽化や防災対策の充実、社会情勢の変化への対応など、新たな課題が顕在化していることから、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、緑地の再編整備と管理運営を含めた一体の事業としてPFI法に基づく事業手法を活用して実施するものです。
② 利用料金について 大企業9社が特別目的会社（とどろきパーク株式会社）を発足させ600億円余の投資を行うが、利益を上げるため施設の利用料が高くなり市民が気軽に利用できないようになることを危惧しています。市は料金は条例で決めると言っているが、無料で憩える公園が利益追求の運営になれば、事業者も採算第一の運営となることは自明です。事業者の要求で市・議会が安易に値上げを承認することのないよう願います。	
	指定管理者が徴収する施設利用料金は、本市条例で上限金額を定めており、条例で定める金額の範囲内で指定管理者が利用状況等を勘案しながら利用料金を設定することとなります。 条例で定める上限金額については、施設にかかる維持費用や、近隣自治体の同種の施設の料金等を参考に、適切な金額を設定いたします。
③ 再編整備中の防災機能について 災害はいつ起きるかわかりません。再編整備中の広域避難所としての機能はどうするのですか？防災機能は最優先で整備して欲しい。	
	川崎市防災会議において、川崎市全域の防災計画を計画しています。 等々力緑地及び等々力緑地内の施設の地域防災計画上の位置づけは、再編整備の進捗にあわせ、適宜、見直しを行います。
④ 等々力緑地の目指すべき将来像について 「今もこれからも」 P2「①誰もが心地よく過ごせる等々力緑地」 P7「利用者にやさしい公共施設」 利用者だけではなく、等々力緑地周辺、関係地域にも心地よく過ごせるような運営をお願い致します。	
	「等々力緑地の目指すべき将来像（見解書p.13参照）」の実現に向けて、誰もが心地よく過ごせる等々力緑地となるよう、事業者とともに検討します。

市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
⑤ 事業スケジュールについて	
多摩川への連絡路の横はリニアの通気口が出来ます。この工事現場の工事は三年後には終了し、連絡路工事には影響は無いのでしょうか。	多摩川への連絡路につきましては本市と J R 東海で連携して整備します。
現在の野球場工事の時に途中で汚染物質の瓦礫が見つかり、工期が長引きました。ミュージアムの取り壊しやアリーナと競技場奥部分の建て替えは三年で全てを終えられるものなののでしょうか。近隣住民として取り壊しから始まる工事現場の高い塀を廻らされた中を三年間も歩き、汚染された空気を吸わされるのがとても心配です。	本事業の再編整備工事は、環境配慮計画書 p.36 に記載のとおり、令和 8 年度前後に着手、令和 12 年 3 月に工事完了予定であり、工区を分けて順次実施する計画です。 なお、整備にあたりましては、関係法令等に基づき適正に工事を進めます。

(2) 管理について	
① 植栽管理について	
② 降雨後の水はけについて	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 植栽管理について	
等々力緑地全体(43.5ha)の管理と運営を民間で行うと説明があったが、会社は大きな施設で利益を上げようと力を入れるが、利益を生まない緑の植栽などの手入れにお金を掛けなくなるのではと心配しています。今でも草ぼうぼうで手入れが行き届いていないのに、民間がやれば良くなるのですか？ 植栽の手入れや樹木の選定など相当な経費が必要になると思われる。 本書の 148p には、「川崎市緑の基本計画」で等々力緑地は「公園緑地の拠点」「みどりの拠点」と位置付けられている。とのべ、緑の量に配慮が求められている。と述べています。 緑の保全で手抜きがないように市が会社を監督・指導できる体制を確立してください。	緑地の管理運営については、公園利用者が快適に利用できるよう、樹木の刈込や剪定頻度等一定の条件を要求水準という形でまとめて契約しており、川崎市が事業者に対し、管理、監督、指導を行います。 指定管理の評価は、有識者による評価委員会で行う計画としています。 植栽管理等のご要望につきましては、事業者に申し伝えます。 また、道路側溝の管理については、市の担当部署に申し伝えます。
P10,11「植樹と落ち葉」 ・道路沿いの樹木による花粉・落ち葉が側溝にたまっています。大雨の時、雨水が流れず心配です。(伐採はしないでください) ・側溝の掃除を時季をみて最低でも 2 回はしていただきたいです。	
現在もつつじの間から他の木が生えていたり、萱、葛のツタが覆っていたり、きちんと整備されていません。(再編計画があろうが、なかろうが、きちんと予算化してください)	
② 降雨後の水はけについて	
現在の催し物広場は、雨が降った後の水はけが悪く使えません。雨水がしみとおる素材にしてください。緑地全体で保水出来る仕組みにしてください。	現在の催し物広場は駐車場敷地として計画しており、催し物広場は北側に移転する計画です。降雨後の等々力緑地内の水はけの改善に対するご要望につきましては、事業者に申し伝えます。

(3) 環境影響評価手続について

(1) 環境配慮計画書手続について	
① 意見書受付の周知について	
市民意見等の概要	環境配慮計画策定者の見解
① 意見書受付の周知について	
・意見募集のお知らせを全市対象に、わかりやすくお願いしたいです。(市民の財産です)	今後、方法書、準備書、事後調査の手続において、市民意見の募集があります。わかりやすく周知を図るよう努めます。

第4章 環境配慮計画書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画審査書は、令和5年9月14日に川崎市より送付を受けた。

環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表4-1(1)～(3)に示すとおりである。

表4-1(1) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
【全般的事項】 本事業は、既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備事業である。対象計画案において、「位置・規模」については、本事業は既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備であり、複数の対象計画案は想定されないとしている。「配置・構造」については、供用している既存施設と既存計画を前提として、「等々力緑地再編整備実施計画」改定案に対する市民意見等を踏まえて、等々力緑地内の主な施設の再編の考え方や配置案等を絞り込んできたとしている。その上で、「等々力緑地再編整備実施計画」で示した事業手法実現のため、「等々力緑地再編整備・運営等事業」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく特定事業として選定し、本事業の趣旨・目的を踏まえ、実現性が見込まれ、かつ、地域活性化や地域課題の解決が期待できる事業者の提案に基づき、事業を推進していくものとし、複数の対象計画案は設定せず、本環境配慮計画書において重大な環境影響の回避・低減を図るために、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行う対象計画案は、単一案としている。 対象事業の立案等に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画案の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査結果の内容を踏まえること。	現在、計画の詳細検討を進めているところであり、現時点で検討している環境配慮の内容は、条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）（p.23～25 参照）に記載しました。今後、審査結果を踏まえ、環境配慮事項について更なる検討を行っていきます。これらの内容は、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）に記載します。

表 4-1(2) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
(1) 対象計画全般に関する事項 ア 脱炭素社会の実現に向けて、本市では市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入や次世代自動車等の普及促進の取組が進められていることから、温室効果ガスの削減に向けた対策について検討すること。	本事業における温室効果ガスの削減に向けた対策については、エネルギー効率の優れた設備機器の採用に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用を検討していきます。現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.24 参照）に記載しました。 また、環境影響評価項目「温室効果ガス」を選定し、本事業の供用時における温室効果ガスの排出量及びその程度について予測及び評価を実施いたします（p.154～155 参照）。なお、調査、予測及び評価の結果等は、条例準備書で記載します。
イ 暑さ指数（WBGT）による指標を用いた評価等を参考に、様々な公園利用者の視点を踏まえ、適切と考えられる環境配慮や環境保全対策を検討すること。	本事業においては、緑地内の樹林地及び水辺を可能な限り保全するほか、新設樹林系緑地や広場系緑地の創出等により、現状の暑熱対策の機能を将来も維持していく方針です。また、四阿の整備、スポーツ施設の観客席への屋根の設置等を検討していきます。 現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.23～24 参照）に記載しました。
ウ 外周園路の整備にあたっては、既存の樹木について可能な限り現位置で保全する等更なる配慮に努めること。	外周園路の設計については、川崎市から求められている設計条件等に基づき、利用者の利便性や交通安全等を考慮しつつ、関係機関と協議しながら検討を進めています。外周園路の整備及び等々力緑地全体の再編整備を進める中で、可能な限り樹木の現位置での保全に努めてまいります。

表 4-1(3) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
エ SDGs、持続的社会の構築に向けて、誰もが心地よく過ごせる等々力緑地として障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すること。	本事業においては、利用者への配慮として、誰もが安全に利用できる園路の整備や、バリアフリー動線の確保等をしていく計画です。また、車いす使用者用駐車スペースの確保や、インクルーシブ遊具の設置等、障がい者が安全かつ快適に利用できる配慮を検討しています。現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.23 参照）に記載しました。
（２）今後の環境影響評価手続に関する事項 条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	条例方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の方法等について記載しました。 なお、選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果等は、条例準備書で記載します。

第5章 条例環境影響評価方法書に対する
市民意見等の概要と
指定開発行為者の見解

第5章 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例環境影響評価方法書の縦覧等

(1) 条例環境影響評価方法書の縦覧期間及び縦覧場所

条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）の縦覧期間及び縦覧場所は表5-1に示すとおり、令和5年10月16日（月）から令和5年11月29日（水）までの45日間、中原区役所、川崎市役所（環境局環境対策部環境評価課）にて縦覧された。

表 5-1 環境影響評価方法書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和5年10月16日（月）～令和5年11月29日（水）（45日間）
縦覧場所	中原区役所、川崎市環境局環境対策部環境評価課

(2) 意見書の提出数

意見書： 8名11通

2 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、意見書は、原文から文字を判読し、原文のまま記載した。

【記載例】

(1) ○○○○について

(1) ○○○○について ① ○○○○について ② ○○○○について		この欄には、意見書の内容を項目ごとに分類し、その主旨について箇条書きにまとめました。
市民意見等の概要		指定開発行為者の見解
① ○○○○について		この欄には、内容ごとに分類した意見書の主旨を示しました。
○○○が考えられるため、○○○を望む。 ○○○されると、○○○のようなことはないのででしょうか。 ○○○はどうなるのか。もし○○○できれば問題が生じる。	○○○する計画となっております。 ○○○を行う等により、○○○に努める計画です。 本事業では、○○○を考慮して評価を行っております。○○○において、○○○と予測しています。	この欄には、各項目に該当する意見に対する指定開発行為者の見解（考え方）を記載しました。 ※【意見書○】の○○についてのご意見に対する見解は「○○」（p. ○参照）に示しました。 複数の分類に該当する意見の場合は、※印で、上記以外の分類に対する見解の記載箇所を示しました。
この欄には、上記の分類に該当する意見を記載しました。 文末の【意見書○】は意見書番号です。		

(1) 環境影響評価について

(1) 大気質、騒音、振動、交通混雑	
① 工事中の大気質、騒音、振動、交通混雑の影響について ② 供用時の大気質、騒音、振動、交通混雑の影響について ③ 供用時の公園利用による発生源について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 工事中の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について	
条例環境影響評価方法書について環境保全の見地から意見書を提出します。 (工事中) とどろきアリーナ入口をトラックの出入口になると、民家が目の前なので、騒音・排気ガス・振動(この辺は地盤が緩いといわれています)・交通混雑で迷惑です。(現在も工事用車両が通ると家が揺れます) 民家も離れていますし、バス通りにもなっていない等々力球場の前辺りを出入口にして欲しいです。 【意見書 7-1】	工事中の安全対策及び環境保全対策については、条例準備書(p.83～84 参照)に記載したとおり実施する計画としていますが、施工計画の詳細については検討中です。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。
② 供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について	
工事が終わって、催し物広場が駐車場になっても、現在のとどろきアリーナ入口を出入口として使うのは、騒音・排気ガス・振動・交通混雑の理由から反対です。 等々力球場前を出入口にしてくださることを要望します。 催し物広場が立体駐車場になることで不安なことは、圧迫感・利用による騒音・排気ガス・交通混雑です。 【意見書 7-2】	駐車場については、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。駐車場利用における安全の確保や環境保全についても検討いたします。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。 ※【意見書 7】の圧迫感の影響についてのご意見に対する見解は「(4)① 圧迫感の影響について」(p.5-5 参照)に示しました。
③ 供用時の公園利用による発生源について	
環境配慮計画への市民意見で、球技専用の競技場が現陸上競技場での観客を1万人も上回る施設に改変せれることに、今でもイベント開催時は周辺住宅地に耐え難い騒音を与えていることを指摘し、改善を求めたが、回答では「現状を鑑み環境配慮が必要と考えられることから・・・発生源影響の低減のための方策を事業者と共に検討します。」と述べている。しかし事業者の方法書には、周辺住宅地への騒音対策には一切触れていません。騒音で取り上げているのは、自動車交通や建物の空調設備に関する事だけなのはなぜですか？ 「発生源影響の低減のための方策を事業者と共に検討します。」と書いても、肝心の環境影響評価方法の項目にすら載せないでは空約束にしかありません。周辺住民が日々イベント時の騒音に悩まされている現状を改善する対策を真剣に検討してください。 【意見書 9】	環境配慮計画書において、公園利用による発生源に関するご意見をいただいたことを踏まえ、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。 条例準備書では、周辺の住居等に関する配慮として「公園利用者に対し、周辺住居への配慮した利用を依頼・周知する。」「施設利用者に対し、スポーツ施設からの発生源に配慮した利用を依頼・周知する。」と記載しましたが(条例準備書 p.28 参照)、イベント開催による発生源も含め、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市とともに検討します。

(2) 緑の量	
① 樹木の保全について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 樹木の保全について	
環境配慮計画への市民意見で、事業に伴って緑地の高木が多数伐採される可能性があり、地球温暖化対策にも暑熱対策にも逆行することを危惧することが指摘されたが、市の見解でも事業者の見解でも 10mを超える高木は可能な限り保存すると回答している。「可能な限り」の文言は極めてあいまいなものであり、高木の大半を保存する保証はない。今 10mを超える高木は何本あって、何本伐採または保存するのか科学的に調査し保全の約束をするべきです。実際、釣り池の東側に設置する外周道路は 100 本以上の高木を伐採する以外に道路の拡幅は出来ないと考えます。樹木を伐採しない方法は、新たに釣り池の中に道路を通す方法しか見当たりません。市と事業者は緑地内の高木を保全する具体的な数値をアセスで示してください。 【意見書 10】	事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置等の検討を進めています。高木の保全に努めるとともに、樹木の新植も検討してまいります。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。

(3) 人と自然とのふれあい活動の場、コミュニティ施設	
① 将来の公園利用について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 将来の公園利用について	
「市民の憩いの場、触れ合いの場としての公園となっている」と記載されておりますが、新しくなる公園やスタジアム施設等では試合を開催していないときには、どのような利用ができ、池や自然との憩いや触れ合いをイメージされているのでしょうか。具体的なイメージが知りたいです。また、日常的に公園を使う市民の声を聞くような機会は設けられないのでしょうか。市民の意見を評価に入れるような形が望ましいと思います。 【意見書 2-1】	等々力緑地内のまとまった樹林地と水辺は、憩いや自然との触れ合いの場として利用できるよう整備し管理していく計画です。まとまりのある芝生広場の整備や、子どもの遊び場を設けるほか、誰もが不自由なく安全に利用できるよう、バリアフリー動線の確保やインクルーシブ遊具の設置等を検討しています。なお、試合を開催していないときの球技専用スタジアム等の施設利用については、現在検討中です。 また、環境影響評価の手続きにおいて、市民からのご意見をいただく機会としては、条例準備書の手続きにおいても意見書をご提出いただけます。

(4) 景観、圧迫感	
① 圧迫感の影響について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 圧迫感の影響について	
催し物広場が立体駐車場になることで不安なことは、圧迫感・利用による騒音・排気ガス・交通混雑です。 【意見書 7-2】	駐車場については、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。 なお、圧迫感については、現地調査地点として計画地南側及び南西側に計画している立体駐車場付近において各 1 地点を追加し、予測評価を実施しました（「第 9 章 8.景観 8.1 景観、圧迫感 (1) 現況調査 エ 調査結果 (ウ) 圧迫感の状況」p.9.8.1-6 参照）。 ※【意見書 7】の供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響についてのご意見 に対する見解は「(1)②供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について」(p.5-3 参照)に示しました。

(5) 交通安全、交通混雑	
① イベント時の歩行者交通による周辺への影響について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① イベント時の歩行者交通による周辺への影響について	
等々力競技場近くに居住しています。Jリーグ開催日、特に終了後の交通には本当に困惑しております。人・自転車・車と非常に混雑し、帰宅時間をずらすなどかなり苦慮しております。私道にも人があふれてます。横断歩道が無い場所での横断、スマホ見ながらの歩行、無断駐車 など後を絶たないです。公園自体の整備に合わせて、周辺駅間の人流のコントロールの整備を是非お願いします。本当に困っているんです。。 【意見書 1】	現在、Jリーグの試合開催日においては、誘導員による交通整理やシャトルバス等の対応を実施していますが、周辺道路の歩行者混雑の緩和や交通安全に配慮するため、引き続き、関係機関との協議を踏まえ、本事業として実施可能な対策を川崎市や川崎フロンターレとともに検討します。 また、イベント時の歩行者による混雑に関するご意見を踏まえ、イベント時における歩行者の往来による影響を環境影響評価項目として選定しました。
スタジアムでの試合開催時の観客の渋滞や混雑に対して、公園内や公園外に対してどのような配慮考えていますか。日頃等々力緑地を利用していますが、試合開催日には、道路の混雑や周辺住宅地に溢れかえった人々に巻き込まれアクセスが大変悪くなります。得に車や公共交通機関を使わないといけない子連れや老人の方はとても不便な思いんしていると思います。 商業施設ができるようですが、それによる人も加わることで現状よりも悪化しないか心配です。 【意見書 3】	
環境配慮計画への市民意見で、陸上競技場でのイベント開催時には会場周辺の生活道路が人人人で埋め尽くされ住民が家に帰ることもできない状況を訴えましたが、これがさらに球戯場専用会場に改築されれば観客が1万人も上回りさらに道路混雑はひどくなることは必至です。 市の回答では「現地調査により現況の歩行者の状況を把握するとともに・・・実施可能な対策を事業者と共に検討します。」と述べています。しかし事業者の方法書には、周辺住宅地への歩行者混雑の対策には一切触れていません。 離れた中原街道や府中街道の自動車交通などは事細かく取り上げているのに、数万人の等々力施設利用者の歩行者交通についてなぜアセスメントしないのですか？ 市の環境配慮計画の項目選定は「環境影響評価技術指針を参考にした。」と書いていますが、市の技術指針には歩行者交通にも配慮する項目は明記されています。歩行者交通をアセスメント項目から除外することは行政の怠慢ではないでしょうか？ 【意見書 8】	

(2) 事業計画について

(1) 事業計画について	
① 事業実施について ② 施設配置計画について ③ 外周園路の計画について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 事業実施について	
自然なくして 人間は生きられない。 車社会となる前の時代 路地は子ども達にとっては 夢のような・天国のような場所だった。広場も同様。そこで遊びを自由に楽しむことができる・楽しむことができたのは 幸せなことだった。効外・町内の子ども達の健康で元氣な姿が何よりの幸せ。 21 世紀は大災害の時代でもある。契約と言うあり方ではなく 永久(とわ・長く変わらないこと)であり 今現在ある物を生かす方が賢明である。サッカー場の集客を増す等騒音と言う騒音ざんまい。窓の一つも開けられない。テニスコート脇の道路は美しい多摩川に行く道。日々活用している人は実に多い。駐車場の拡大等公害から市民を守るとは言えない。 人間都市の創造に向かうのはいいが 具体的には 子ども達に夢を！老人に生きがいと安らぎが永久に与えられる街づくりで進めていただきたい。文明と自然・人間とが調和した活力のある一体の 21 世紀・人間都市であってほしい。 果して今後進めようとしている等々力緑地計画とは 靖国英霊達から見たら望んでいる形・強く望んだ未来の国・街のあり方・姿だろうか。靖国英霊・神が望んだ日本国の一部でしょうか。決して忘れないでいただきたい。私達は皆後に続く国民。生前期間一時の利益等何の意味がある。改めて郷土の発展に尽くされたたくさんの先人のご労苦に心から感謝と敬意を表すものであります。自然・広場・緑・広域非難場所がまったくなくなったらどう思われますか。今現在ある物を十分に生かし例えば核兵器廃絶・真の平和を求めてやまぬ街・場であって良いのではないのでしょうか。くれぐれも誘れぬようお願いしたい。 人はどうあったか。どうあり続けたかだけです。 【意見書 6】	等々力緑地の再編整備は、川崎市の「等々力緑地再編整備方針」(平成 21(2009)年 5 月)、「等々力緑地再編整備基本構想」(平成 22(2010)年 2 月)等の上位計画に基づき推進されているものであり、これまで球場の改築、陸上競技場メインスタンドの改築などが実施されてきました。本事業の目的は、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和 4(2022)年 2 月改定)に示されている「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることであり、川崎市と協議しながら検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
② 施設配置計画について 等々力緑地内、釣池と球技専用スタジアムの間にある三角地(現状は公園)に恒久店舗を建設することに反対します。理由は以下の通りです。 1. 当該公園(以下三角公園と呼びます)は従来より近隣住民の利用する緑ある貴重な場所であること。散歩、休息、近隣幼稚園・保育園(例:川崎市立等々力保育園)の園児の外出時の遊び場、年配者のゲートボール場(草むしりなど整備不良で現在は使用不可)、蝶、トンボなど虫取り遊び、若い親子連れのキャッチボール、家族でのバドミントンなど楽しみ一杯の公園であること。(草刈りが不十分な時期があったがおかげさまで現在はきれいな状態に戻っている) 2. 地元住民が活用している緑の三角公園をあえて潰して物販設備をつくる必要はあるのか？ 説明では「これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた飲食・物販、スポーツ、市民活動、生涯学習、趣味、学び、体験、文化など多様なニーズ」の建物と書かれていますが、具体的にどのような設備なのか利用方法を教えてください。 3. 三角公園の前に新設の外周園路ができます。現地を見る限り幅広の園路のルート次第では三角公園内の数本の10mを超える木の伐採をせずにすませることができ、かつ本道路と現行の三角公園との境が拡充されれば更に広い緑の部分が守られるとも考えられます。建築物を建てた場合、これらの木を伐採しないですむのでしょうか？ 4. 物販のための機能が必要というのであれば、現状の構築物の整理統合又は野球場、陸上競技場、球技専用スタジアムの中に設置していただきたい(好例としては老人いこいの家を建物から野球場内へ取り込んだケースがある) 5. 結論として言いたいことは、等々力緑地の歴史は「緑あふれる緑地」をコンクリートとハコモノで埋めて来た歴史とも言えます。川崎市民誇りの川崎フロンターレの本拠地スタジアムが世界標準になることは大変喜ばしいことです。一方市民が求める「何もない緑だけの空間」も守っていききたいのです。 何卒、等々力緑地の全体設計・施工を担当していただいている川崎とどろきパーク殿には更に叡智を結集して頂き、首都圏に残る数少ない緑の公園の緑の部分を出来うる限り残しつつ、必要な物販機能との整合を取って頂き、緑豊かな現在の三角公園を川崎市制の次の100年を担う次世代に引き継ぐことのできるプランを考え出して頂きたいと念じております。 【意見書4】	

事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置や用途の検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。

なお、釣池と球技専用スタジアムの間にある三角地は、条例方法書段階では建築物を整備する計画としていましたが、条例準備書においては広場として利用する計画に変更しております。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
③ 外周園路の計画について 「外周園路」の幅は宅地側の歩道 2 m、池側の車道 7 m、計 9 m とすることを決定済みですが、図上の計画を現実の植生と調整せず実施しますと、約 140 本の伐採が必要との事。その中にはレベル 5、レベル 4 に相当する大樹もあって、緑の量及び質に重大な影響を与えます。 2020 年 8 月の再編整備室との協議において、道路拡張の範囲になる公園樹木はどうなる？という質問に対し、等々力緑地は川に近い、木の根が浅い可能性があり、風害に弱い懸念がありますが、1 本 1 本専門家の意見を踏まえて対応する。という回答でした。 等々力住民は日常的に見ていた道路拡張エリアの大樹・高木がどのような対応となるかについて、高い関心を持っております。公園の樹木を減らさないために、車路を迂回させたり、分割する等で伐採本数を減らしたいと考えています。専門的な見解も併せて適切な対応を見つけ出したいと思っております。 今公園の樹木の大量伐採が進行している、典型的事例が東京神宮外苑の森の約 3000 本の伐採で協議不足もあり、訴訟となってしまった外苑の再開発事業のような轍を踏まないようにして欲しいと思います。 町内会との協議期間には 6 ヶ月程度は必要と考えております。 等々力町内会は約 10 年間にわたり、以下の 2 回の請願を行い、市側の公園園路計画に反対の意思表示をしてきました。 ①小杉神社からの幹線生活道路(現在も利用中)を廃道にすること。 ②府中街道へ短絡する車路計画を見直し取りやめにする。 現在は①②に替えて、提案された外周園路計画を受入れております。ただし、伐採見直しなどの詳細計画については時期を待つように言われておりましたが、その時が今来たと考えております。 誰でも使える(簡易テニスコートやハーフバスケットコート)施設を提案し、地域住民にとって気楽に楽しめる公園にしたい、必要な努力は惜しまぬ考えでおります。 等々力駅(大井町線・東京世田谷区)から等々力大橋架橋後には等々力緑地外周園路を経て小杉陣屋町→武蔵小杉駅北口迄 ミニバスの新しいアクセスが出来れば公園の将来が楽しみになります。 以上 【意見書 5】	

(3) その他

(1) その他	
① 現在の植栽管理について ② 現在の多目的広場の利用について ③ 現在の公園利用による発生音について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 現在の植栽管理について	
現状の釣り池の周辺は草がうっそうと茂っており、周囲が暗くなると近寄りがたく危険な雰囲気となっています。安全に池の自然と触れ合えるような環境改善を是非ともお願いしたいです。 【意見書 2-2】	緑地の管理運営については、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、樹木の刈込や剪定、草刈り等を実施していますが、ご意見を踏まえ、公園利用者の安全や利用しやすさへの配慮に努めてまいります。また、今後の事業計画の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。
② 現在の多目的広場の利用について	
最近、多目的広場（芝生広場）でオートキャンプが設置され、芝生の広場に車が乗り入れられている。キャンプ終了後に焚火が燃えたままになっていた事故も起きている。公園内に一般車が乗り入れることは禁止されているのではないですか？公園内で焚火をすることも禁止されているのではないですか？芝生広場は隣で子どもたちがサッカーなどボウル遊びもしており、その横で焚火をすることは事故につながる危険な行為です。緑地の管理が民間に移されたら何をしても良いのでしょうか？ 等々力緑地の再編整備方針では、中央園路は車が通ること危険なため廃止するとしている。この方針から見れば、公園内にしかも芝生広場に車を乗り入れることは問題が大きいと思います。オートキャンプは直ちに中止すべきです。 【意見書 11】	公園利用者には、相互に尊重しご利用いただくことをご説明しております。引き続き公園利用における安全確保に努めてまいります。また、今後の運営・管理において、ご意見を参考にさせていただきます。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
③ 現在の公園利用による発生音について	
「環境の保全の見地から」の意見ではありませんが、担当の方が意見がありましたら意見書で出してくださいと言われたので、現在困っていることを書かせていただきます。 アリーナへ車で来た方が、アリーナ入口付近で車を降りていくと戸を閉める音がうるさいです。(1台2台ではないので) 帰りに車を待っている人が、敷地内に入っていたりすると怖いです。 現在公園内は、夜中でも騒ぐ人がいます。催し物広場は、ほぼ毎日のようにサッカーをしている人達の大きな声や笑い声で迷惑しています。(注意するのも逆恨みされそうで怖いです) スポーツをする広場がなくても大きな声で騒いだり、歌ったりする人もいます。 昼夜問わず、騒音は本当に迷惑でストレスです。 その事も考慮して頂けると助かります。 現在もとどろきアリーナ前、催し物広場のイベントによる騒音、等々力球場・陸上競技場の声援・歓声がよく聞こえます。 昔はたまにうるさい時もありましたが、気になる程の頻度ではありませんでした。今はイベントの準備を見ているだけでストレスを感じます。 これ以上ストレスや心配事が増えないことを願います。 以上 【意見書 7-3】	公園利用者には、周辺にお住まいの方へ配慮してのご利用にご協力いただくよう周知しておりますが、引き続き公園利用による発生音の抑制に努めてまいります。また、今後の運営・管理において、ご意見を参考にさせていただきます。 また、環境配慮計画書においても、公園利用による発生音に関するご意見をいただいたことを踏まえ、条例準備書では、周辺の住居等に関する配慮として「公園利用者に対し、周辺住居への配慮した利用を依頼・周知する。」「施設利用者に対し、スポーツ施設からの発生音に配慮した利用を依頼・周知する。」と記載しましたが(条例準備書 p.28 参照)、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市とともに検討します。

第6章 条例環境影響評価方法書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

第6章 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例方法審査書は、令和6年2月14日に川崎市より送付を受けた。

条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表6-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 6-1(1) 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例環境影響評価方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
【全般的事項】 本指定開発行為は、等々力緑地を再編整備するものであり、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査書の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。	条例準備書の作成にあたっては、条例方法書に記載した内容に加え、条例方法書に対する審査結果の内容を踏まえて、調査、予測及び評価を行いました。
【環境影響評価項目に関する事項】 ア 大気質 大気質の予測のために使用される気象データは、計画地と離れた測定局で観測されていること、また、測定局の風は周辺の建築物の影響を受けていることと推定されるため、計画地の気象を適切に代表していることを確認すること。 また、現地調査地点は、建築物の存在により風への影響が生じること、大気質の予測及び評価対象が複数ありその発生源位置も同じではなく離れていることなども勘案し設定すること。	大気質の予測に用いた気象データは、現地調査結果との相関や風向・風速の変動の傾向を確認し、計画地の気象を適切に代表していることを確認しました（「第9章 2 大気質 2.1 大気質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (イ) 気象の状況」p.9.2.1-11 参照、資料編 p.資 1.1-4～7、p.資 1.1-31 参照）。 また、気象の現地調査地点の設定にあたっては、周辺の建物の立地状況等を勘案しました（「第9章 2 大気 2.1 大気質 (1) 現況調査 イ 調査地域及び調査地点 (イ) 気象の状況」p.9.2.1-4 参照）。

表 6-1(2) 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例環境影響評価方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
イ 生物（植物） 植物群落の調査方法は、空中写真から群落を区分しておき、現地踏査により優占種を確認し相観植生図を作成するとされているが、植物社会学的調査（Br.-Bl.法）により植物群落調査を行うとともに、現存植生図は大縮尺図面で作成すること。	植物群落の現地調査は、植物社会学的調査手法である Br.-Bl.法により実施しました（「第 9 章 5 生物 5.1 植物（1）現況調査 エ 調査方法（ア）陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）」p.9.5.1-3 参照）。また、現存植生図は、1/7,500 で作成・掲載しました（「第 9 章 5 生物 5.1 植物（1）現況調査 オ 調査結果 b 植物群落（a）植生区分」p.9.5.1-11 参照）。
ウ 緑（緑の質） 植栽予定樹種の環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、現存植生の分布状況と生育木の樹木活力度を調査としているが、現存植生の分布状況は、植物社会学的調査（Br.-Bl.法）により植物群落調査を行うこと。 また、植栽予定樹種の選定にあたっては、植生図を含めて行うこと。	植物群落の現地調査は、植物社会学的調査手法である Br.-Bl.法により実施しました（「第 9 章 6 緑の質 6.1 緑の質（1）現況調査 エ 調査方法（ア）現存植生状況及び生育状況」p.9.6.1-2 参照）。 また、植栽予定樹種の選定にあたっては、現存植生図や川崎市緑化指針、既存資料等を参考としました。
エ 景観（圧迫感） 計画地南側及び南西側に立体駐車場が計画されているが、建築物等により圧迫感の変化が予想されることから、計画地境界線付近の道路上に、それぞれ調査地点を追加すること。 また、球技専用スタジアム付近については、1 地点が選定されているが、約 43m の底が新設されることから、E N E O S とどろきグラウンド南部に位置する住宅地（最接近地）付近の道路上に圧迫感調査地点を追加すること。	圧迫感の状況の現地調査は、条例方法書において設定していた 2 地点に加え、計画地南側及び南西側に計画している立体駐車場付近において各 1 地点、E N E O S とどろきグラウンド南部に位置する住宅地（最接近地）付近において 1 地点を追加し、計 5 地点において実施しました（「第 9 章 8. 景観 8.1 景観、圧迫感（1）現況調査 エ 調査結果（ウ）圧迫感の状況」p.9.8.1-6 参照）。
オ 地域交通（交通安全、交通混雑） イベント等開催による歩行者の増加により歩行者空間が混雑し、歩行者の流れ及び安全に影響があると予想されることから、環境影響評価項目として選定し、予測及び評価を行うこと。	ご指摘を踏まえ、環境影響評価項目「地域交通（交通安全・交通混雑）」を選定し、「大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響」について、予測・評価を実施しました（「第 9 章 11 地域交通 11.1 地域交通（交通安全、交通混雑）（3）予測・評価 ウ 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響」p.9.11.1-49～50 参照）。

表 6-1(3) 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例環境影響評価方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
【環境配慮項目に関する事項】 選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、具体的な措置の内容を明らかにすること。	条例方法書に記載した「光害」、「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「資源」の各項目について、具体的な措置の内容を条例準備書（p.11-1～4 参照）に記載しました。
ア 気候変動の影響への適応 大規模集客施設であり、現在の洪水ハザードマップでも、計画地のほぼ全域の浸水深が5 m以上、浸水継続時間が3日未満となっていることから、さらなる環境配慮について検討したうえで、条例準備書を作成すること。	本事業において講じる計画としている豪雨や浸水対策については、具体的な内容を条例準備書（p.27、73、11-4 参照）に記載しました。

第7章 計画地及びその周辺地域の概況 並びに環境の特性

第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

1 計画地及びその周辺地域の概況

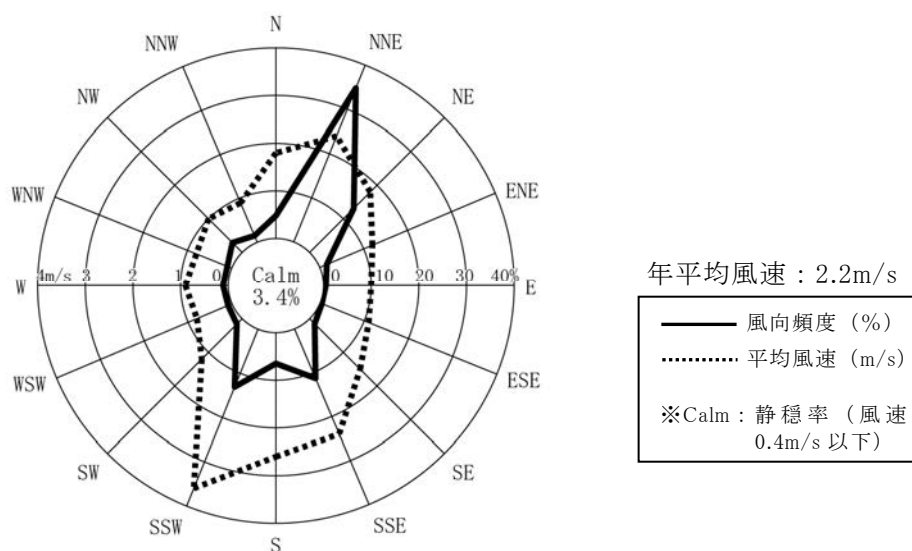
(1) 気象の状況

計画地周辺にある一般環境大気測定局中原測定局（計画地南東側約 1.0km）における令和4年度の風配図は、図7-1に示すとおりである。

中原測定局では、北北東（NNE：34.8%）の風が卓越しており、年平均風速は 2.2m/s である。また、令和4年度の月別平均気温は、図7-2(1)に示すとおりであり、年平均気温は 17.4℃である。

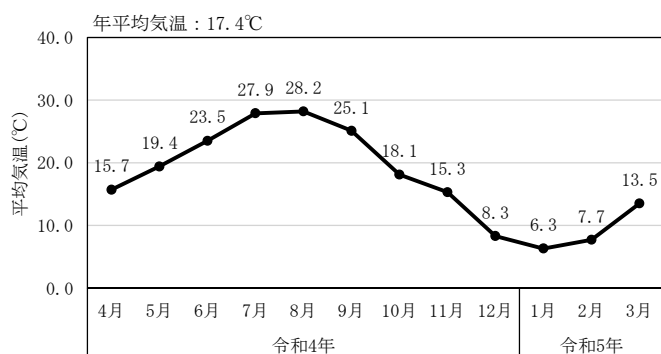
降水量は、一般環境大気測定局田島測定局（計画地南東側約 9.3km）において測定されており、令和4年度の月別降水量は、図7-2(2)に示すとおりであり、年間降水量は 1,472.0mm である。

なお、測定局の位置は、図7-3に示すとおりである。



資料：「川崎市大気データ」（令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ）

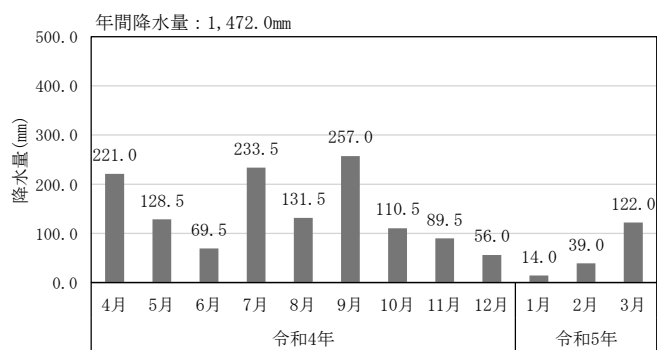
図7-1 風配図（令和4年度：中原測定局）



資料：「川崎市大気データ」

(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)

図7-2(1) 月平均気温
(令和4年度：中原測定局)



資料：「川崎市大気データ」

(令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ)

図7-2(2) 月別降水量
(令和4年度：田島測定局)

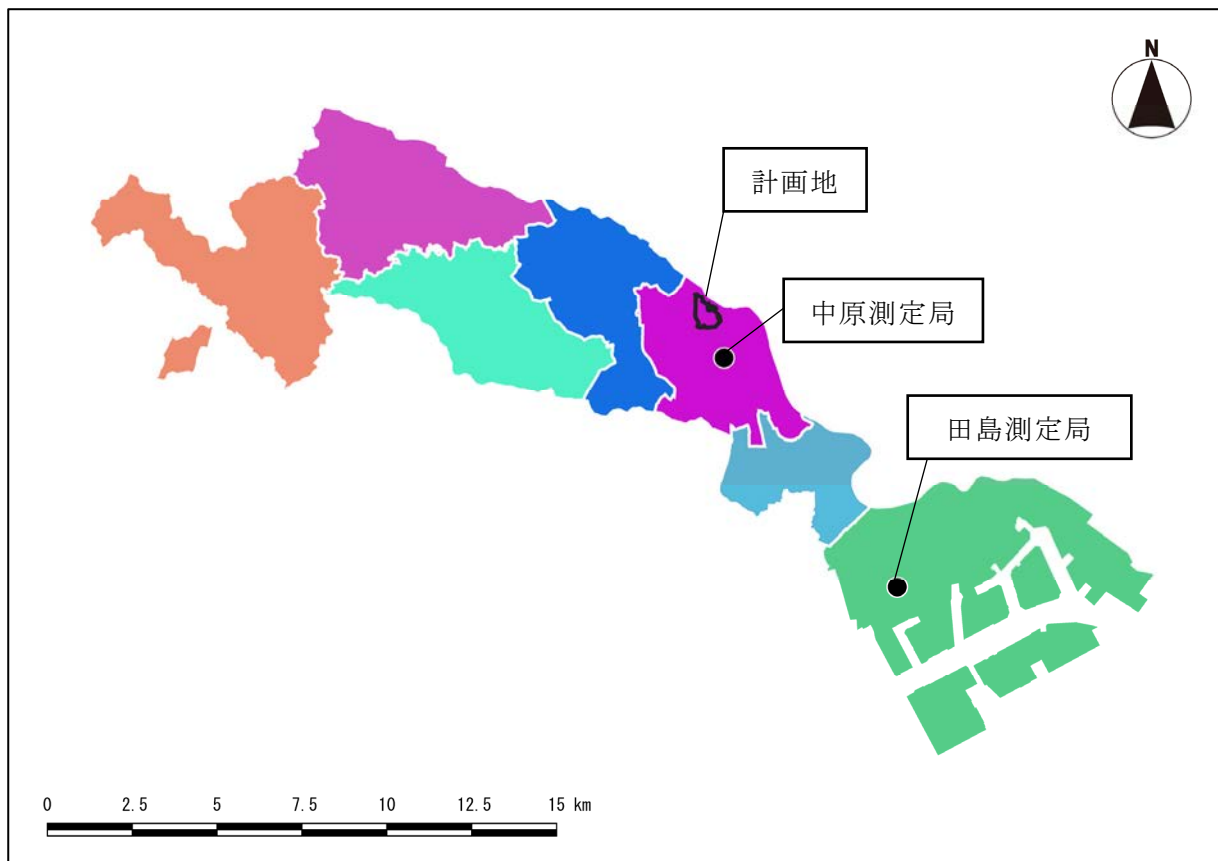


図 7-3 測定局位置

(2) 地象の状況

計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は T.P.*+4.5~+10m 程度、多摩川の堤防が T.P.+13m 程度となっている。計画地内は T.P.+4.5~+8m 程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。

計画地及びその周辺の自然地形は、多摩川の「旧河道」、「氾濫平野」、「自然堤防」からなっている。自然地形の「旧河道」及び「氾濫平野」は、大半が「人工地形（盛土地・埋立地）」となっている。

計画地は過去に「新丸子採取場」として、大規模な砂利の陸掘採取が行われ、その後に埋め立てられた「人工地形（盛土地・埋立地）」であり、採取跡の一部は、現在も水域（釣池）として残っている。

計画地及び周辺の地質の状況については、「ガイドマップかわさき」（川崎市ホームページ）によると多摩川側では埋土の下には砂質シルトやシルト、砂、礫などがみられる。等々力球場側では埋土の下に粘土や粘土質シルト、砂礫などがみられる。

※：T.P.：Tokyo Peil の略。東京湾平均海面を示す。

(3) 水象の状況

計画地北側約 100m に一級河川多摩川が流れており、計画地は多摩川流域に属している。計画地内の水域として、過去の砂利の陸堀採取の跡地の一部である「釣池」が存在する。

等々力緑地内の雨水排水は、全域が分流式のポンプ排水区域となっており、集水した雨水は、等々力ポンプ場（中原区等々力 20-1）から多摩川へポンプ排水している。

計画地周辺の地下水位は、「水環境データ集 令和 4 年度」（令和 6 年 3 月、川崎市）によると、計画地の西南西側約 1.3km にある新城小学校（中原区下新城 1-15-3）で測定されており、令和 4 年の年平均水位は、T.P.+6.00m（G.L.-3.23m）である。

計画地及びその周辺に、湧水地は存在していない。

なお、「令和 4 年度 川崎市の災害概要」（令和 5 年 7 月、川崎市）によると、中原区における過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の住家浸水被害発生状況は、床上浸水が計 965 棟、床下浸水が計 141 棟である。なお、令和 4 年度には、計画地周辺で被害は発生していない。また、直近の風水害である台風（令和元年東日本台風）では、計画地内及びその周辺において浸水被害が発生している。

(4) 植物、動物の状況

ア 植物

(ア) 植物相及び植生

川崎市において確認された植物種数（平成 28 年度～令和 2 年度）は表 7-1 に示すとおりであり、1,353 種の植物種が確認されている。

また、計画地内における植物調査結果は表 7-2 に、計画地及びその周辺の植生図は、図 7-4 に示すとおりである。

計画地周辺は「市街地」の中に、「緑の多い住宅地」や「残存・植栽樹群地」等が散在する。計画地内には「クヌギ・コナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「開放水域」、「路傍・空地雑草群落」、「残存・植栽樹群地」等が存在する。

計画地内において確認された植物は、概ね、一般的な都市公園で確認される植物種で構成されており、注目される種、群落は確認されていない。

表 7-1 川崎市において確認された植物種数（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：種

項 目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
植物種数	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353

資料：「2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（令和 4 年 1 月、川崎市）

表 7-2 計画地内における植物調査結果

分類群	現在確認されている生物
植物	春：ウメ、サクラ、ツツジ 秋：イロハモミジ 等々力緑地内： クヌギ-コナラ群集、残存・植栽樹群地 多摩川沿い ： オギ群集、ヤナギ低木群落 釣池周辺 ： カツラ、アジサイ、シラカシ、アオギリ、クスノキ、シュロ、ラクウショウ、ケヤキ、タブノキ、キンモクセイ、エノキ

注) **太文字**：外来種

資料：川崎市提供資料

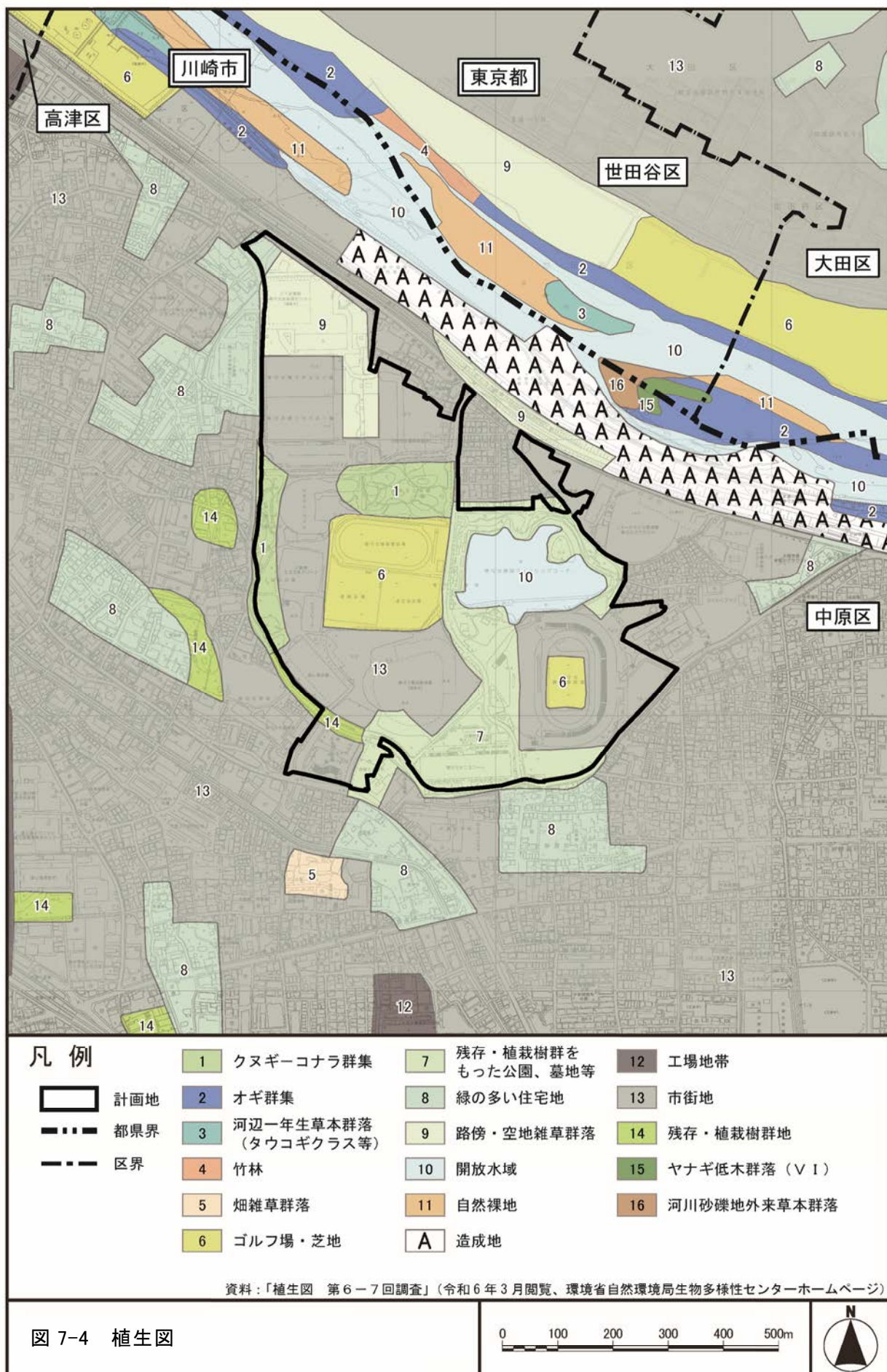


図 7-5 に示す多摩川緑地（等々力地区）で実施された植物の調査結果は、表 7-3 に示すとおりである。

川岸や池等の岸辺に生えるヤナギ類やオニグルミ、公園等の草地で多く確認されるシバやシロツメクサ等の他、道路や荒地でみられるオオバコ、水辺の植物であるヨシやミゾソバ等の生育が確認されている。

表 7-3 多摩川緑地（等々力地区）で確認された植物

調査環境	確認された生育種
樹林地	アカメヤナギ、シダレヤナギ、エノキ、オニグルミ、クズ、カナムグラ
草 地	イヌタデ、シバ、メヒシバ、エノコログサ、オオバコ、シロツメクサ、カントウタンポポ、ハナダイコン、ハマダイコン、アレチハナガサ、キクイモ、ススキ、ヨシ、セイバンモロコシ
水辺・湿地	シヤクチリソバ、ミゾソバ、ヤナギタデ、セリ、オギ、ツルヨシ、マコモ

注）調査時期：平成 30 年 5 月、8 月、10 月、平成 31 年 2 月

資料：「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和 2 (2020)年度取組状況報告書」
（令和 4 年 3 月、川崎市）

（イ）天然記念物等の指定状況

計画地及びその周辺に存在する天然記念物等は表 7-4～5 及び図 7-5 に示すとおりである。

市街地内に残された貴重な郷土林として、県指定の「春日神社、常楽寺及びその周辺の樹叢」が 1 件存在する。

また、巨樹 2 件が存在する。

なお、特定植物群落は計画地及びその周辺には存在しない。

表 7-4 天然記念物（植物）

指 定	名 称	所在地	指定年月日
県指定	春日神社、常楽寺及びその周辺の樹叢	川崎市中原区宮内字白田耕地614他	平成4年2月14日

資料：「神奈川県文化財目録 種別順（令和 5 年 5 月 1 日現在）」（令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会）

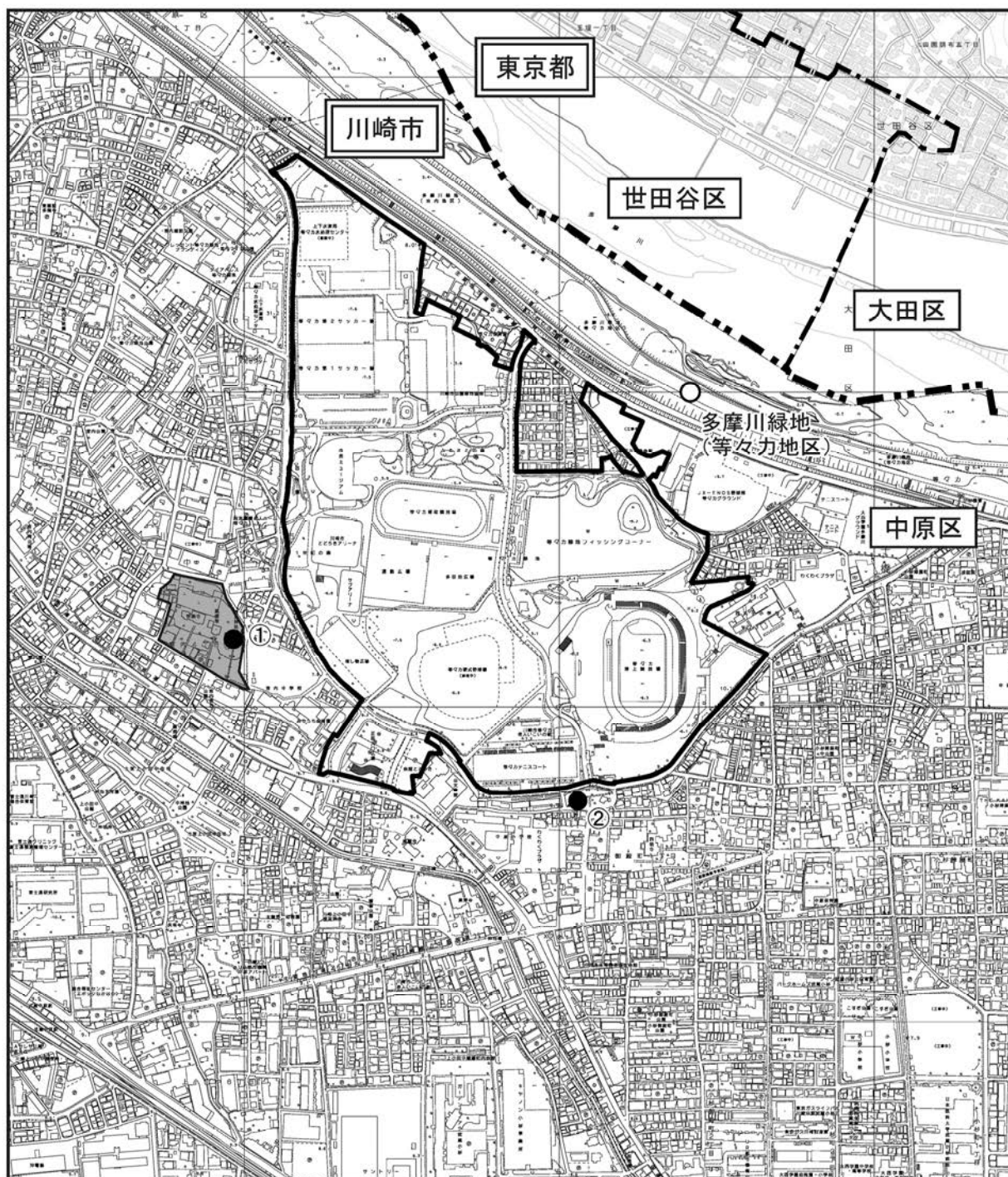
表 7-5 巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹 周 (cm)	樹 高 (m)	通称・呼称
①	川崎市中原区 宮内616	不明	イチヨウ	399	20	なし
②	川崎市中原区 小杉御殿町1-1010	100～199	ケヤキ	393	24	なし

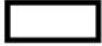
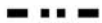
注）表中番号は、図 7-5 に対応する。

資料：「巨樹・巨木林 第 6 回調査」

（令和 6 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）



凡 例

- | | |
|---|--|
|  計画地 |  天然記念物 |
|  都県界 |  巨樹・巨木林 |
|  区 界 |  植物調査地点 |

注) 図中番号は、表 7-5 に対応する。

資料：「神奈川県文化財目録 種類順 (令和5年5月1日現在)」(令和5年5月、神奈川県教育委員会)
「巨樹・巨木林 第6回調査」(令和6年3月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)
「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和2(2020) 年度取組状況報告書」(令和4年3月、川崎市)

図 7-5 計画地周辺の天然記念物等及び
植物調査地点

0 100 200 300 400 500m



イ 動物

(ア) 動物相

a 計画地及び計画地周辺

「神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（平成４年３月、神奈川県環境部）によると、全県を 116 の区画（メッシュ）に分け中型哺乳類 18 種類、代表的な鳥類 150 種類について調査を行い、生息分布図を作成している。

計画地及びその周辺が該当するメッシュは 2 メッシュであり、該当するメッシュで生息確認されている種は、哺乳類では、「タヌキ（イヌ科）」の 1 種であった。鳥類は、表 7-6 に示すとおり、29 種の生息が確認され、ヒヨドリ、スズメ、カワラヒワ、キジバト、ムクドリ等人家周辺タイプで市街地環境に適応した種が多く、多摩川や池が存在することからコサギ、カモ類、セキレイ類等水辺の鳥も確認されている。

表 7-6 計画地及びその周辺で確認された鳥類

No.	目名	科名	種名	No.	目名	科名	種名
1	カツオドリ	ウ	カワウ	16	スズメ	セキレイ	タヒバリ
2	ペリカン	サギ	コサギ	17		ヒヨドリ	ヒヨドリ
3	カモ	カモ	カルガモ	18		ヒタキ	ツグミ
4			コガモ	19			ウグイス
5			ヒドリガモ	20			セッカ
6			オナガガモ	21		シジュウカラ	シジュウカラ
7			ハシビロガモ	22		メジロ	メジロ
8	キジ	キジ	コジュケイ	23		ホオジロ	ホオジロ
9	チドリ	カモメ	ユリカモメ	24			アオジ
10			セグロカモメ	25		アトリ	カワラヒワ
11	ハト	ハト	キジバト	26		スズメ※	スズメ
12	フクロウ	フクロウ	コミミズク	27		ムクドリ	ムクドリ
13	スズメ	ヒバリ	ヒバリ	28		カラス	ハシボソガラス
14		ツバメ	ツバメ	29			ハシブトガラス
15		セキレイ	ハクセキレイ	合計	8 目	19 科	29 種

※：スズメの科名は、資料内ではハタオリドリ科と示されているが、現在の分類学に基づきスズメ科とした。
資料：「神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（平成４年３月、神奈川県環境部）

b 計画地周辺（多摩川緑地）

図 7-6 に示す多摩川緑地（等々力地区）で実施された調査結果は表 7-7～8 に示すとおりである。

環境に適応した代表的な種が多く確認されている中、全国及び県での減少が懸念されている猛禽類のオオタカやハイタカ、県での減少が懸念されている哺乳類のイタチ、鳥類のアカハラ、モズ、ヒバリ、カワラヒワ、セッカ、ツバメ、オオヨシキリ、アオジ、イカルチドリ、イソシギ、爬虫類のシマヘビ、昆虫類のシロジョウゴホシテントウ、ショウリョウバッタモドキ、ハグロトンボの生息が確認されている。

表 7-7 多摩川緑地（等々力地区）で確認された動物

調査環境	項目	確認された動物種
樹林地	鳥類	キジバト、トビ、コゲラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、エナガ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、トビ、スズメ、シロハラ、ツグミ、全国及び県での減少が懸念されているオオタカ、県での減少が懸念されているアカハラ
	爬虫類	—
	昆虫類	アブラゼミ、ツクツクボウシ、ミンミンゼミ、ニイニイゼミ、ツヤアオカメムシ、ヒシモンナガタマムシ、シロジュウゴホシテントウ、ナミテントウ、ドウガネサルハムシ、ヤナギルリハムシ、ウメマツオオアリ、アオスジアゲハ、クロアゲハ、サトキマダラヒカゲ、県での減少が懸念されているシロジュウゴホシテントウ、外来種のアカボシゴマダラ
草地	哺乳類	アズマモグラ、タヌキ
	鳥類	キジバト、チョウゲンボウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ウグイス、ムクドリ、イワツバメ、アマツバメ、ツグミ、ハクセキレイ、タヒバリ、ベニマシコ、県での減少が懸念されているモズ、ヒバリ、カワラヒワ、セッカ、ツバメ、オオヨシキリ、アオジ
	爬虫類	ニホンカナヘビ、県での減少が懸念されているシマヘビ
	昆虫類	エンマコオロギ、カンタン、ハラヒシバツタ、ツチイナゴ、コバネイナゴ、ショウリョウバッタ、ヒナバッタ、トノサマバッタ、ナガチャコガネ、マメコガネ、ナナホシテントウ、ヒメカメノコテントウ、ウリハムシ、クロトゲハムシ、コフキゾウムシ、イチモンジセセリ、チャパネセセリ、キアゲハ、モンキチョウ、キタキチョウ、モンシロチョウ、ツバメシジミ、ウラナミシジミ、ベニシジミ、ヤマトシジミ、ツマグロヒョウモン、キタテハ、県での減少が懸念されているショウリョウバッタモドキ
水辺・湿地	哺乳類	タヌキ、県での減少が懸念されているイタチ、外来種のアライグマ
	鳥類	カルガモ、コサギ、カワセミ、県での減少が懸念されているイカルチドリ、イソシギ
	両生類	アズマヒキガエル、外来種のウシガエル
河川の部分	鳥類	カルガモ、カイツブリ、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワセミ、コガモ、オオバン、ユリカモメ、セグロカモメ、全国や県での減少が懸念されているハイタカ、県での減少が懸念されているイソシギ、カワラヒワ
	昆虫類	アジイトトンボ、アオモンイトトンボ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ウスバキトンボ、コシアキトンボ、アキアカネ、アメンボ、県での減少が懸念されているハグロトンボ

注 1) 調査時期：平成 30 年 5 月、8 月、10 月、平成 31 年 2 月

注 2) 「—」は動物種が確認されなかったことを示す。

資料：「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和 2 (2020) 年度取組状況報告書」
(令和 4 年 3 月、川崎市)

表 7-8 計画地周辺における水辺の生きもの

調査地点	魚・エビ・カニ	底生動物
二ヶ領用水 (今井上橋) BOD:2.4mg/L	オイカワ、タモロコ、フナ、コイ、ミナミメダカ、スミウキゴリ、カワリヌマエビ	アメリカツノウズムシ、シジミ、ヒル、ミズムシ、コカゲロウ、ムネカクトビケラ、シマトビケラ、ユスリカ
多摩川 (丸子橋) BOD:1.6mg/L	アユ、オイカワ、ウグイ、モツゴ、カマツカ、フナ、ヨシノボリ、ヌマチチブ、ヌマエビ、テナガエビ、ベンケイガニ、モクズガニ	プラナリア、モノアラガイ、ヒキマキガイ、シジミ、イトミミズ、ヒル、フロリダミズヨコエビ、ミズムシ、ヒメシロカゲロウ、マダラカゲロウ、コカゲロウ、ヒラタカゲロウ、シオカラトンボ、ムネカクトビケラ、シマトビケラ、クダトビケラ、ヒメトビケラ、ヒゲナガトビケラ、チョウバエ、ユスリカ、ヒラタドロムシ

資料：「かわさき水辺の生きもの一川と海に出かけてみようー」（平成 31 年 3 月、川崎市）

c 計画地内（釣池）

川崎市資料による計画地内の釣池における調査結果は、表 7-9 に示すとおりである。

釣池には富栄養化した池に見られるような動物が生息しており、また、外来種も多く確認されている。

表 7-9 釣池で確認された生物（動物）

分類群	現在確認されている生物	過去に確認された生物
魚類	ブルーギル、ヘラブナ、コイ、マブナ、モツゴ	タナゴ類
貝類	サカマキガイ	二枚貝 (ドブガイの仲間)
エビカニ類	テナガエビ、スジエビ、 アメリカザリガニ 、ミズムシ	—
昆虫類	コシアキトンボ、ユスリカ類	—
鳥類	オカヨシガモ、カルガモ、オナガガモ、キンクロハジロ、カイツブリ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、オオバン、コアジサシ、カワセミ、コゲラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、メジロ、ツグミ、カワラヒワ、 ワカケホンセイインコ、ドバト	—
両生類・爬虫類	ミシシippアカミミガメ、ウシガエル	—

注) **太文字**は外来種を、下線は特定外来生物を示す。

資料：川崎市提供資料

(イ) 鳥獣保護区等の指定状況

計画地及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日、法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区は、表 7-10 及び図 7-6 に示すとおり、「多摩川」、「等々力緑地」等が指定されている。

表 7-10 計画地及びその周辺の鳥獣保護区

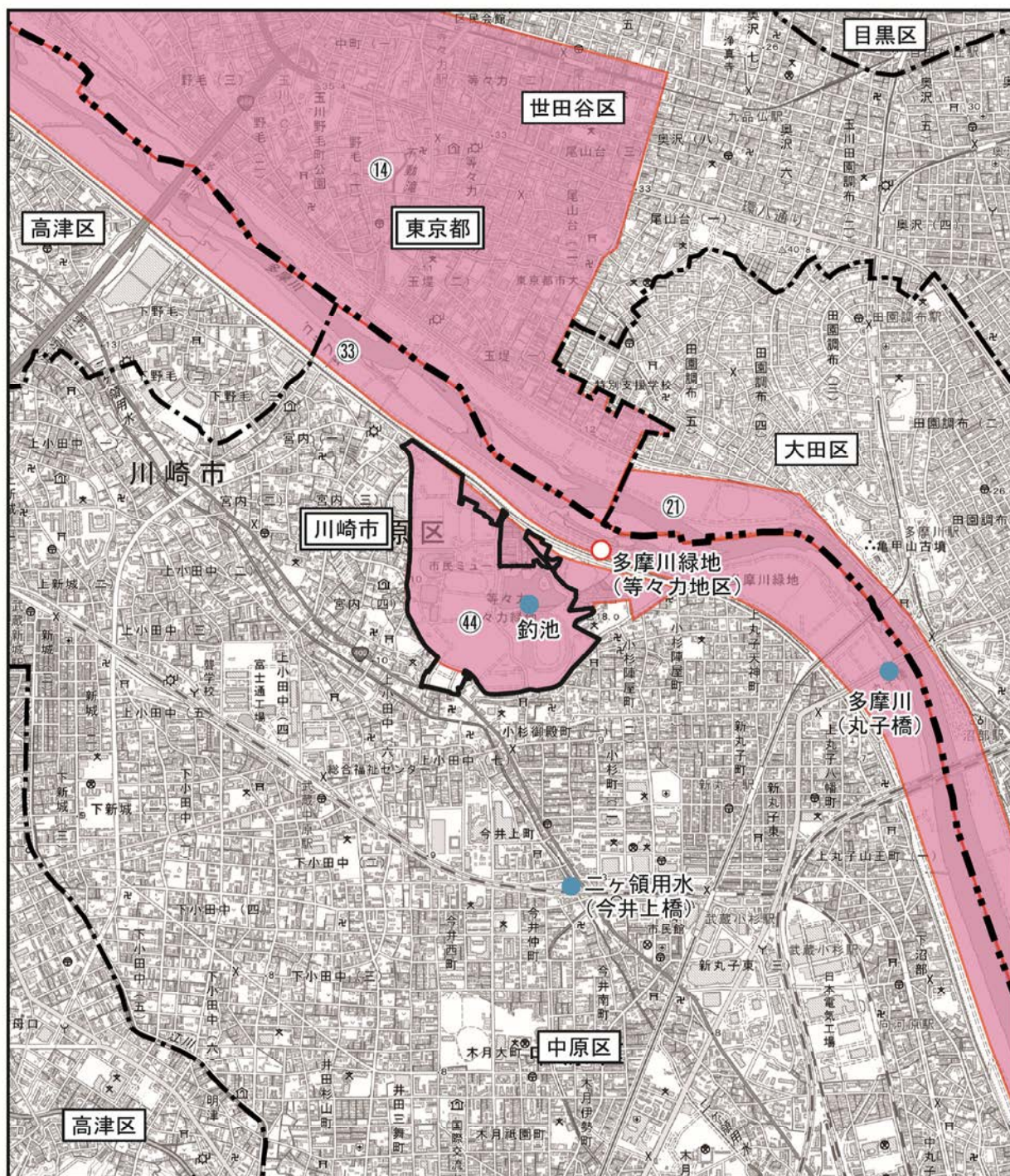
番号	名称	期間	場所	面積 (ha)	種類
㊸	多摩川	平成28年11月1日から 令和8年10月31日まで	川崎市多摩区、高津区、 中原区、幸区、川崎区内 の各一部	703.0	身近な 鳥獣生息地
㊹	等々力 緑地	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで	川崎市中原区の一部	56.0	
㊺	世田谷	平成21年7月1日から 令和11年6月30日まで	世田谷区西南部一円	1,920	
㊻	多摩川	平成18年11月1日から 令和8年10月31日まで	多摩川及びその周辺一円	4,607	

注) 表中番号は、図 7-6 に対応する。

資料：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧(令和 5 年 11 月 1 日現在)」

(令和 6 年 3 月閲覧、神奈川県ホームページ)

「令和 5 年度 鳥獣保護区等位置図」(東京都環境局)



凡 例

- | | | | |
|--|-----|--|------------|
| | 計画地 | | 動物調査地点 |
| | 都県界 | | 水辺の生き物調査地点 |
| | 区 界 | | 鳥獣保護区 |

注) 図中番号は、表 7-10 に対応する。

資料：「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和2(2020) 年度取組状況報告書」(令和 4 年 3 月、川崎市)
「かわさき水辺の生きものー川と海に出かけてみようー」(平成 31 年 3 月、川崎市)
「神奈川県鳥獣保護区等位置図」(令和 5 年 10 月、神奈川県)
「令和 5 年度 鳥獣保護区等位置図」(東京都環境局)

図 7-6 計画地及び周辺における動植物調査
地点及び鳥獣保護区位置図

0 250 500 750 1000



(ウ) 生態系

計画地及びその周辺で確認されている生物種をもとに作成した生態系模式図は、図 7-7 に示すとおりである。

中原区の市街地を中心とする地域は、平坦な地形に市街地が広範囲に分布し、その中に小規模な「クヌギ-コナラ群集」や「緑の多い住宅地」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」等が散在する環境となっている。この地域に生育する植物種は、人為的環境に適応した種、植栽種、外来種の占める割合が多くなっていると考えられる。計画地の北側にある多摩川とその河川敷には、「オギ群集」、「河辺一年生草本群落」、「自然裸地」、「開放水域」等が分布し、アズマモグラ等の小型哺乳類、カナヘビ等の爬虫類、ヒバリ、オオヨシキリ等の鳥類、エンマコオロギ、カンタン、サトキマダラヒカゲ等の昆虫類が生息し、さらに栄養段階が高次のシマヘビ等の爬虫類、タヌキ、イタチ等の哺乳類、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が確認されている。

計画地は多摩川の旧河道と氾濫平野を砂利採取後に埋め立てた土地であり、植栽木を含む「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等が分布する。動物については、多摩川から計画地へ一部が流入しているものと考えられるが、計画地内の「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等に生息する動物種としては、コゲラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツグミ、カワラヒワ等の鳥類が確認されている。また、計画地内に存在する釣池には魚類やユスリカ等の水生動物が生息し、これらを捕食するカメ類やカエル類、カワセミやコサギ等の鳥類が確認されている。

また、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)では、等々力緑地を二ヶ領用水生態系エリアの多摩川に近接する「拠点(コア)」と位置付け、水と緑の連続性・回遊性の確保の推進に取り組むとしており、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和 4(2022)年 2 月改定、川崎市)においても、市域のみどり拠点である等々力緑地やみどり軸である多摩川、地域のみどりの拠点である神社、仏閣等とみどりの連続性を確保することで、生物多様性の保全や自然環境の創出を目指している。

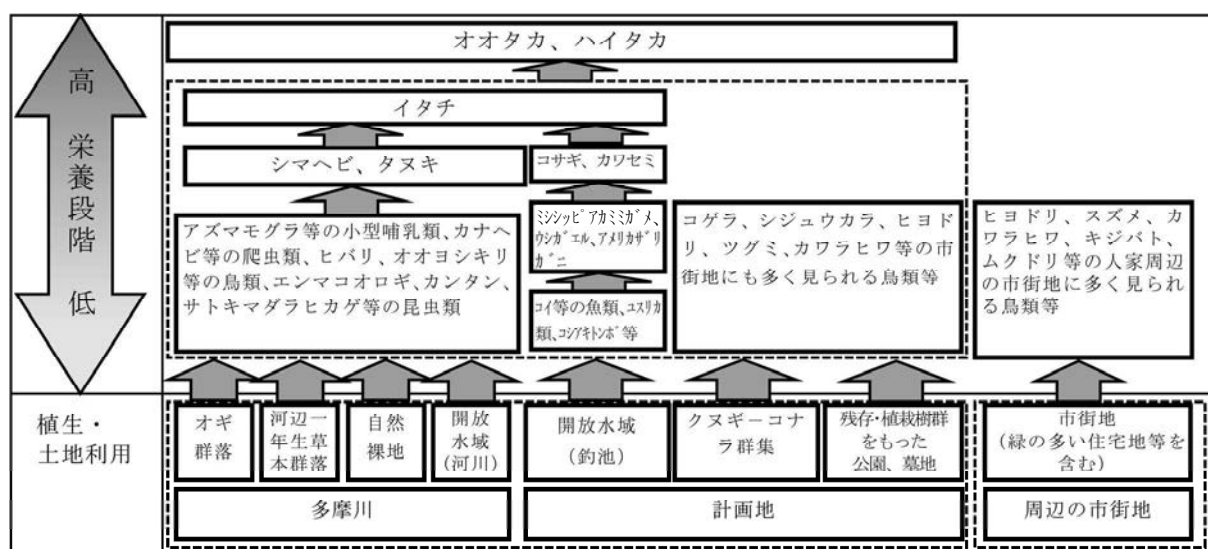


図 7-7 計画地及びその周辺の生態系模式図

ウ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

a 潜在自然植生

計画地及びその周辺の潜在自然植生は、図 7-8 に示すとおりである。

計画地及びその周辺の潜在自然植生はシラカシ群集 ケヤキ亜群集、ゴマギ-ハンノキ群集（クヌギ-ハンノキ群落）、オギ-ヨシ群団、ウキクサクラス、ヒルムシロクラス（開放水域植物群落）等である。

「神奈川県における潜在自然植生」（昭和 51 年 3 月、神奈川県教育委員会）によると、各群落域における適性植栽種は、表 7-11 に示すとおりであり、計画地の適性植栽種としては、ゴマギ-ハンノキ群集（クヌギ-ハンノキ群落）のハンノキ、エノキ、ムクノキ、クヌギ等がある。

表 7-11 潜在自然植生の各群落域における適性植栽種

潜在自然植生名	区分	潜在自然植生構成種	代償植生構成種
シラカシ群集 ケヤキ亜群集	高木層	シラカシ、タブノキ、ケヤキ	ケヤキ、エノキ、クヌギ、イヌシデ
	低木層	アオキ、ネズミモチ、イヌガヤ、イロハモミジ、チャノキ	サンショウ、ヤマコウバシ、クロモジ、マユミ、ゴンズイ
	草本層	ツルマサキ、マンリョウ、オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ	キンラン、ホウチャクソウ、ギンラン、イヌショウマ、エビネ
ゴマギ-ハンノキ群集（クヌギ-ハンノキ群落）	高木層	ハンノキ、エノキ、ムクノキ	クヌギ
	低木層	ゴマギ、イボタノキ	クコ、ノイバラ、エビヅル
	草本層	ヤガミスゲ、セリ、ミズタマソウ、エナシヒゴクサ	オギ、クサヨシ、キツネガヤ
オギ-ヨシ群団	—	オギ、ヨシ、ノウルシ、スギナ	ギシギシ、ギョウギシバ、ノチドメ、ヘビイチゴ、ウシハコベ
ウキクサクラス、ヒルムシロクラス（開放水域植物群落）	—	ガガブタ、ヒシ、アサザ、ヒツジグサ、ジュンサイ、ヒルムシロ	—

注）「ゴマギ-ハンノキ群集」は、「クヌギ-ハンノキ群落」のクヌギが植林されたものであるという考えから他の特徴的な植物であるゴマギの植物名を採用したもの。

資料：「神奈川県における潜在自然植生」（昭和 51 年 3 月、神奈川県教育委員会）

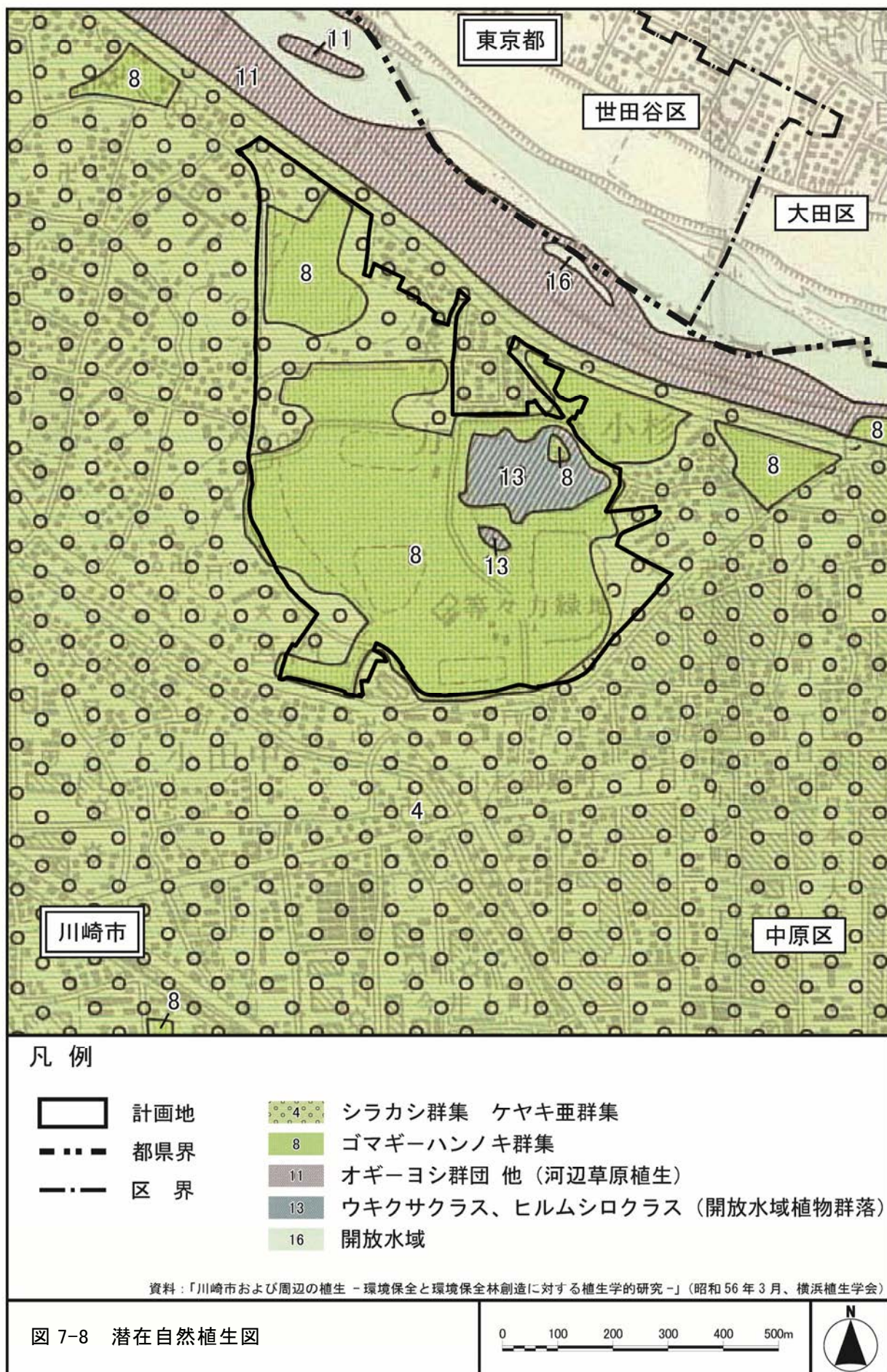
「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」

（昭和 56 年 3 月、横浜植生学会）

b 日照、潮風の状況

計画地は等々力緑地として、広場、樹林、釣池、スポーツ施設等が整備されている。緑地内にはオープンスペースが充実しており、大型施設の北側等一部の例外はあるものの、日当たりは概ね良好である。

潮風の状況については、計画地は多摩川の河口から、約 14～15km の距離にあり潮風の影響は見られない。



(イ) 緑の量

a 樹林地

「川崎市緑の基本計画」（平成 30(2018)年 3 月改定、川崎市）によると、計画地のある中原区の土地利用は、住宅系の割合が最も高く、樹林地を保全していくことが求められている。

川崎市における緑地面積(平成 28 年度～令和 2 年度)は表 7-12 に示すとおり、増加傾向にあり、計画地内には、ふるさとの森、四季園、21 世紀の森、釣池の周辺等にまとまった緑地が存在する。

表 7-12 川崎市における緑地面積（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ha

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別緑地保全地区	128.2	128.3	130.2	134.0	137.2
緑の保全地域	31.2	31.2	31.2	31.5	31.5
緑地保全協定	71.07	72.18	70.56	70.56	70.56
保存樹林	4.6	4.5	4.5	4.8	5.2
ふれあいの森	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
保安林	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
合 計	241	242	243	246	251

注)「合計」以外の項目は各年度版の資料に記載の値、「合計」は 2021 年度版の資料に記載の値を示した。
資料：「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

b 農地

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区の土地利用は、住宅系の割合が最も高く、良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めることが求められている。

川崎市における農地面積(平成 28 年度～令和 2 年度)は表 7-13 に示すとおり、横ばい傾向にある。

なお、計画地及びその周辺に農地は存在しない。

表 7-13 川崎市における農地面積（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ha

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業振興地内農用地	86	81.5	82.9	82.9	82.9
生産緑地内農地	279	276	273	268	264.9
体験型農園・市民農園等	9	7.6	10.1	10.7	10.9
合 計	368	365	364	361	357

注)「合計」以外の項目は各年度版の資料に記載の値、「合計」は 2021 年度版の資料に記載の値を示した。
資料：「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

c 緑化地

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は等々力緑地等の大規模な公園や井田山周辺等のまとまった緑地を、社寺林の保全、河川に沿った地域緑化の促進等によって、ネットワーク化していくことが求められている。

川崎市における公共施設等の緑化地創出面積（平成 28 年度～令和 2 年度）は表 7-14 に示すとおり、横ばい傾向にある。

表 7-14 川崎市における公共施設等の緑化地創出面積（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ha

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共施設等の 緑化地創出面積	357	357	360	361	361

資料：「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

d 公園緑地

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は等々力緑地を含む都市公園等が多く存在している。計画地周辺の公園等の分布状況は、「（8）イ 公園等」の表 7-25（p.7-37 参照）、図 7-18（p.7-40 参照）に示すとおりである。

川崎市における公園緑地面積（平成 28 年度～令和 2 年度）は表 7-15 に示すとおり、増加傾向にある。

表 7-15 川崎市における公園緑地面積（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ha

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公園緑地	776	782	785	791	790

資料：「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

e その他の緑地

川崎市における「その他の緑地※」の面積（平成 28 年度～令和 2 年度）は表 7-16 に示すとおり、横ばい傾向にある。

計画地周辺の「その他の緑地」としては、計画地の北側約 10m の多摩川河川敷等があげられ、計画地内の水域としては、「釣池」が存在する。

表 7-16 川崎市における「その他の緑地※」の面積（平成 28 年度～令和 2 年度）

単位：ha

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
その他の緑地	約755	約755	約755	約755	約755

注）その他の緑地とは、河川の水面、河川敷等である。

資料：「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」（川崎市）

エ 人と自然とのふれあい活動の場

計画地及びその周辺の人と自然とのふれあい活動の場として、「(8) イ 公園等」の表 7-25 (p.7-37 参照)、図 7-18 (p.7-40 参照) に示した総合公園、運動公園及び緑道等や、表 7-17 及び図 7-18 (p.7-40 参照) に示す散策路等が存在する。

計画地最寄りの人と自然とのふれあい活動の場として、市道主要地方道幸多摩線(多摩沿線道路)をはさんで、計画地の北側の多摩川河川敷に、運動公園「多摩川緑地等々力地区」、「多摩川緑地宮内地区」の広場、多摩川堤防上に「かわさき多摩川ふれあいロード」、河川敷に「等々力岸辺の散策路」がある。また、多摩川河川敷は、体験型環境学習の場(とどろき水辺の楽校)としても利用されている。

計画地は、総合公園「等々力緑地」であり、等々力緑地内にはスポーツ施設や広場、子供の遊び場等、様々な施設が充実しているが、「ふるさとの森」、「四季園」、「21 世紀の森」、「釣池」の周辺等は、遊歩道が整備された自然とふれあえる樹林地となっている。水辺である「釣池」にはフィッシングコーナーがあり、釣りが楽しめる。また、花壇ボランティアの活動の場や、自然体験教室等の活動の場としても利用されており、等々力緑地全体が、人と自然とのふれあい活動の場となっている。

表 7-17 計画地周辺における人と自然とのふれあい活動の場

番号	人と自然とのふれあい活動の場
①	運動公園「多摩川緑地等々力地区」の広場
②	運動公園「多摩川緑地宮内地区」の広場
③	等々力岸辺の散策路
④	かわさき多摩川ふれあいロード
⑤	二ヶ領用水散策こみち

注) 表中番号は、図 7-18 (p.7-40 参照) に対応する。

資料: 「かわさき多摩川ふれあいロード全体図」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

「多摩川散策マップ」(令和 6 年 3 月閲覧、京浜河川事務所ホームページ)

「二ヶ領用水散策マップ」(平成 30 年 3 月、川崎市)

(5) 人口、産業の状況

ア 人口及び世帯数の状況

計画地周辺の町丁の人口及び世帯数は表 7-18 に、過去 5 年間の人口の変化は図 7-9 に、計画地及びその周辺の町丁の状況は図 7-10 に示すとおりである。

計画地は等々力及び宮内 4 丁目に位置する。等々力及び宮内 4 丁目の人口は横ばい傾向にあり、令和 5 年 12 月末日現在で等々力は 395 人、世帯数は 199 世帯、宮内 4 丁目は 3,735 人、世帯数は 1,962 世帯である。

表 7-18 人口及び世帯数（令和 5 年 12 月末日現在）

町 丁			人 口 (人)	世帯数 (世帯)
川崎市	中原区	等々力	395	199
		宮内 4 丁目	3,735	1,962
		小杉御殿町 1 丁目	1,961	987
		小杉陣屋町 2 丁目	1,959	1,064
		宮内 1 丁目	2,567	1,167
		宮内 3 丁目	4,124	1,846
		上小田中 6 丁目	5,855	3,110
		上小田中 7 丁目	2,357	1,124
				1,529,136

注) 計画地は、等々力及び宮内 4 丁目に位置する。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口（令和 5 年 12 月末日現在）」
（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

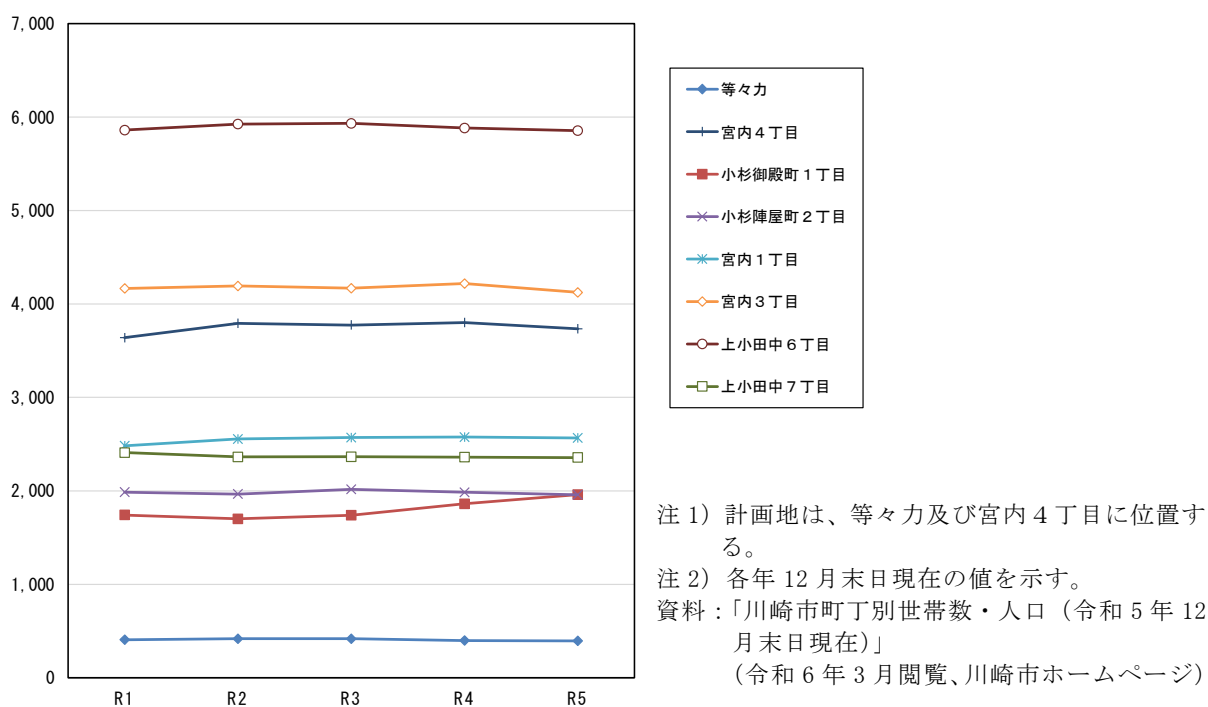
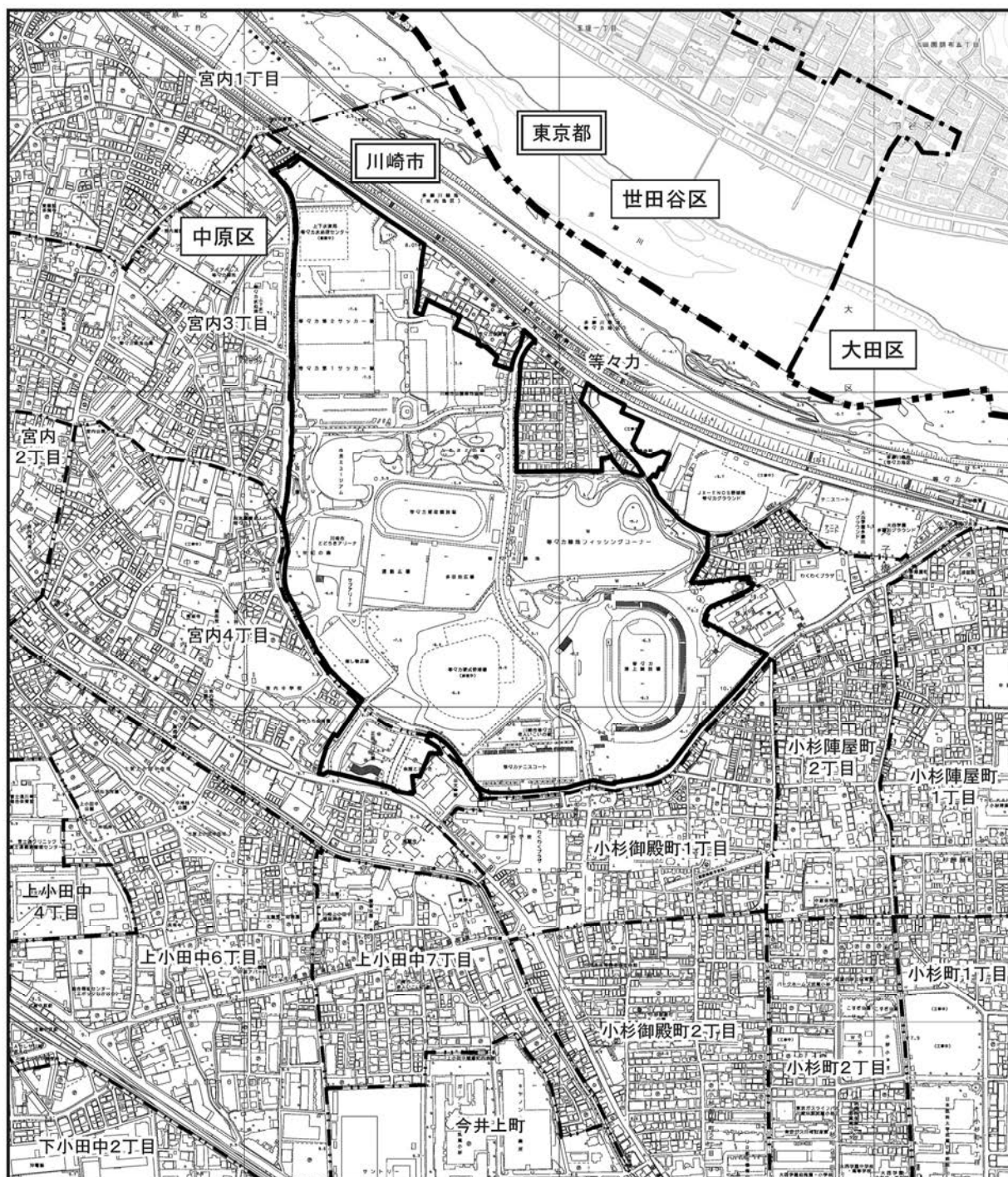


図 7-9 人口の推移



凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界
- 町丁界

図 7-10 計画地周辺町丁図

0 100 200 300 400 500m



イ 産業の状況

中原区及び川崎市全体の事業所数及び従業者数は、表 7-19 に示すとおりである。

産業分類別の事業所数は中原区及び川崎市ともに「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」の順となっている。

産業分類別の従業者数は中原区では「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「情報通信業」、「製造業」の順となっている。川崎市では「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「製造業」の順となっている。

表 7-19 中原区及び川崎市全体の事業所数及び従業者数
(令和 3 (2021) 年 6 月 1 日現在)

産業 (大分類)		中原区		川崎市	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
産業 第一次	農業、林業、漁業	6	20	74	561
	計	6	20	74	561
産業 第二次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	457	3,266	4,108	31,236
	製造業	455	16,873	2,838	68,560
	計	912	20,139	6,946	99,796
産業 第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	5	24	41	685
	情報通信業	189	17,205	930	35,867
	運輸業、郵便業	65	2,692	1,248	34,806
	卸売業、小売業	1,379	19,570	8,150	105,391
	金融業、保険業	86	1,410	456	7,851
	不動産業、物品賃貸業	835	3,727	4,349	17,190
	学術研究、専門・技術サービス業	318	3,410	2,159	24,081
	宿泊業、飲食サービス業	1,068	8,956	4,848	45,674
	生活関連サービス業、娯楽業	593	2,995	3,208	18,319
	教育、学習支援業	322	2,922	1,515	21,624
	医療、福祉	972	14,098	4,841	85,460
	複合サービス事業	22	227	144	3,430
	サービス業 (他に分類されないもの)	319	6,538	2,314	46,736
	計	6,173	83,774	34,203	447,114
合計		7,091	103,933	41,223	547,471

注) 「-」は皆無または定義上該当数値がないことを示す。

資料: 「川崎市の経済—令和 3 年経済センサス-活動調査結果(確報)—」 (令和 6 年 2 月、川崎市)

(6) 土地利用状況

ア 土地利用規制状況

計画地及びその周辺における土地利用規制状況は、表 7-20 及び図 7-11 に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域に指定されている。また、計画地周辺は第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域等に指定されている。

なお、計画地は「第 1 章 指定開発行為の概要」(p.23～24 参照)に示すとおり、上位計画を踏まえ、土地利用規制・誘導が行われる予定であり、都市計画法に基づく都市施設及び用途地域の変更が予定されている。都市施設の変更は、都市計画緑地の区域が公園に変更される予定である。用途地域については、計画地を基本として「第一種中高層住居専用地域」から「第二種住居地域」に変更される予定である。また、川崎都市計画で定めた建蔽率は 60%、「川崎市都市公園条例」(昭和 32 年 3 月、条例第 6 号)に基づく建蔽率の上限は 20%となっている。

表 7-20 土地利用規制状況

項 目	内 容
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	川崎都市計画で定めた建蔽率：60% 川崎市都市公園条例に基づく建蔽率の上限：20%
指定容積率	200%
その他	多摩川風致地区

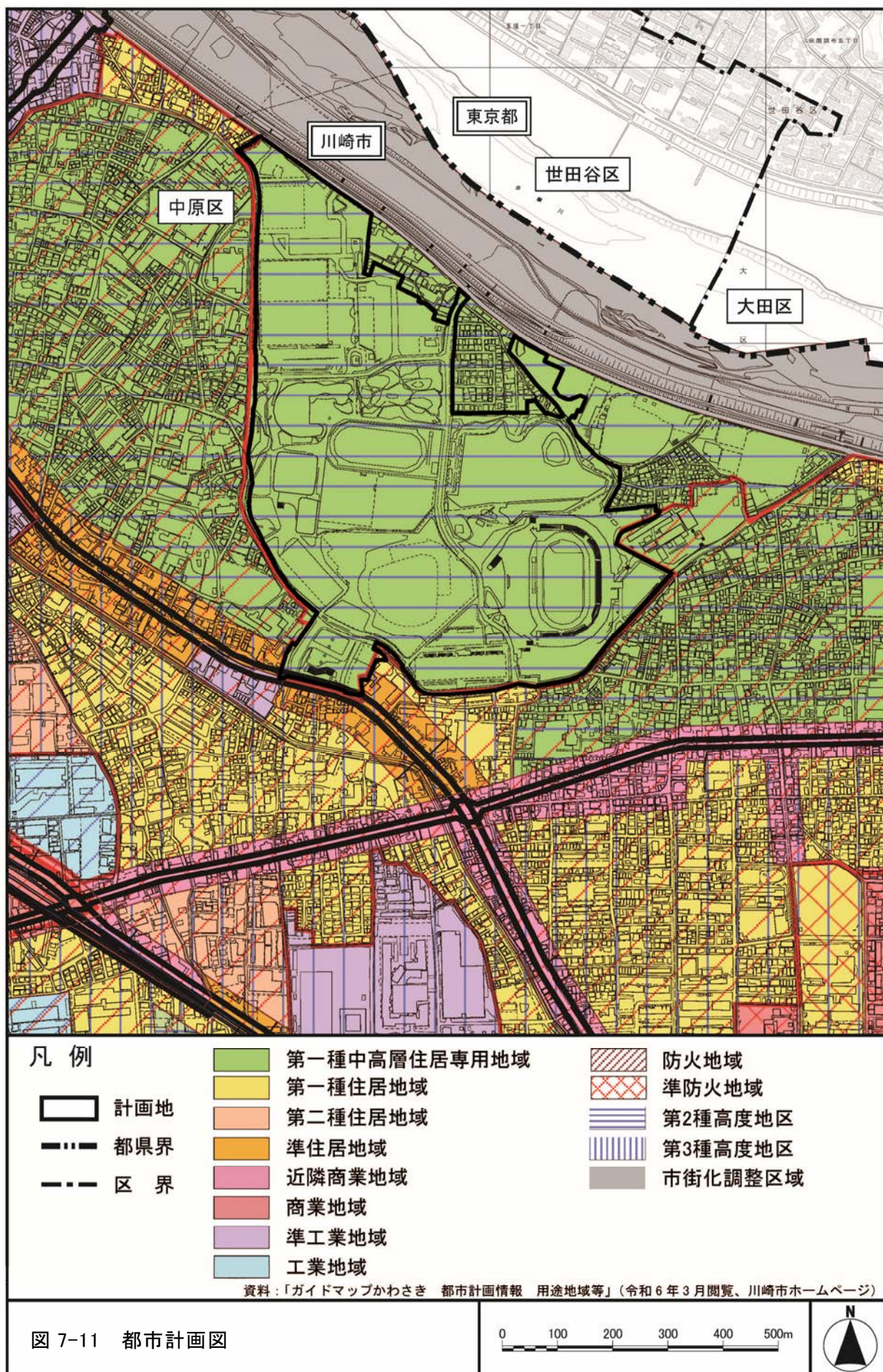
資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 用途地域等」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

イ 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用は図 7-12 に、計画地及びその周辺の現況は写真 7-1(1)～(2)に、それらの撮影地点は図 7-13 に示すとおりである。

計画地は現在、大部分が、公共空地及び文教・厚生用地として利用されている。

計画地の東側、南側、西側は住宅用地、集合住宅用地が広域にわたって分布し、その他、「文教・厚生用地」、「業務施設用地」、「軽工業用地」、「供給処理施設用地」等も分布している。



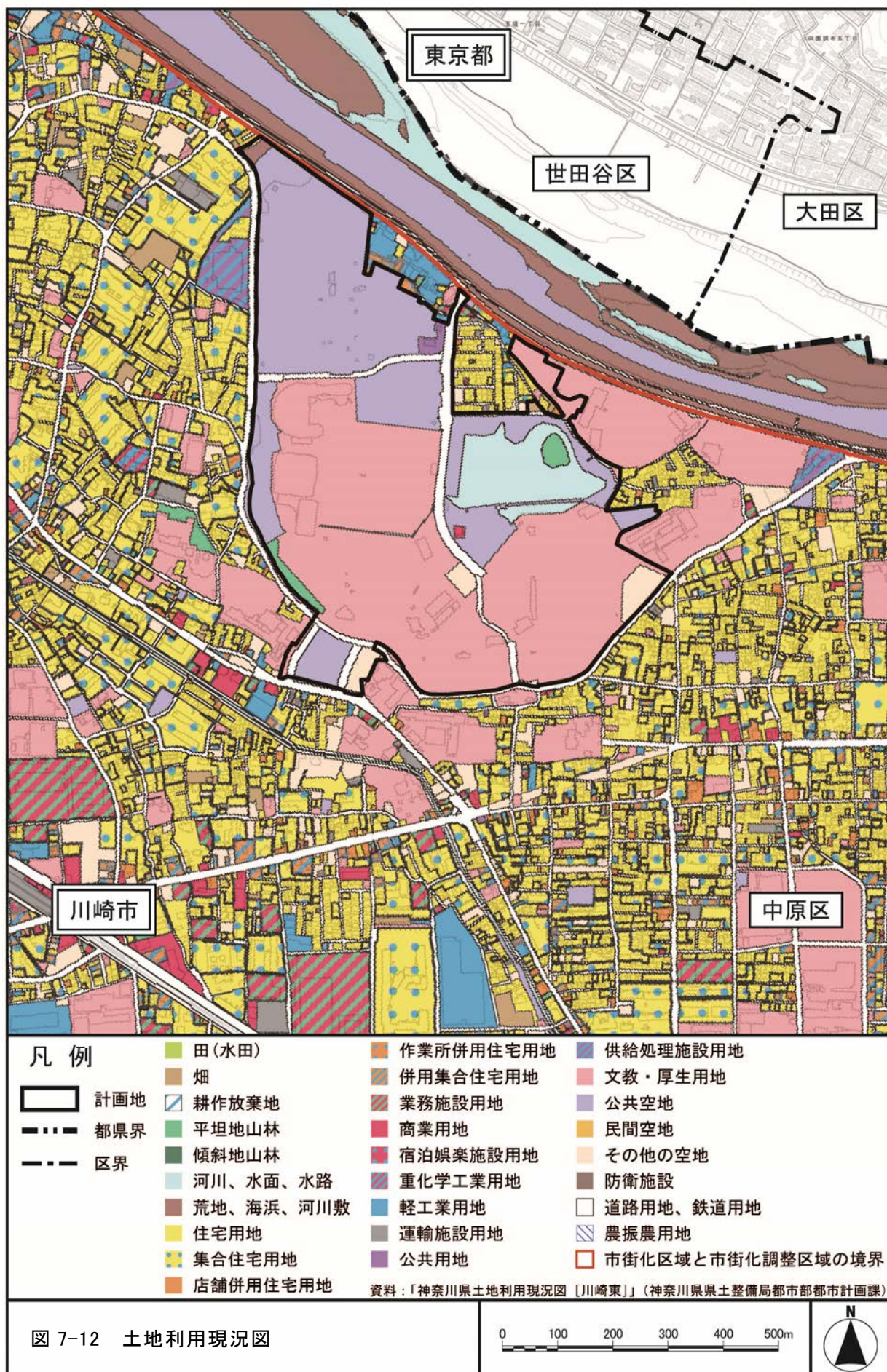
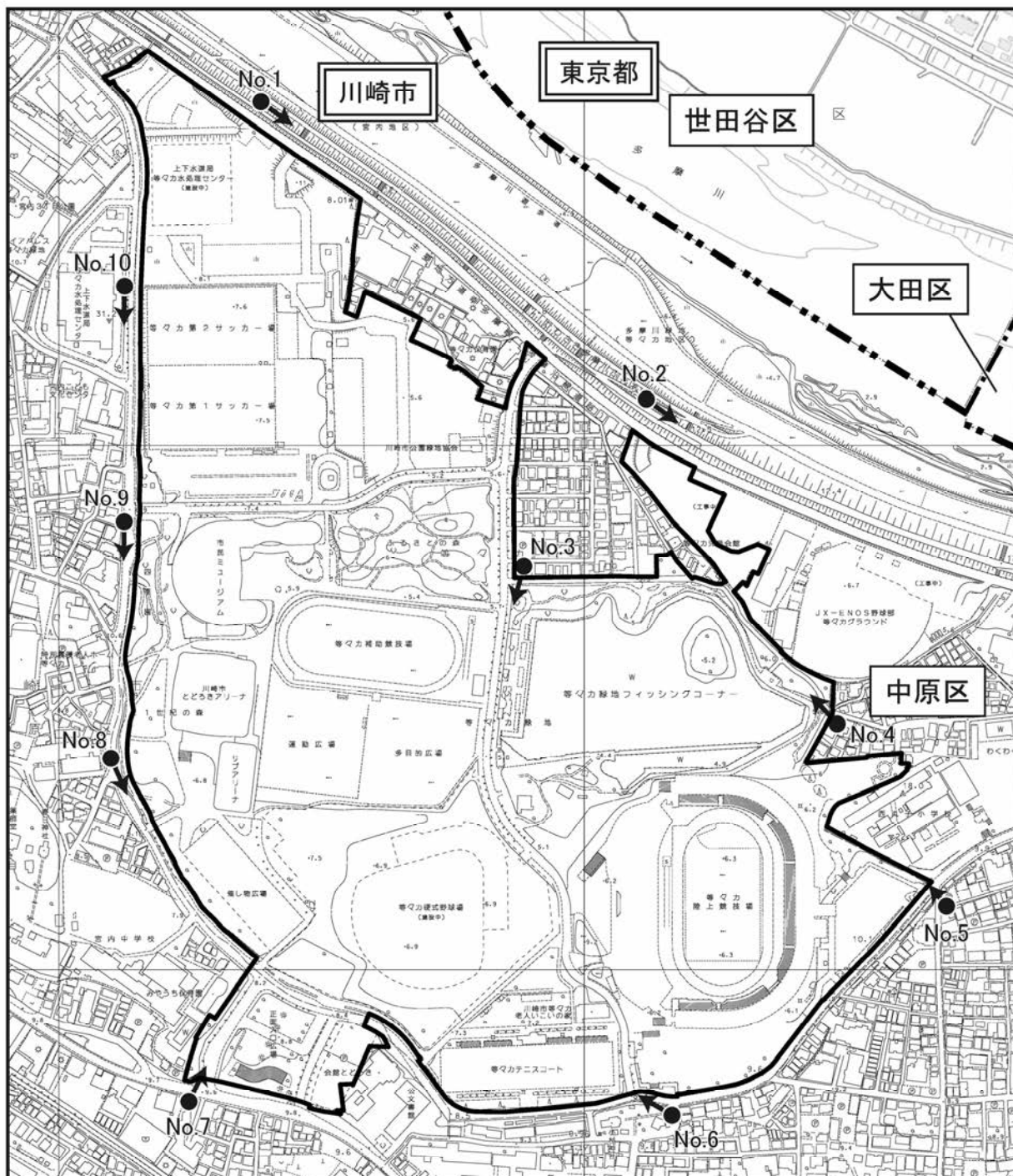
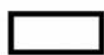


図 7-12 土地利用現況図



凡 例



計画地



都県界



区 界



撮影地点及び撮影方向

図 7-13 現況写真撮影地点位置図

0 100 200 300m





No.1 計画地北西側多摩川沿いより



No.2 計画地北側多摩川沿いより



No.3 計画地北側歩道より



No.4 計画地東側住宅地より



No.5 計画地東側歩道より



No.6 計画地南側歩道より

写真 7-1(1) 計画地周辺現況写真（撮影日：令和 5 年 4 月 13 日）



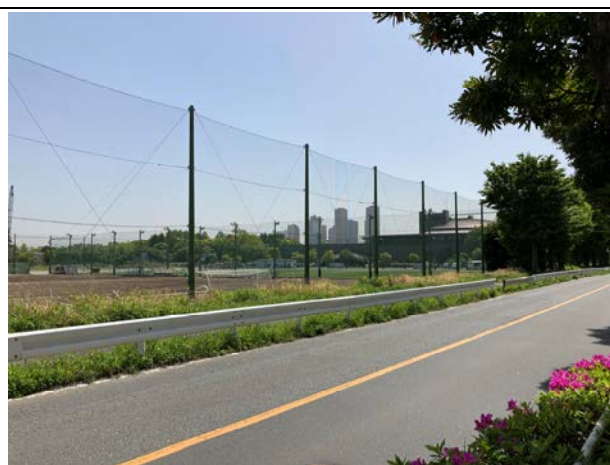
No.7 計画地南西側歩道より



No.8 計画地西側歩道より



No.9 計画地西側歩道より



No.10 計画地北西側歩道より

写真 7-1(2) 計画地周辺現況写真（撮影日：令和 5 年 4 月 13 日）

ウ 周辺地域の開発動向

計画地及びその周辺の道路等に係る計画等は、表 7-21(1)～(5)及び図 7-14 に示すとおりである。

国道 409 号（府中街道）、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）は、「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線であり、道路拡幅や新設が計画されている。このうち、都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線の「②小杉御殿工区」はプログラム後期①期間中（令和 7 年度末まで）に完成予定、計画地に接する国道 409 号（府中街道）の「6 小杉御殿町Ⅰ期工区」はプログラムの後期②期間中（令和 11 年度末まで）に完成予定であるが、その他は事業継続中もしくは未着手の工区が多くなっている。

また、計画地西側約 500m で、国道 409 号（府中街道）と市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）を結ぶことになる市道主要地方道宮内新横浜線の「10 宮内工区」は、道路整備プログラムの対象路線となっており、事業継続中であるが、多摩川に架かる「11 等々力大橋工区」はプログラム後期①（令和 7 年度末まで）に完成予定となっている。

表 7-21(1) 「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線等
(土地収用制度活用路線 (令和 7 年度末までに完成予定))

地点	区別	路線名	工区名	当初計画	前期進捗 (H28～R3)	後期①取組 (R4～R7)	後期②取組 (R8～R11)
①	中原	(国)国道409号	市ノ坪	計画期間内の 完成に向けて 最優先で取組 を進める。	→	完成	—
②		(都)丸子中山茅ヶ崎線	小杉御殿		→	完成	—
③		(都)荏宿小田中線	Ⅲ期		→	完成	—
④	高津	(都)宮内新横浜線	子母口		→	完成	—

注) (都)は都市計画道路の街路事業、(国)は国道の道路事業に該当する。

→: 事業継続、—: 未着手または完成済

資料: 「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第2次川崎市道路整備プログラム

～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」 (令和 4 年 2 月、川崎市)

表 7-21(2) 「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線等
(整備推進路線 (令和 11 年度末までに完成予定))

地点	区別	路線名	工区名	前期 (H28～R3)		後期① (R4～R7)		後期② (R8～R11)
				当初 目標	進捗	当初 目標	進捗	取組
3	中原	(都)東京丸子横浜線	市ノ坪	完成	→	—	完成	—
4		(都)荏宿小田中線	I 期	完成	H28完成	—	—	—
5		(国)国道409号	小杉	→	→	完成	→	完成
6		(国)国道409号	小杉御殿町 I 期	→	→	完成	→	完成
11		(市)宮内新横浜線	等々力大橋	→	→	完成	完成	—

注) (都)は都市計画道路の街路事業、(国)は国道の道路事業、(市)は市道の道路事業に該当する。

→: 事業継続、—: 未着手または完成済

資料: 「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第2次川崎市道路整備プログラム

～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」 (令和 4 年 2 月、川崎市)

表 7-21(3) 「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線等
(整備推進路線 (事業継続中もしくは令和 11 年度末までに着手予定))

地点	区別	路線名	工区名	前期 (H28～R3)		後期① (R4～R7)		後期② (R8～R11)
				当初 目標	進捗	当初 目標	進捗	取組
7	中原	(国)国道409号	小杉御殿町Ⅱ期	→	→	→	→	→
8		(国)国道409号	宮内	—	—	着手	先送り	着手
9		(国)国道409号	下野毛	—	—	着手	先送り	着手
10		(都)宮内新横浜線	宮内	→	→	→	→	→
16	高津	(国)国道409号	北見方	→	→	→	→	→

注) (都)は都市計画道路の街路事業、(国)は国道の道路事業に該当する。

→: 事業継続、—: 未着手または完成済

資料: 「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第2次川崎市道路整備プログラム

～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」 (令和 4 年 2 月、川崎市)

表 7-21(4) 「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線等
(調整路線※)

地点	区別	路線名	工区名
ア	中原	荏宿小田中線	Ⅱ期

※：隣接区間の整備状況等を踏まえ、着手時期について検討する路線。

資料：「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第 2 次川崎市道路整備プログラム

～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」（令和 4 年 2 月、川崎市）

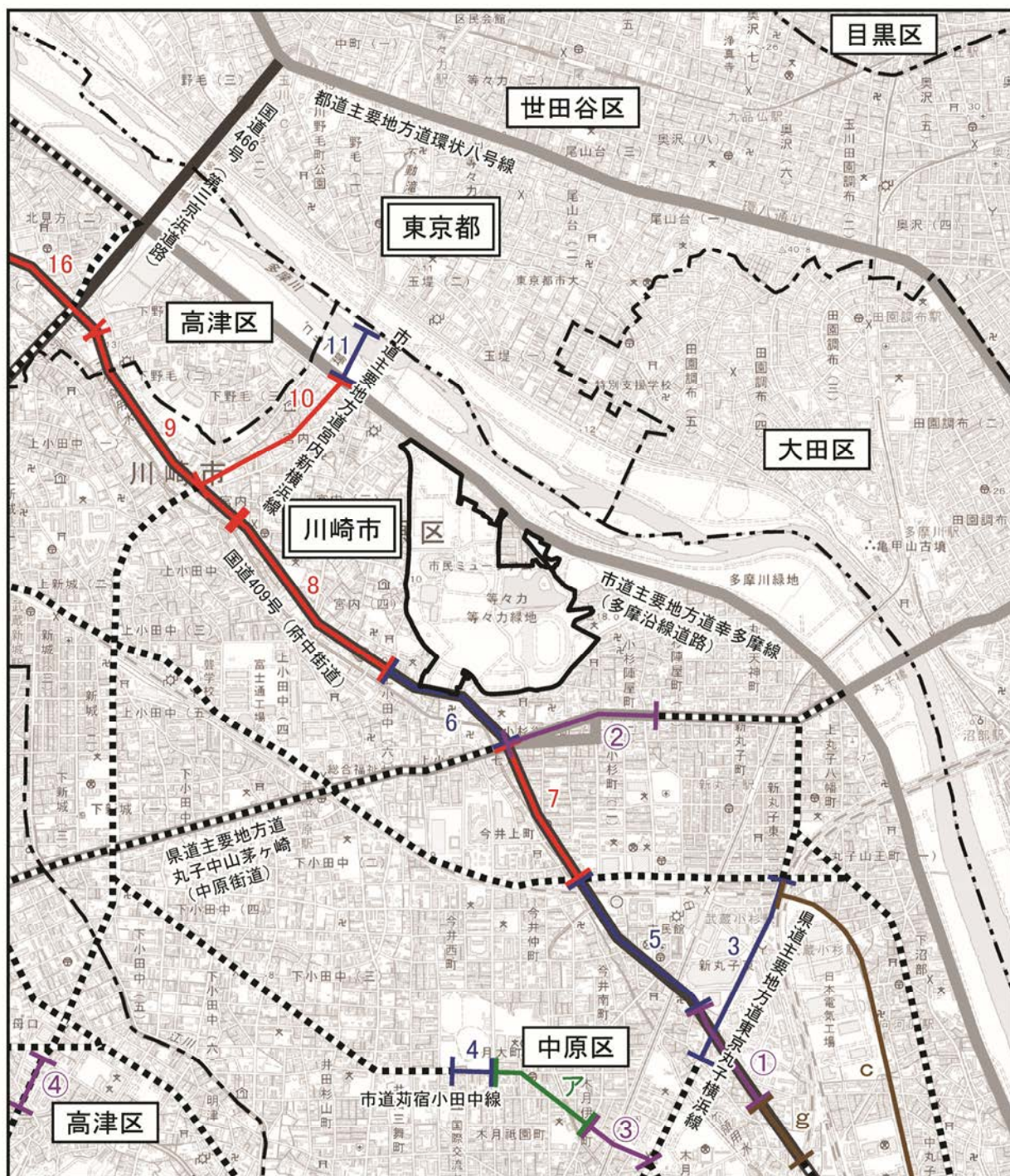
表 7-21(5) 「第 2 次川崎市道路整備プログラム」の対象路線等
(関連事業等（令和 7 年度までに着手予定）

地点	区別	路線名	備考	計画 (R 4 ～R 7)
c	幸・中原	JR南武線連続立体交差事業	尻手（矢向）駅～武蔵小杉駅	着手
g	中原	(都)鹿島田菅線	JR南武線連続立体交差事業関係	

注) (都)は都市計画道路の街路事業に該当する。

資料：「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第 2 次川崎市道路整備プログラム

～後期の取組【R4～R11】～ 計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」（令和 4 年 2 月、川崎市）



凡 例

【道路整備事業】

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 国道
- 主要地方道
- 土地収用制度等活用路線（令和7年度末までに完成予定）〈①～④〉
- 整備推進道路（令和11年度末までに完成予定）〈3～6、11〉
- 整備推進道路（事業継続中もしくは令和11年度末までに着工予定）〈7～10、16〉
- 調整路線（着手時期を調整する路線）〈ア〉

【関連事業】

- 連続立体交差事業〈c、g〉

【整備済路線】

- 整備済路線

資料：「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第2次川崎市道路整備プログラム
～後期の取組【R4～R11】～計画期間 平成28年度～令和11年度」（令和4年2月、川崎市）
「ガイドマップかわさき 都市計画情報 都市計画道路事業進捗図」（令和6年3月閲覧、川崎市ホームページ）

図 7-14 道路等に係る計画等の状況

0 250 500 750 1000m



(7) 交通、運輸の状況

ア 道路交通

計画地周辺の主要な道路は図 7-15 に示すとおりであり、計画地の南西側に隣接する国道 409 号（府中街道）、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）等が通っている。

また、計画地周辺における全国道路・街路交通情勢調査（以下「道路交通センサス」という。）一般交通量調査結果は、表 7-22 に示すとおりである。

令和 3 年度調査において、計画地近傍に位置する一般国道 409 号線（地点番号 Q10200）、（同 Q10210）、丸子中山茅ヶ崎（同 Q40420）、（同 Q40430）、川崎駅丸子線（同 Q80030）、小杉菅線（同 Q80130）及び幸多摩線（同 Q40490）の平日（昼間）12 時間交通量は、それぞれ 7,983 台、7,724 台、8,542 台、9,150 台、11,543 台、10,246 台、12,086 台であり、大型車混入率は、それぞれ 18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、14.5%、11.9%、24.2%である。

表 7-22 道路交通センサス調査結果

区間 番号	路線名	調査年度	昼間 12 時間交通量 (台/12h)		昼間 12 時間 大型車混入率 (%)	
			平日	休日	平日	休日
Q10200 (中原区小杉 御殿町 2-77)	一般国道 409 号 (府中街道)	平成 22 年度	8,741	7,552	20.2	7.3
		平成 27 年度	8,160	-	18.3	-
		令和 3 年度	7,983	-	18.0	-
Q10210 (中原区宮内 2 丁目 5-3)	一般国道 409 号 (府中街道)	平成 22 年度	8,741	7,552	20.2	7.3
		平成 27 年度	8,241	-	17.8	-
		令和 3 年度	7,724	-	15.6	-
Q40420 (中原区小杉御殿 町 1 丁目 939-2)	丸子中山茅ヶ崎 (中原街道)	平成 22 年度	9,069	7,831	4.6	4.8
		平成 27 年度	8,531	-	9.6	-
		令和 3 年度	8,542	-	7.2	-
Q40430 (中原区上小田中 6 丁目 27-8)	丸子中山茅ヶ崎 (中原街道)	平成 22 年度	9,069	7,831	4.6	4.8
		平成 27 年度	8,845	-	10.2	-
		令和 3 年度	9,150	-	7.8	-
Q80030 (中原区杉町 2 丁目 276-1)	川崎駅丸子線 (南武沿線道路)	平成 22 年度	12,904	10,119	13.2	5.2
		平成 27 年度	13,101	-	17.1	-
		令和 3 年度	11,543	-	14.5	-
Q80130 (中原区 今井上町 83)	小杉菅線 (南武沿線道路)	平成 22 年度	12,376	11,061	12.9	6.4
		平成 27 年度	11,148	-	13.7	-
		令和 3 年度	10,246	-	11.9	-
Q40490 (高津区 下野毛 1-13)	幸多摩線 (多摩沿線道路)	平成 22 年度	12,233	8,942	30.0	9.7
		平成 27 年度	11,928	-	30.0	-
		令和 3 年度	12,086	-	24.2	-

注 1) 区間番号は、「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」（川崎市）による。

平成 22 年度、平成 27 年度については、「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」（川崎市）で当該調査基本区間に対応するとされた区間のデータとしたため、令和 3 年度の区間番号、調査地点位置と必ずしも一致しない。

注 2) 表中の区間番号は、図 7-15 に対応する。

注 3) 調査時間は、7 時～19 時である。

注 4) 「-」は、調査が行われていないことを示す。

資料：「平成 22 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

「平成 27 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）

「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）

「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）

イ 鉄道

計画地周辺の鉄道の分布は、図 7-15 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道は、南側約 600m に JR 南武線、南東側約 1.0km に東急東横線・目黒線、JR 横須賀線がある。

計画地周辺の駅の 1 日平均乗車人員は、表 7-23 に示すとおりであり、武蔵中原駅、武蔵小杉駅ともに乗車人員は令和元年度までは横ばいであり、令和 2 年度に大きく減少している。

表 7-23 計画地周辺駅の 1 日平均乗車人員

単位：人/日

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
武蔵 中原駅	JR	総 数	35,060	34,198	23,950	23,779	25,107
		定 期	24,538	24,076	16,464	14,622	14,949
武蔵 小杉駅	JR	総 数	130,752	129,194	88,994	91,146	99,969
		定 期	83,149	83,052	58,480	53,920	56,208
	東急	総 数	112,513	113,884	82,403	81,542	88,258
		定 期	69,890	70,621	51,487	47,007	49,043

注) JR は年度、東急は年での集計。

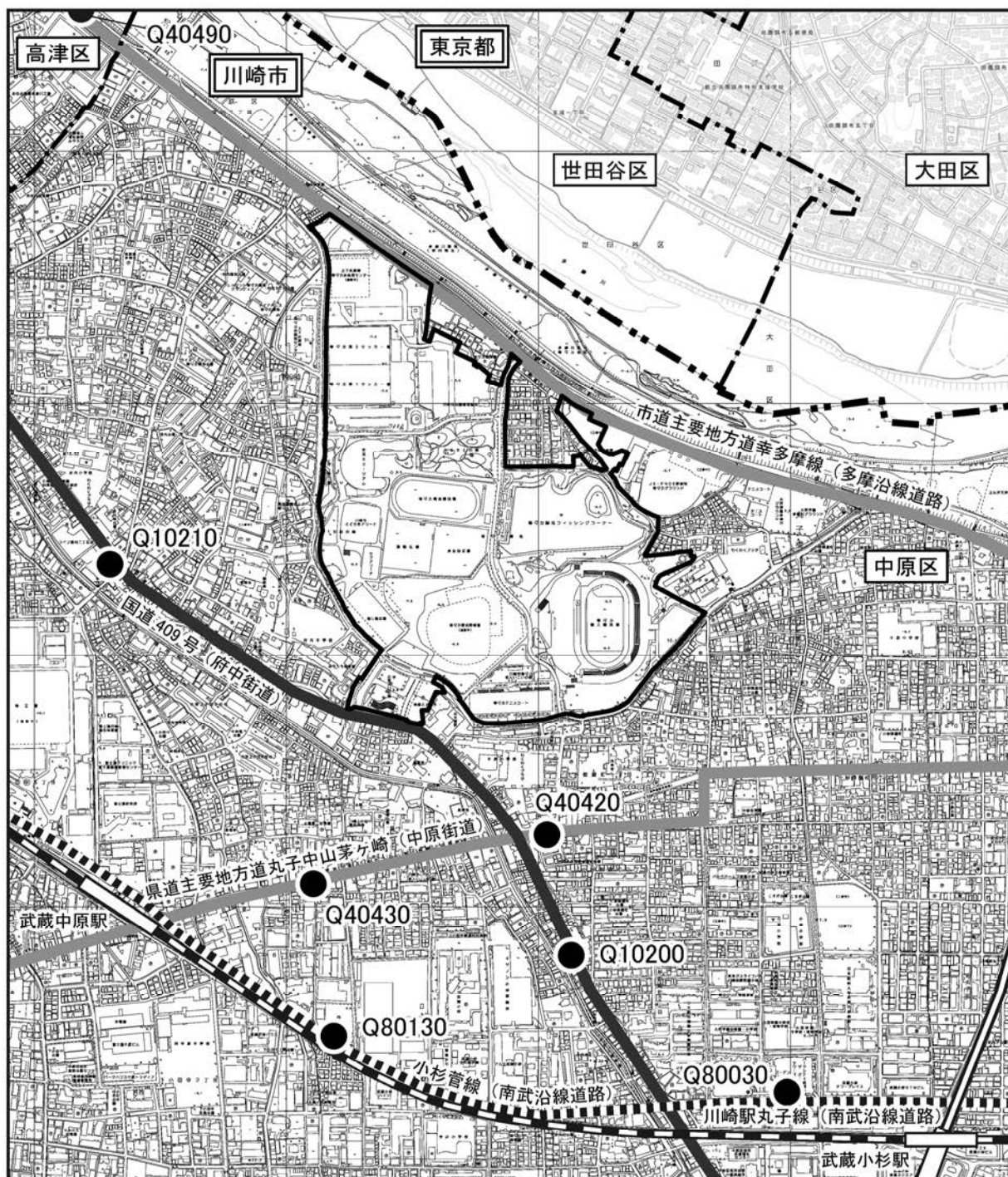
資料：「川崎市統計書 令和 5 年（2023 年）版」（令和 6 年 3 月、川崎市）

ウ バス

計画地周辺のバス路線は、図 7-16 に示すとおりである。

JR 武蔵中原駅から川崎市営バス 5 系統、東急バス 3 系統、川崎鶴見臨港バス 1 系統が、JR 武蔵小杉駅及び東急武蔵小杉駅から川崎市営バス 7 系統、東急バス 7 系統が運行している。

計画地へは川崎市営バス、東急バスが利用可能であり、計画地最寄りのバス停留所は、市営等々力グランド入口（川崎市営バス・東急バス）、市民ミュージアム（川崎市営バス、東急バス）、上河原（川崎市営バス）等である。



凡 例



計画地



都県界



区界



国道



主要地方道



市道



調査地点（区間番号は令和3年度調査による）



鉄道（JR）



私鉄



駅

注）図中番号は、表 7-22 に対応する。

資料：「平成 22 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）
「平成 27 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）
「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）
「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）
「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）
「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省）

図 7-15 道路及び鉄道

0 100 200 300 400 500m



(8) 公共施設等の状況

ア 公共施設等

計画地及びその周辺の公共施設等の分布状況は、表 7-24(1)～(2)及び図 7-17 に示すとおりである。

現在、計画地には等々力いこいの家 (No.37)、とどろきアリーナ (No.42)、等々力陸上競技場 (No.43) 及び市民ミュージアム (No.29) 等が存在している。なお、市民ミュージアムは川崎市景観計画の資源に指定されている。

また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地西側約 20m に等々力水処理センター (No.2) 等、市民館・図書館・会館として南側に隣接して川崎市公文書館 (No.28) 及び会館とどろき (No.30) 等、福祉施設として西側約 80m に等々力特別養護老人ホーム (No.35)、地域子育て支援センターみやうち (No.39) 及び宮内こども文化センター (No.41) 等、認可保育園として南西側に隣接してにじのそら宮内保育園 (No.4)、南西側約 90m にソラスト武蔵中原 (No.11)、川崎認定保育園として北側に隣接して等々力保育園 (No.13) 等が存在している。教育施設として東側に隣接して西丸子小学校 (No.17)、南側約 30m に中原小学校 (No.19)、南西側約 50m に宮内中学校 (No.23) 等が存在している。

表 7-24(1) 計画地周辺の公共施設等

区 分	番号	施設名称
行政機関等	1	中原歯科保健センター
	2	等々力水処理センター
保育施設	3	中原保育園
	4	にじのそら宮内保育園
	5	しらゆり宮内
	6	にじいろ保育園武蔵中原
	7	ひまわりほいくえん
	8	神地
	9	ピュアリー小杉御殿町
	10	スターチャイルド＜新丸子ナーサリー＞
	11	ソラスト武蔵中原
	12	アイン武蔵小杉北
	13	等々力保育園

注) 表中番号は、図 7-17 に対応する。

資料：「中原区ガイドマップ」(令和 5 年 3 月、中原区)

「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

表 7-24(2) 計画地周辺の公共施設等

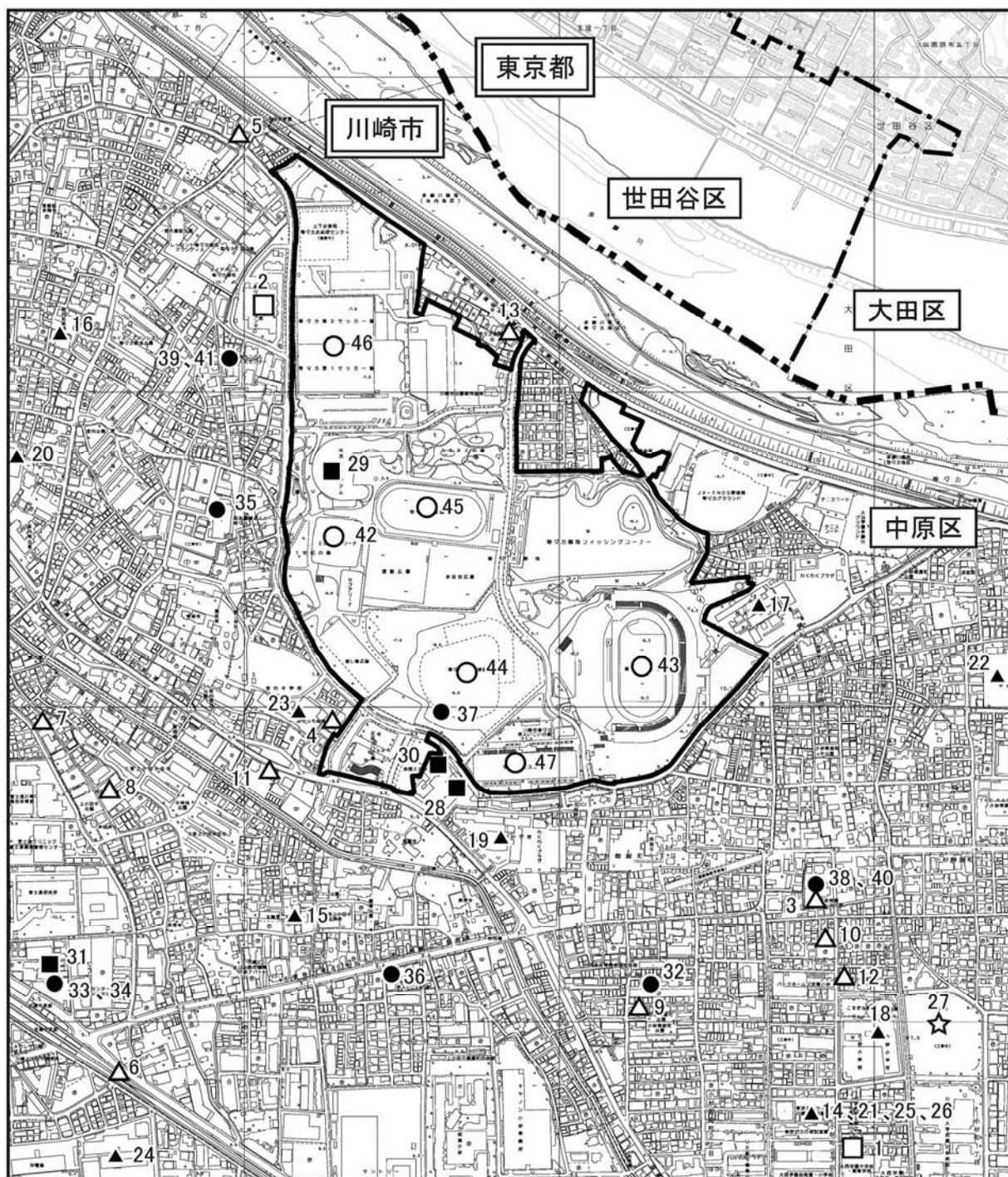
区 分		番号	施設名称
文教施設	幼稚園	14	大西学園幼稚園
		15	太陽第二幼稚園
		16	宮内幼稚園
	小学校	17	西丸子小学校
		18	小杉小学校
		19	中原小学校
		20	宮内小学校
		21	大西学園小学校
	中学校	22	中原中学校
		23	宮内中学校
		24	西中原中学校
		25	大西学園中学校
	高等学校	26	大西学園高等学校
医療機関	病院	27	日本医科大学武蔵小杉病院
市民館・図書館・会館		28	川崎市公文書館
		29	市民ミュージアム(令和 5 年 9 月 1 日現在休館中)
		30	会館とどろき
		31	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)
福祉施設	全 般	32	中部身体障害者福祉会館
		33	川崎市社会福祉協議会
	高齢者福祉	34	川崎市あんしんセンター運営課
	特別養護老人ホーム・地域包括支援センター	35	等々力特別養護老人ホーム
	老人いこいの家	36	ごうじいこいの家
		37	等々力いこいの家
	地域子育て支援センター	38	地域子育て支援センターなかはら
		39	地域子育て支援センターみやうち
	子ども・青少年	40	中原区保育・子育て総合センター
	こども文化センター	41	宮内こども文化センター
スポーツ施設		42	とどろきアリーナ
		43	等々力陸上競技場
		44	等々力球場
		45	等々力補助競技場・運動広場、多目的広場
		46	等々力第 1・第 2 サッカー場
		47	等々力テニスコート

注) 表中番号は、図 7-17 に対応する。

資料: 「中原区ガイドマップ」 (令和 5 年 3 月、中原区)

「中原区の川崎認定保育園一覧」 (令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

「市の施設 健康・スポーツ一覧」 (令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)



凡 例

- | | | |
|-----|-------|------------|
| 計画地 | 行政機関等 | 市民館・図書館・会館 |
| 都県界 | 保育施設 | 福祉施設 |
| 区 界 | 文教施設 | スポーツ施設 |
| | 医療機関 | |

資料：「中原区ガイドマップ」（令和 5 年 3 月、中原区）
 「中原区の川崎認定保育園一覧」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）
 「市の施設 健康・スポーツ一覧」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

図 7-17 公共施設位置図

0 100 200 300 400 500m



イ 公園等

計画地周辺の公園等の分布状況は、表 7-25 及び図 7-18 に示すとおりである。

計画地の西側約 110mに宮内 3 丁目公園、南東側約 150mに小杉陣屋町中公園等がある。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は計画地の等々力緑地を含む都市公園等が多く存在している。

なお、等々力緑地、多摩川緑地は川崎市景観計画の景観資源に指定されている。

表 7-25 計画地周辺の公園等

番号	名称	番号	名称
1	等々力緑地	10	中神地公園
2	多摩川緑地等々力地区	11	上小田中公園
3	多摩川緑地宮内地区	12	上小田中つつじ公園
4	多摩川緑地上丸子天神町地区	13	こすぎ公園
5	宮内春日公園	14	小杉御殿町公園
6	宮内蔵前公園	15	小杉陣屋町公園
7	宮内公園	16	小杉陣屋町中公園
8	宮内 3 丁目公園	17	今井上町緑道
9	宮内南公園	18	橋場公園

注) 表中番号は、図 7-18 に対応する。

資料：「川崎の公園（令和 5 年 3 月 31 日現在）」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

(9) 史跡・文化財の状況

計画地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 7-26 及び図 7-18、指定史跡・指定文化財等の状況は表 7-27(1)～(2)及び図 7-18 に示すとおりである。

計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」、「安藤家長屋門」等がある。

計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鰐口（市民ミュージアム）」、「鰐口（春日神社）」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

なお、指定史跡・指定文化財等が存在する常楽寺、春日神社、泉澤寺及び安藤家長屋門は川崎市景観計画の景観資源に指定されている。

表 7-26 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

遺跡番号	種別	所在地（代表地番）	遺跡の時代	名称
中原区No.2	散布地	中原区宮内 3-8	弥生	—
中原区No.9	古 墳	中原区宮内 1-7	古墳	黄金塚古墳
中原区No.14	散布地	中原区宮内 4-9 他	奈良・近世	—
中原区No.15	散布地	中原区宮内 1-7	古墳	—
中原区No.18	城館跡	中原区小杉御殿町 1 丁目他	中世・近世	小杉御殿町遺跡 小杉陣屋町遺跡
中原区No.19	散布地	中原区宮内 1-7 付近	古墳	宮内上河原耕地遺跡
中原区No.20	散布地	中原区宮内小杉町 2 丁目付近	中世・近世	小杉町遺跡

注) 表中番号は、図 7-18 に対応する。

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」

（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

川崎市教育委員会ヒアリング（令和 5 年 5 月）

表 7-27(1) 計画地周辺の指定文化財

番号	所在地	年代	名称	指定
1	中原区小杉陣屋町 1-15-20	明治後期 平成 4(1992)年に移築	旧原家住宅表門	国登録有形文化財
2	中原区小杉陣屋町 1-15-20	明治後期 平成 27(2015)年に移築	旧原家住宅稲荷社	国登録有形文化財
3	中原区小杉陣屋町 1-13-3	江戸時代末期	安藤家長屋門	市重要歴史記念物
4	中原区上小田中 7-20-5	江戸時代	泉澤寺本堂	市重要歴史記念物
5	中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム)	室町時代後期	紙本墨図淡彩 仙女図	市重要歴史記念物
6	中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺)	南北朝時代	銅造 阿弥陀如来立像	市重要歴史記念物
7	中原区宮内 4-12-14 (常楽寺)	室町時代	木造 十二神将立像 (常楽寺)	市重要歴史記念物
8	中原区宮内 4-12-14 (常楽寺)	平安時代	木造 聖観世音菩薩立像 (常楽寺)	市重要歴史記念物
9	中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺)	江戸時代	木造 四天立像	市重要歴史記念物
10	中原区宮内 4-12-14 (常楽寺)	室町時代	木造 釈迦如来坐像 (常楽寺)	市重要歴史記念物
11	中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム)	南北朝時代	青銅製鰐口 (市民ミュージアム)	市重要歴史記念物
12		室町時代	鰐口 (春日神社)	県指定重要文化財
13		奈良時代から江戸時代	古筆手鑑「披香殿」	市重要歴史記念物
14		鎌倉時代	関東下知状	市重要歴史記念物
15		安土・桃山時代	後北条氏の虎の印判状 永禄元年五月十一日付	市重要歴史記念物
16	中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺)	戦国から江戸時代	泉澤寺文書	市重要歴史記念物
17	中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム)	安土・桃山時代	後北条氏の虎の印判状 甲子三月二十三日付	市重要歴史記念物
18		安土・桃山時代	後北条氏の虎の印判状 天正十五年九月二十日付	市重要歴史記念物
19		鎌倉時代	板碑 (市民ミュージアム)	市重要歴史記念物
20		平安時代	生田古墓群 鴛鴦沼古墓 出土火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
21		奈良時代	生田古墓群 生田 8601 番地古墓出土火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
22		奈良時代から平安時代	稗原古墓群 A 地点古墓 出土火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
23		平安時代	有馬古墓群 後谷戸グループ 古墓出土火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
24		平安時代	野川古墓群 野川南耕地 A 地点古墓出土火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
25		7 世紀後半	无射志国荏原評銘文字瓦	市重要歴史記念物
26		縄文時代草創期	万福寺遺跡群縄文時代 草創期出土品	市重要歴史記念物

注) 表中番号は、図 7-18 に対応する。

資料：「指定文化財等紹介」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市教育委員会事務局ホームページ)

「神奈川県文化財目録 種類順(令和 5 年 5 月 1 日現在)」(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)

「神奈川県文化財目録 市区町村別(令和 5 年 5 月 1 日現在)」

(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)

表 7-27(2) 計画地周辺の指定文化財

番号	所在地	年代	名称	指定
27	中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム)	縄文時代草創期から 早期・前期・後期前半	宿河原縄文時代低地 遺跡出土品	市重要歴史記念物
28		縄文時代後期・晩期	下原遺跡縄文時代後・ 晩期出土品	市重要歴史記念物
29		平安時代	有馬古墓群 台坂上グ ループ古墓出土火葬 骨蔵器	市重要歴史記念物
30		平安時代	細山坂東谷古墓出土 火葬骨蔵器	市重要歴史記念物
31		平安時代	菅生古墓群 長沢 1822 番地古墓出土火葬骨 蔵器	市重要歴史記念物
32		旧石器時代	鷲ヶ峰遺跡旧石器時 代出土品	市重要歴史記念物
33		弥生時代中期	梶ヶ谷神明社上遺跡 出土品	市重要歴史記念物
34		近代	大師河原の漁撈具	市重要郷土資料
35		江戸時代	獅子頭 (市民ミュージアム)	市重要郷土資料
36	中原区宮内 4-12-2 他 (春日神社・常楽寺 ほか)	古代・中世	春日神社・薬師堂・常 楽寺境内及びその周 辺	市重要史跡
37	中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺)	戦国から江戸時代	泉澤寺文書	市重要歴史記念物
38	多摩区・高津区・中原区・ 幸区	慶長 16 (1611) 年	二ヶ領用水	国登録記念物
39	中原区宮内字白田耕 614 他	-	春日神社、常楽寺及び その周辺の樹叢	県指定天然記念物

注 1) 表中番号は、図 7-18 に対応する。

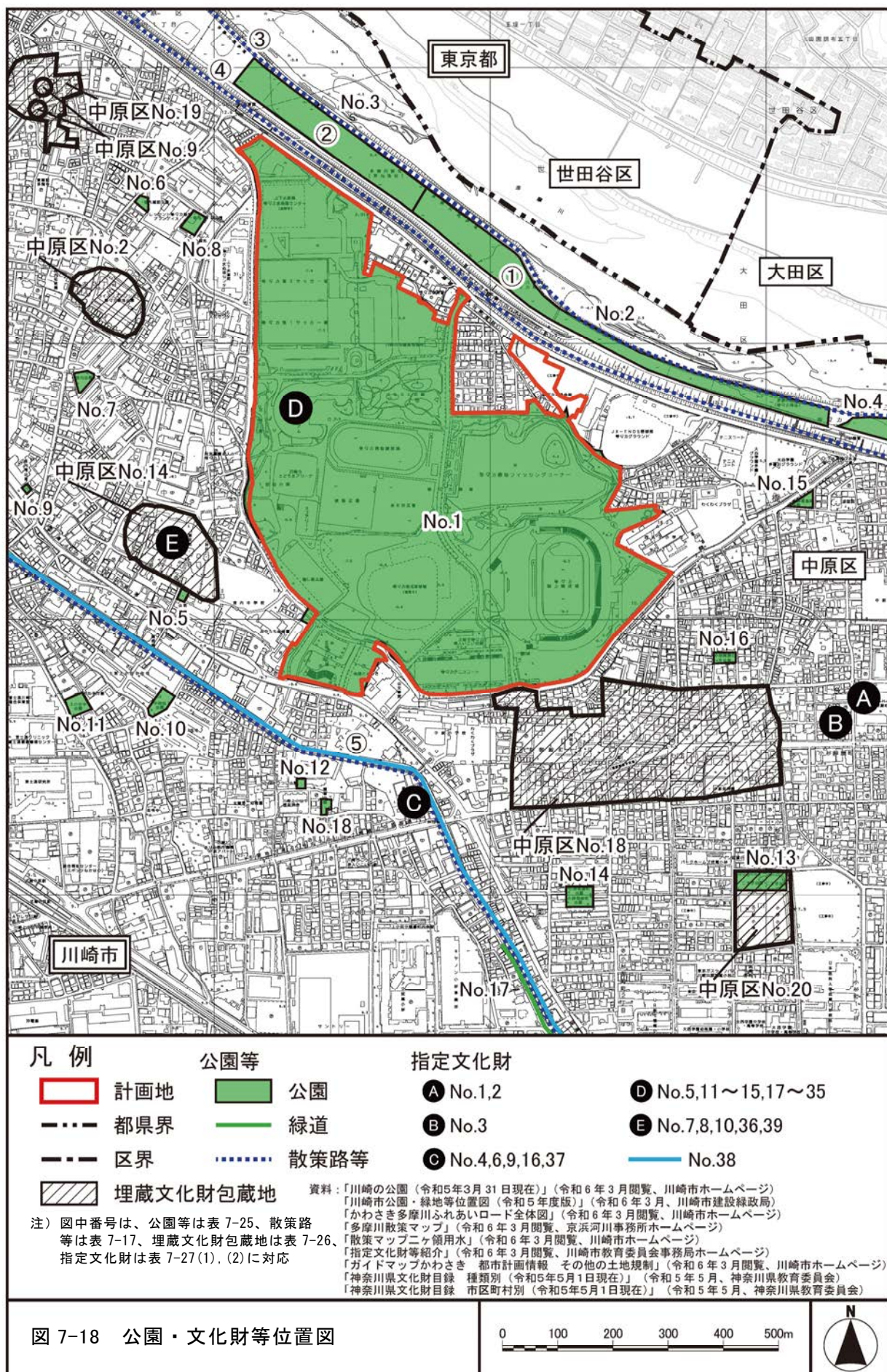
注 2) 「-」は、資料に記載されていないことを示す。

資料：「指定文化財等紹介」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市教育委員会事務局ホームページ）

「神奈川県文化財目録 種類順（令和 5 年 5 月 1 日現在）」（令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会）

「神奈川県文化財目録 市区町村別（令和 5 年 5 月 1 日現在）」

（令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会）



(10) 公害等の状況

ア 公害苦情の状況

令和 4 年度の公害苦情の件数は、表 7-28 に示すとおりである。

中原区の苦情発生件数は 160 件であり、川崎市全体の 802 件に対し、約 20.0%を占めている。種類別の苦情件数は、騒音が最も多く、次いで振動、次いで大気汚染となっている。

表 7-28 公害苦情の件数（令和 4 年度）

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
中原区	15	5	0	94	31	0	10	5	160
川崎市全体	112	22	0	459	123	0	68	18	802

資料：「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）

イ 大気汚染

計画地周辺には、図 7-19 に示すとおり、一般環境大気測定局として中原測定局、自動車排出ガス測定局として中原平和公園測定局がある。

両測定局の令和 4 年度における二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の測定結果は表 7-29 に、経年変化は図 7-20(1)～(2)に示すとおりである。

令和 4 年度の測定結果では、両測定局の二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成していた。

また、計画地及びその周辺には著しい大気汚染物質を発生させるような施設（発生源）はない。

表 7-29 大気汚染測定結果（令和 4 年度）

測定項目		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	環境基準
		中原測定局 (中原区役所)	中原平和公園測定局 (中原平和公園)	
二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.013	0.015	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。
	日平均値の年間 98% 値	0.032	0.033	
	環境基準達成状況※1	○	○	
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	年平均値	0.012	0.013	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
	日平均値の年間 2% 除外値	0.027	0.028	
	環境基準達成状況※2	長期：○ 短期：○	長期：○ 短期：○	

※1：二酸化窒素の環境基準の評価は、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合を達成（○）と評価。

※2：浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、上段は長期的評価、下段は短期的評価の結果を示す。

長期的評価は、以下の①及び②が適合した場合を達成（○）と評価。

① 年間 2% 除外値が 0.10mg/m³以下、② 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

短期的評価は、以下の①及び②が適合した場合を達成（○）と評価。

① 1 時間値が 0.20mg/m³以下、② 日平均値が 0.10mg/m³以下。

資料：「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）

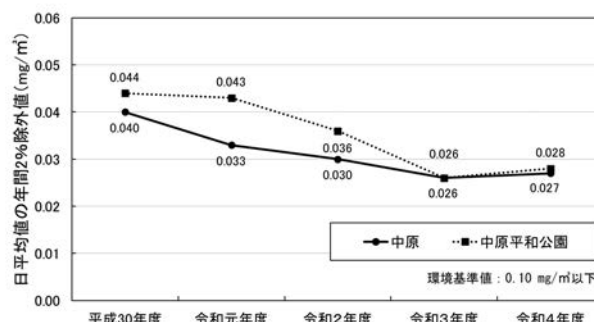
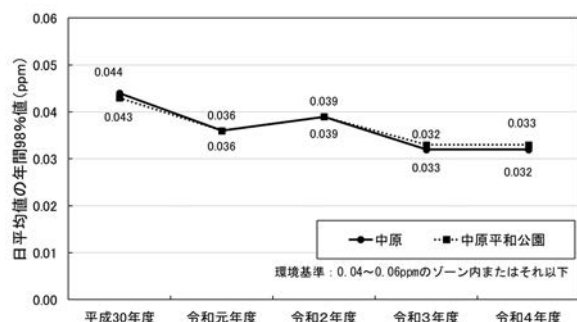


図 7-20(1) 二酸化窒素濃度経年変化 (日平均値の年間 98% 値：平成 30 年度～令和 4 年度) (日平均値の年間 2% 除外値：平成 30 年度～令和 4 年度)

資料：「令和 4(2022)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和 5 年 7 月、川崎市)

ウ 水質汚濁

計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰(上)及び宮内雨水幹線の多摩川流入前における生物化学的酸素要求量(BOD)の測定結果及び経年変化は、表 7-30～31 に示すとおりである。

令和 3 年度の多摩川の田園調布取水堰(上)における BOD75% 値は、1.2mg/L であり、環境基準(B 類型)を達成している。

計画地内において、著しい水質汚濁の発生源は存在しない。

表 7-30 水質調査結果(令和 3 年度)

水系名	河川名	地点名	BOD75% 値	環境基準(BOD75% 値)
多摩川	多摩川	田園調布取水堰(上)	1.2mg/L	B 類型(3.0mg/L 以下)
	宮内雨水幹線	多摩川流入前	1.5mg/L	—※

※：宮内雨水幹線は環境基準が定められていない。

資料：「令和 3 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 5 年 5 月、神奈川県)

「令和 3 年度 水質年報」(令和 5 年 3 月、川崎市)

表 7-31 BOD 経年変化(年平均値)

単位：mg/L

河川名	測定地点名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
多摩川	田園調布取水堰(上)	1.2	1.0	1.3	1.4	1.0
宮内雨水幹線	多摩川流入前	2.4	2.6	4.7	1.6	1.4

資料：「令和 3 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 5 年 5 月、神奈川県)

「令和 3 年度 水質年報」(令和 5 年 3 月、川崎市)

エ 土壌汚染

「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）によると、計画地のある中原区における「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査等の汚染判明件数（令和 4 年度）は 1 件である。また、中原区において令和 4 年度に新たに形質変更時要届出区域に指定された場所は 1 件である。

計画地内の形質変更時要届出区域については、表 7-32 に示すとおりである。

計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号）に基づく要措置区域はないが、計画地内の等々力球場が形質変更時要届出区域に指定されている。

表 7-32 計画地内の形質変更時要届出区域（令和 6 年 2 月 29 日現在）

自治体 指定番号	指定 年月日	区域の所在地	区域の 概況	区域の面積	指定基準に 適合しない 特定有害物質
指-70 号	平成 29 年 8 月 29 日	中原区等々力 764 番、765 番、773 番、774 番、775 番、975 番 3、3148 番、3166 番 2、3202 番、3226 番、3226 番地先（無地番地）の一部	公園 用地	12,709.90 m ²	砒素及びその化合物 セレン及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

資料：「川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

オ 騒音及び振動

中原区及び川崎市における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく工場・事業場数、特定施設届出数は、表 7-33(1)～(2)に示すとおりである。

計画地が位置する中原区内には、「騒音規制法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場は 250（川崎市全体の約 20.4%）存在し、「振動規制法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場は 144（同約 23.1%）存在する。

表 7-33(1) 特定施設設置届出工場・事業所数及び特定施設設置届出施設数（騒音規制法）

令和 5 年 3 月 31 日現在

名 称		地 区	中原区	川崎市
工場・事業場			250	1,225
特定施設	金属加工機械		340	1,066
	空気圧縮機及び送風機		1,434	7,237
	土石用破碎機等		6	35
	建設用資材製造機械		2	19
	木材加工機械		14	82
	印刷機械		72	207
	合成樹脂用射出成形機		183	506
	合 計		2,051	9,152

資料：「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）

表 7-33(2) 特定施設設置届出工場・事業所数及び特定施設設置届出施設数（振動規制法）

令和 5 年 3 月 31 日現在

名 称		地 区	中原区	川崎市
工場・事業場			144	624
特定施設	金属加工機械		495	1,540
	圧縮機		123	759
	土石用破碎機等		1	24
	木材加工機械		1	2
	印刷機械		38	101
	ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機		0	1
	合成樹脂用射出成形機		104	341
合 計			765	2,768

資料：「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）

計画地周辺の騒音及び振動の発生源としては、計画地南西側に位置する国道 409 号（府中街道）、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）や、計画地の北側に位置する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）等を走行する自動車等がある。

カ 地盤沈下

計画地周辺の水準点は図 7-21 に、各地点の地盤変動量は表 7-34 に示すとおりである。

年間地盤変動量は、令和元年～令和 5 年において前年比-6.8mm～+4.8mm であり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間 20mm 以上の沈下）を下回っている。

表 7-34 年間地盤変動量

単位：mm

水準点 番号	所在地	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
65A	中原区小杉御殿町 1-1010	-1.5	+4.2	-1.7	-6.8	-1.1
170C	中原区等々力 22-1	-0.2	+4.2	不測	不測	不測
176A	中原区上小田中 7-17-8	-0.8	+4.8	-1.5	-4.8	+1.3

注 1) 水準点番号は、図 7-21 に対応する。

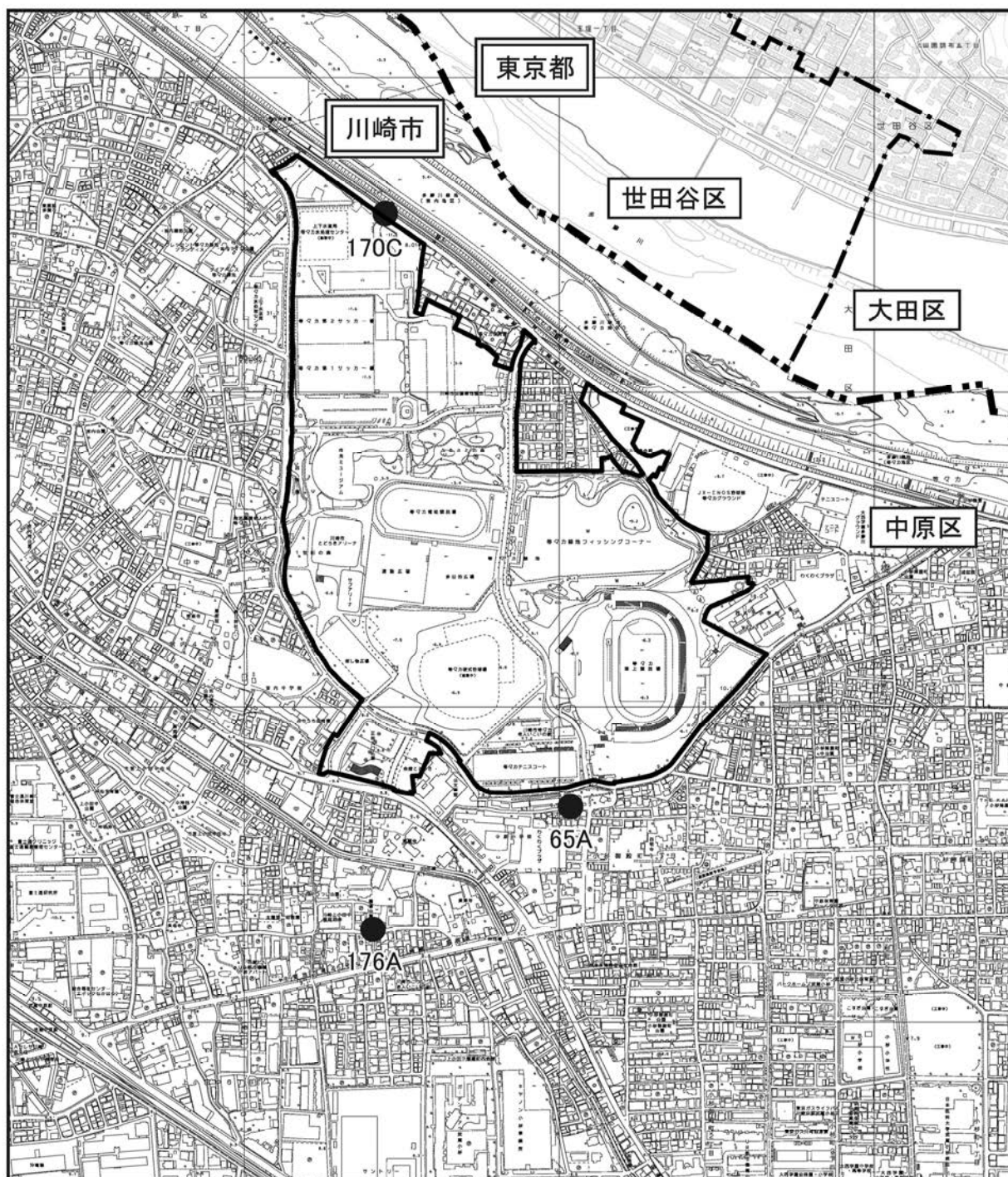
注 2) 地盤変動量は、各年基準日（1 月 1 日）の水準点の標高を前年と比較している。

資料：「市内の標高」（令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ）

キ 悪臭

計画地及びその周辺では、悪臭の調査は行われていない。

また、計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。



凡 例



計画地



水準点



都県界



区 界

注) 図中番号は、表 7-10 に対応する。

資料 : 「ガイドマップかわさき 地盤情報 公共水準点情報」 (令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

図 7-21 水準点位置図

0 100 200 300 400 500m



(11) 法令等の状況

ア 関連する法令等

本事業に関連する環境関連法令、条例、要綱、計画等は表 7-35(1)～(2)に示すとおりである。

表 7-35(1) 法令等

区 分		法令、条例、要綱、計画等の名称	備 考
環境関連	環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号
		第五次環境基本計画	平成 30 年 4 月 17 日、閣議決定
		川崎市環境基本条例	平成 3 年 12 月 25 日、条例第 28 号
		川崎市環境基本計画	令和 3 年 2 月改定、川崎市
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日、条例第 48 号
		地域環境管理計画	令和 3 年 3 月改定、川崎市
		川崎市環境影響評価等技術指針	令和 3 年 3 月改訂、川崎市
	地球環境	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和 54 年 6 月 22 日、法律第 49 号
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年 7 月 8 日、法律第 53 号
		地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日、法律第 117 号
		川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成 21 年 12 月 24 日、条例第 52 号
		川崎市地球温暖化対策推進基本計画	令和 4 年 3 月改定、川崎市
	公害防止等生活環境の保全	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日、条例第 50 号
	全 般	環境への負荷の低減に関する指針	平成 22 年 4 月、川崎市
		川崎市大気・水環境計画	令和 4 年 3 月策定、川崎市
		大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 97 号
	悪 臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日、法律第 91 号
		下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日、法律第 79 号
		水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 138 号
	水質汚濁	川崎市下水道条例	昭和 36 年 3 月 31 日、条例第 18 号
		工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日、法律第 146 号
	地盤沈下	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号
	騒 音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号
	振 動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日、法律第 64 号
	廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 137 号
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日、法律第 48 号
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年 5 月 31 日、法律 104 号
		循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日、法律第 110 号
		建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）	平成 23 年 3 月 30 日、環境省
		建設副産物適正処理推進要綱	平成 14 年 5 月 30 日、国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成 11 年 3 月 16 日、神奈川県条例第 3 号
		川崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 4 年 12 月 24 日、条例第 51 号
		建設廃棄物の適正管理の手引き	令和 4 年 3 月、川崎市
		川崎市一般廃棄物処理基本計画	平成 28 年 3 月、川崎市
	生物	廃棄物保管施設設置基準要綱	平成 6 年 4 月改正、川崎市
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年 7 月 12 日、法律第 88 号
	緑の回復・育成	生物多様性かわさき戦略	令和 4 年 3 月改定、川崎市
		川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日、条例第 49 号
		川崎市緑の基本計画	平成 30 年 3 月改定、川崎市
		第 2 期 川崎市緑の実施計画	令和 4 年 3 月、川崎市
		川崎市緑化指針	令和 4 年 2 月一部改正、川崎市
	歴史的文化的遺産	小杉地区緑化推進重点地区計画	令和 4 年 3 月改定、川崎市
		文化財保護法	昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号
	景観	川崎市文化財保護条例	昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号
		景観法	平成 16 年 6 月 18 日、法律第 110 号
		川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日、条例第 38 号
		川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定、川崎市
		景観計画届出マニュアル	令和元年 7 月改定、川崎市
		公共空間景観形成ガイドライン	平成 26 年 4 月、川崎市

表 7-35(2) 法令等

区 分		法令、条例、要綱、計画等の名称	備 考
環境 関連	コミュニティ 施設等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年 6 月 21 日、法律第 91 号
		都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	令和 4 年 3 月、国土交通省
	地域交通	駐車場法	昭和 32 年 5 月 16 日、法律第 106 号
		川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	平成 4 年 12 月 24 日、条例第 54 号
		川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例	平成 17 年 3 月 24 日、条例第 19 号
対象事業関連	安全	石綿障害予防規則	平成 17 年 2 月 24 日、厚生労働省令第 21 号
		災害対策基本法	昭和 36 年 11 月 15 日、法律第 223 号
		強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成 25 年 12 月 11 日、法律第 36 号
	気候変動	気候変動適応法	平成 30 年 6 月 13 日、法律第 50 号
		かわさき強靱化計画	令和 4 年 3 月、川崎市
		川崎市地域防災計画 震災対策編（令和元年度修正）	令和 2 年 3 月、川崎市防災会議
		川崎市地域防災計画 風水害対策編（令和 3 年度修正）	令和 4 年 3 月、川崎市防災会議
		川崎市地域防災計画 都市災害対策編(平成 26 年度修正)	平成 26 年 10 月、川崎市防災会議
		建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日、法律第 201 号
		都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号
	対象事業関連	川崎市都市公園条例	昭和 32 年 3 月 29 日、条例第 6 号
		川崎市風致地区条例	昭和 46 年 12 月 24 日、条例第 78 号
		脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成 22 年 5 月 26 日、法律第 36 号
		川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日、条例第 20 号
		川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日、条例第 48 号
		川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	平成 15 年 7 月 4 日、条例第 27 号
		川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成 15 年 7 月 4 日、条例第 29 号
		川崎市建築物環境配慮制度	令和 5 年 4 月改訂、川崎市
		川崎市総合計画	平成 28 年 3 月策定、川崎市
		川崎市総合計画第 3 期実施計画	令和 4 年 3 月、川崎市
		川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成 29 年 3 月改定、川崎市
		川崎市都市計画マスタープラン中原区構想	令和 3 年 8 月改定、川崎市

イ 『川崎市総合計画』（平成 28 年 3 月、川崎市）

「川崎市総合計画」（平成 28 年 3 月、川崎市）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障がい者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものである。この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざしている。

「川崎市総合計画第 3 期実施計画」（令和 4 年 3 月、川崎市）は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 か年の具体的な取組を定めたものである。

このなかで、等々力緑地再編整備事業は、表 7-36 に示すとおり、「魅力ある公園緑地等の整備」の取組の一つとして位置付けられている。

表 7-36 川崎市総合計画第 3 期実施計画に位置付けられた計画期間の主な取組
（等々力緑地再編整備事業部分抜粋）

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
等々力緑地再編整備事業 社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。	●等々力緑地再編整備の推進 ・「等々力緑地再編整備実施計画」の改定	●計画に基づく取組の推進 ・緑化フェアと連携した取組の推進				事業推進
	●民間活力導入に向けた取組の推進 ・民間活力導入手法の決定	・民間事業者の公募選定	・民間事業者による既存施設の一体的管理の開始 ・施設の設計等及び整備に向けた手続の実施	・事業完了		再編整備工事（R8～R11）〔2026～2029〕

ウ 『川崎市都市計画マスタープラン全体構想』（平成 29 年 3 月改定、川崎市）

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を展望し、地域地区等の土地利用の方針や道路、公園等の市民の生活・経済活動を支える都市施設整備の方針、市街地整備の方針等を明らかにしたものである。

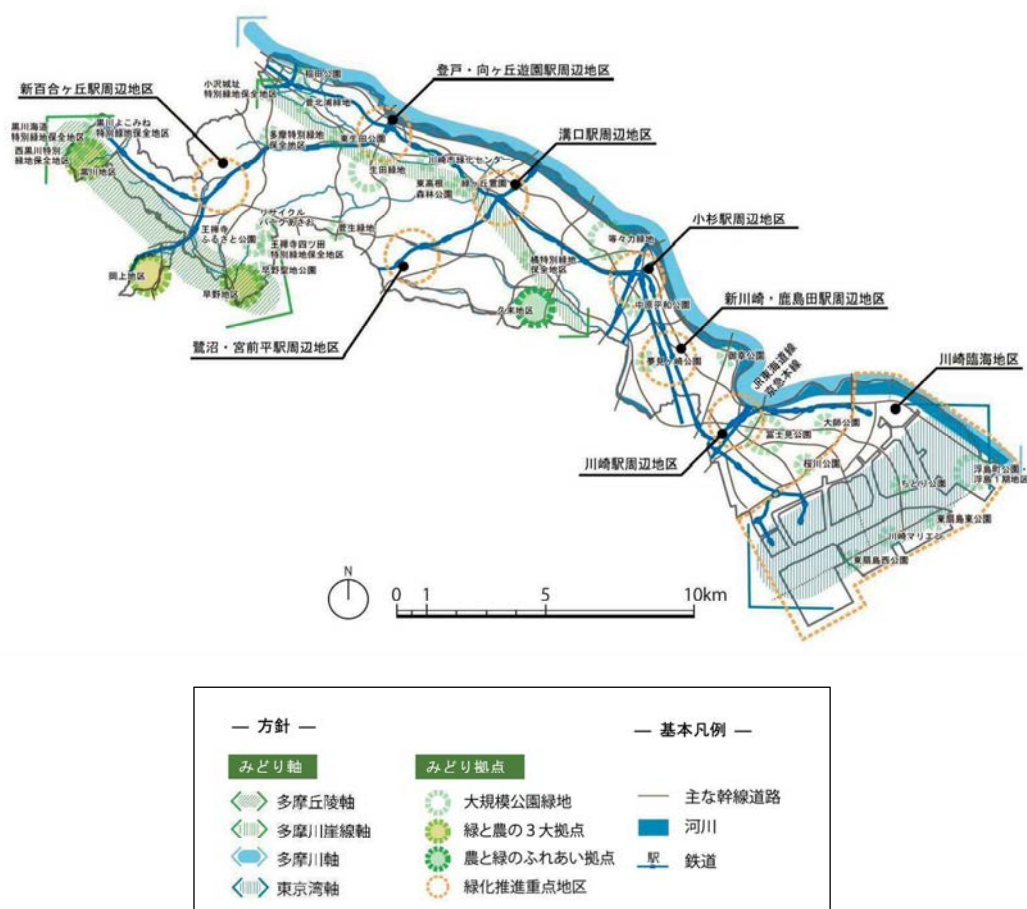
川崎市の都市計画マスタープランは、「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成 29 年 3 月改定、川崎市）、「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」（令和 3 年 8 月改定、川崎市）等の区別構想、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」（平成 21 年 3 月、川崎市）のまちづくり推進市域別構想の 3 層構造となっている。

全体構想では、川崎らしい緑と水の骨格の形成を目指すため、地域の核となる富士見公園や等々力緑地、生田緑地等の大規模な公園緑地などを「みどり拠点」と位置づけ、それぞれの多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めるとしている。全体構想における都市環境方針図は、図 7-22 に示すとおりである。

また、中原区構想の中で等々力緑地は、「賑わいのある等々力緑地づくり」として、民間活力も生かしながら様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園を目指して、再編整備の取組を推進すること、再編整備に当たっては、隣接する多摩川緑地との相互のアクセスの改善にむけた取組を進め、緑のネットワークの強化を目指すとしている。

小杉駅周辺まちづくり推進地域構想の中で等々力緑地は、緑の核の一つと位置付けられている。

＜都市環境方針図＞



資料：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成 29 年 3 月改定、川崎市）

図 7-22 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」の都市環境方針図

エ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市は、平成 30 年 3 月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、低炭素社会の実現に向けた取組を推進してきたが、昨今の気候変動の危機的状況や、世界の脱炭素化の潮流が急激に加速化したのを受けて、脱炭素化社会の実現に向けた施策を一層強化するため、本計画を令和 4 年 3 月に改定した。

本計画では「2050 年の脱炭素社会の実現（市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す）」というゴールに向けたアプローチとして、2030 年度の達成目標を下記のとおり定めている。

- ・温室効果ガス排出量の全体目標
市域目標：50%削減（2013 年度比）
- ・温室効果ガス排出量の個別目標
民生系目標：45%以上削減（2013 年度比）
産業系目標：50%以上削減（2013 年度比）
市役所目標：50%以上削減（2013 年度比）
- ・再エネ（再生可能エネルギー）導入目標
33 万 kW 以上導入

また、目標を達成するため、「将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり」と「環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり」に挑戦することを基本理念とし、図 7-23 が示す 8 の基本的方向と 40 の施策を定めている。

8 の基本的方向の一つとして、「市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち」を掲げており、「全ての市公共施設への再生エネルギー電力の導入」、「市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」等の施策を推進することとしている。また、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」を掲げており、「将来起こりうる自然災害への対応の計画的な推進」、「暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進」等の施策を推進することとしている。



資料：「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（令和 4 年 3 月改定、川崎市）

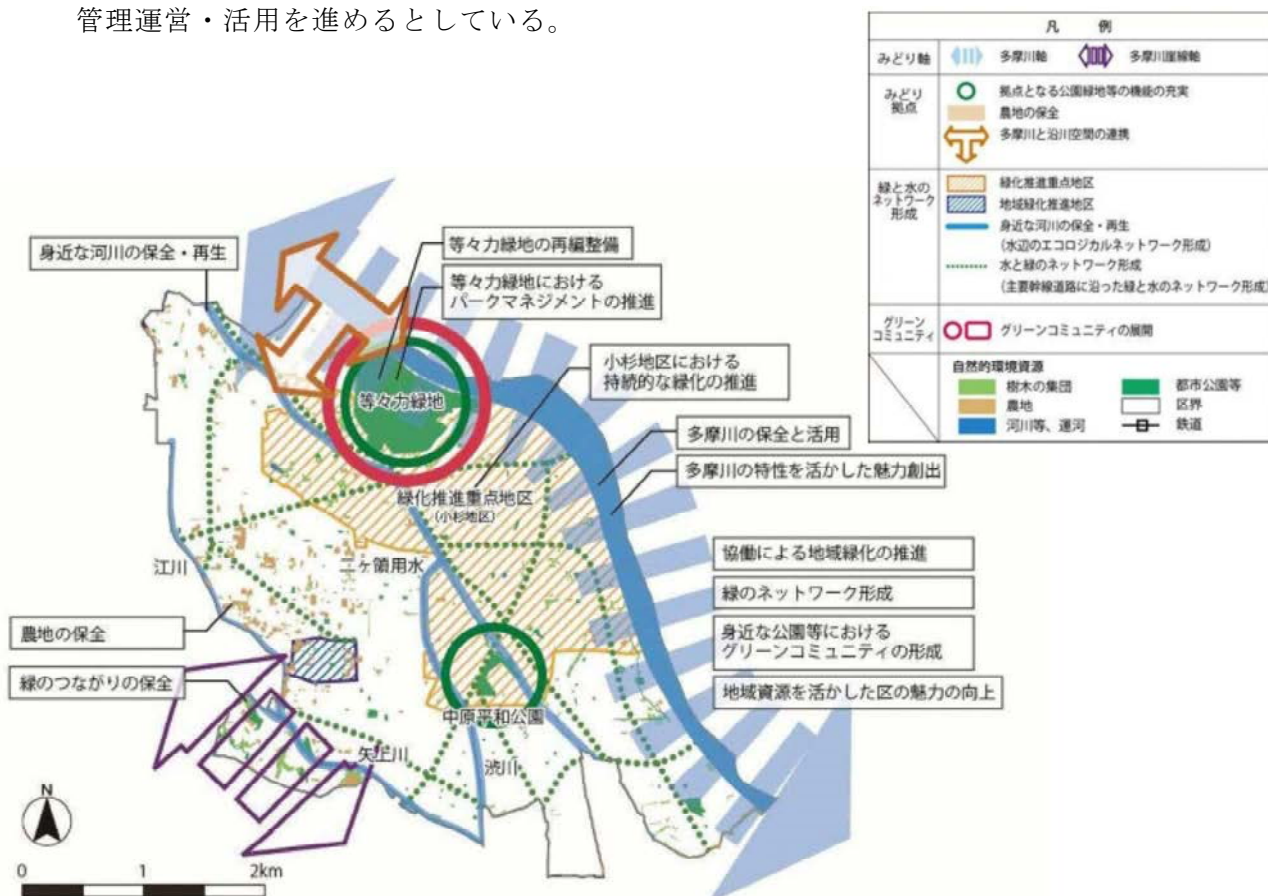
図 7-23 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の施策体系図

オ 川崎市緑の基本計画

「川崎市緑の基本計画」（平成 30(2018)年 3 月改定、川崎市）は、「都市緑地法」第 4 条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」に関する事項を示すとともに、緑をとりまく実情を勘案しながら必要な事項を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていくものである。

計画地のある中原区では、武蔵小杉駅周辺で大規模な再開発事業が展開され、都市型住宅の建設が進んでいるとともに、大規模な商業施設の開業も相次いでおり、賑わいのあるまちにふさわしい、魅力的な緑の景観を、市民、民間企業と連携して創出、育成していくことが求められている。

中原区における施策の展開は図 7-24 に示すとおりである。等々力緑地は、緑の将来像において、「公園緑地の拠点」、「水と緑の都市再生拠点」、「等々力緑地グリーンコミュニティ」として位置づけられている。小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めることとしており、防災機能の強化に資する整備を推進すること、陸上競技場・補助競技場の整備や、緑地内の案内サインの更新、施設のバリアフリー化等を進めるとしている。また、等々力緑地におけるパークマネジメントに関して、管理への民間活力の導入を進めるとともに、まちの賑わい創出に寄与する公園として、管理運営・活用を進めるとしている。



資料：「川崎市緑の基本計画」（平成 30(2018)年 3 月改定、川崎市）

図 7-24 「川崎市緑の基本計画」における中原区における施策の展開

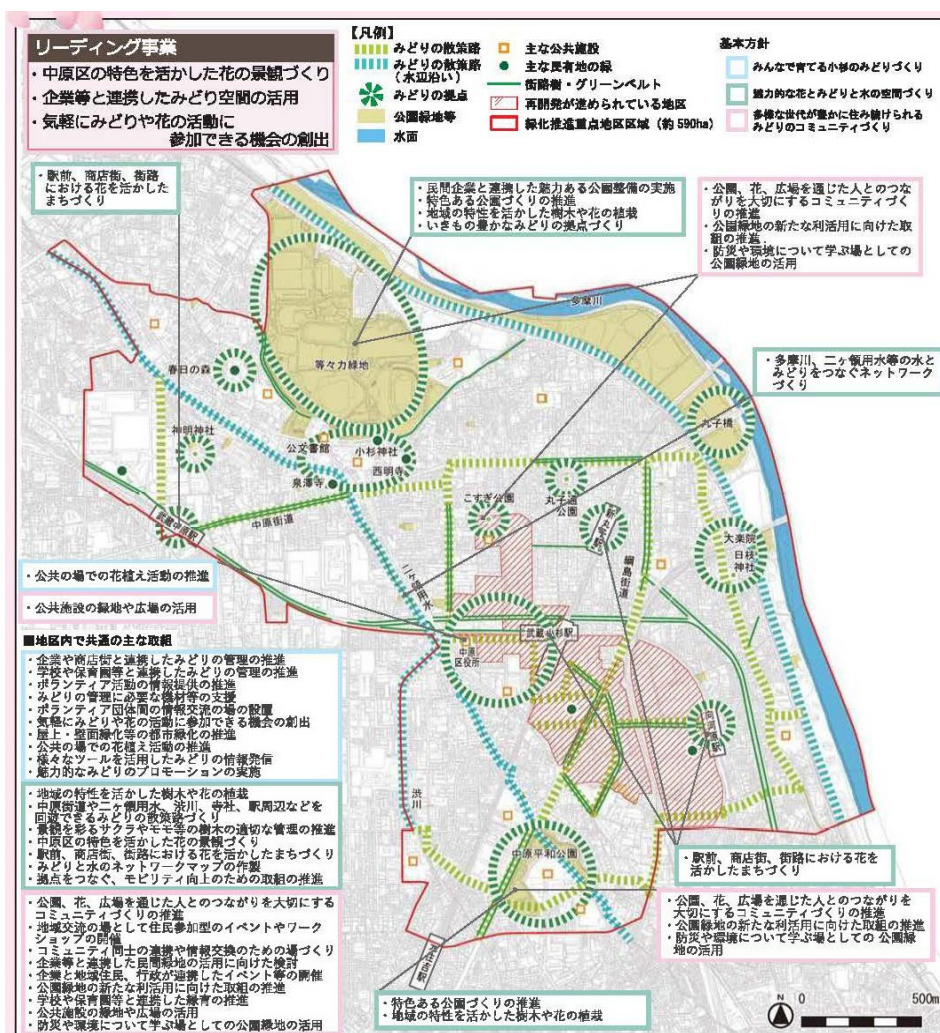
カ 小杉地区緑化推進重点地区計画

「小杉地区緑化推進重点地区計画」（令和 4(2022)年 3 月改定、川崎市）は、等々力緑地や中原平和公園などの大きな公園、身近な小さな公園や企業の緑地、サクラやモモ、色とりどりの草花、多摩川や二ヶ領用水、中原街道沿いの歴史資源など、小杉にある多様なみどりを、いつもの暮らしをより豊かにしてくれる魅力的なみどりへ、市民、企業、行政が一緒になって未来へつなげていくことを目指している。

基本目標として下記 3 つを掲げている。

- (1) みんなで育てる小杉のみどりづくり
- (2) 魅力的な花とみどりと水の空間づくり
- (3) 多様な世代が豊かに住み続けられるみどりのコミュニティづくり

等々力緑地は、図 7-25 に示すとおり、「みどりの拠点」として位置付けられており、民間企業と連携した魅力ある公園整備の実施や、公園・花・広場を通じた人とのつながりを大切にするコミュニティづくりの推進等が求められている。



資料：「小杉地区緑化推進重点地区計画」（令和 4(2022)年 3 月改定、川崎市）

図 7-25 小杉地区緑化推進重点地区計画図

キ 川崎市地域防災計画

川崎市地域防災計画は、災害の種類ごとに、「川崎市地域防災計画震災対策編（令和元年度修正）」（令和2年3月、川崎市防災会議）、「川崎市地域防災計画風水害対策編（令和3年度修正）」（令和4年3月、川崎市防災会議）、「川崎市地域防災計画都市災害対策編（平成26年度修正）」（平成26年10月、川崎市防災会議）が策定されている。

等々力緑地は、地震・火災に対応した広域避難場所と位置付けられている。また、等々力緑地内の現施設は、表7-37に示すとおり、ヘリコプター臨時離着陸場、救助・救援活動や物資集積等の拠点として位置付けられている。

なお、等々力緑地は、洪水、内水氾濫に対応した指定緊急避難場所には指定されていない。

表 7-37 等々力緑地内の現施設の地域防災計画上の位置づけ

地域防災計画上の位置づけ	場所
遺体安置所	とどろきアリーナ
ヘリコプター臨時離着陸場	補助競技場、多目的広場、催し物広場
自衛隊の活動拠点	運動広場、多目的広場
消防機関の活動拠点	催し物広場、テニスコート、等々力球場
ライフライン事業者の活動拠点	会館とどろき、南駐車場
警察の活動拠点	陸上競技場、東駐車場
備蓄倉庫	陸上競技場内、等々力球場内
災害時応急給水拠点	正面広場(会館とどろき横)
救援物資市集積場所	陸上競技場（バックスタンド室内走路） 等々力球場屋内練習場

ク 川崎市スポーツ推進計画

川崎市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条に規定する「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画として、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「第2期スポーツ基本計画」を参酌して策定するものである。

「川崎市スポーツ推進計画第2期」（令和4年3月、川崎市）は、平成24年9月に策定した「川崎市スポーツ推進計画」（計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間）の計画期間終了を迎えるにあたり、川崎市を取り巻く社会状況の変化や川崎市のスポーツ施策に関する現状及び課題を踏まえて、スポーツ活動の推進に加えて、スポーツを通じたまちづくりとして、健康長寿社会や共生社会の実現、人や地域の交流促進などの「スポーツのまち・かわさき」に向けた取組を引き続き効率的・効果的に推進するため、策定したものである。

本計画において等々力緑地は、再編整備を行うこと、等々力陸上競技場の最適化、等々力アリーナの再整備、パラスポーツの普及促進やパラアスリートの施設利用促進の施設として位置付けられている。

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は、川崎市のほぼ中央に位置し、JR 南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線武蔵小杉駅から約 1km にある。周辺の幹線道路としては、南西側に国道 409 号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

また、計画地の大部分が多摩川の旧堤道路に囲まれた旧河道であり、昭和 37(1962)年から緑地内の施設整備が行われた本市を代表する総合公園である。特に、運動施設が充実しており、陸上競技場は J リーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナは B リーグ・川崎ブレイズサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっている。その他、ふるさとの森、四季園、21 世紀の森などのまとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なとどろきアリーナなど様々な施設を有している。

(2) 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり把握した。

ア 地球環境

川崎市における温室効果ガスの排出量は、2013 年度と比較して 15.0%減少している。物質別では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄が 2013 年度と比較して減少がみられる一方、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）は増加している。

川崎市では、太陽光、太陽熱を「地産池消のエネルギー」として導入の促進を図っている。また、こうした電力を積極的に活用し、他地域での普及を需要側から推進するため、グリーン電力証書の利用を推進している。

川崎市の地球温暖化対策の目標として、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」では、「2050 年の脱炭素社会の実現（市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す）」というゴールに向けたアプローチとして、2030 年度の達成目標を、温室効果ガス排出量を市域で 50%削減（2013 年度比）再エネ導入 33 万 kW 以上としている。

計画地におけるエネルギー利用としては、電気・都市ガス等の利用がある。

イ 大気

計画地周辺の一般環境大気測定局（中原測定局）及び自動車排出ガス測定局（中原平和公園測定局）における令和 4 年度の測定結果では、両測定局の二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成していた。

また、計画地及びその周辺には、著しい大気汚染物質及び悪臭を発生させる施設等はない。

ウ 水

計画地北側約 100m に一級河川多摩川が流れており、計画地は多摩川流域に属している。

計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰（上）における令和 3 年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果は、75% 値が 1.2mg/L であり、環境基準（B 類型）を達成している。

また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。

エ 地盤

計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は T.P.+4.5～+10m 程度である。多摩川の堤防が T.P.+13m 程度となっている。計画地内は T.P.+4.5～+8m 程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。

計画地周辺の水準点における年間地盤変動量は、令和元年～令和 5 年において前年比-6.8mm～+4.8mm であり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間 20mm 以上の沈下）を下回っている。

オ 土壌汚染

「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）によると、計画地のある中原区における「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査等の汚染判明件数（令和 4 年度）は 1 件である。また、中原区において令和 4 年度に新たに形質変更時要届出区域に指定された場所は 1 件である。

計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に基づく要措置区域はないが、計画地内の等々力球場が形質変更時要届出区域に指定されている。

カ 騒音・振動・低周波音

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。

計画地内の主な発生源としては、駐車場利用による自動車の走行がある。

計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南西側に位置する国道 409 号（府中街道）、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）や、計画地の北側に位置する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）等を走行する自動車等がある。

なお、計画地及びその周辺に著しい低周波音の発生源は存在しない。

キ 廃棄物等

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。そのため、一般廃棄物及び産業廃棄物が排出されている状況である。

ク 水象

等々力緑地内の雨水排水は、全域が分流式のポンプ排水区域となっており、集水した雨水は、等々力ポンプ場（中原区等々力 20-1）から多摩川へポンプ排水している。計画地及びその周辺に湧水地は存在しない。

また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。

ケ 生物

現在の計画地は多摩川の旧河道と氾濫平野を砂利採取後に埋め立てた土地であり、植栽木を含む「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等が分布する。動物については、多摩川から計画地へ一部が流入しているものと考えられるが、計画地内の「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等に生息する動物種としては、コゲラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツグミ、カワラヒワ等の鳥類が確認されている。また、計画地内に存在する釣池には魚類やユスリカ等の水生動物が生息し、これらを捕食するカメ類やカエル類、カワセミやコサギ等の鳥類が確認されている。

計画地の北側にある多摩川とその河川敷には、「オギ群集」、「河辺一年生草本群落」、「自然裸地」、「開放水域」等が分布し、アズマモグラ等の小型哺乳類、カナヘビ等の爬虫類、ヒバリ、オオヨシキリ等の鳥類、エンマコオロギ、カンタン、サトキマダラヒカゲ等の昆虫類が生息し、さらに栄養段階が高次のシマヘビ等の爬虫類、タヌキ、イタチ等の哺乳類、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が確認されている。

コ 緑

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、ふるさとの森、四季園、21世紀の森などのまとまった緑地が存在している。

計画地の西側約 110mに宮内3丁目公園、南東側約 150mに小杉陣屋町中公園等がある。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は計画地の等々力緑地を含む都市公園等が多く存在している。

サ 人と自然とのふれあい活動の場

計画地最寄りの人と自然とのふれあい活動の場として、市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）をはさんで、計画地の北側の多摩川河川敷に、運動公園「多摩川緑地等々力地区」、「多摩川緑地宮内地区」の広場、多摩川堤防上に「かわさき多摩川ふれあいロード」、河川敷に「等々力岸辺の散策路」がある。また、多摩川河川敷は、体験型環境学習の場（とどろき水辺の楽校）としても利用されている。

計画地は、総合公園「等々力緑地」であり、等々力緑地内にはスポーツ施設や広場、子供の遊び場等、様々な施設が充実しているが、「ふるさとの森」、「四季園」、「21 世紀の森」、「釣池」の周辺等は、遊歩道が整備された自然とふれあえる樹林地となっている。水域である「釣池」にはフィッシングコーナーがあり、釣りが楽しめる。また、花壇ボランティアの活動の場や、自然体験教室等の活動の場としても利用されており、等々力緑地全体が、人と自然とのふれあい活動の場となっている。

シ 歴史的文化的遺産

計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」、「安藤家長屋門」等がある。

計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鰐口（市民ミュージアム）」、「鰐口（春日神社）」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

ス 景観

計画地は、景観重要公共施設（景観重要公園・緑地）等々力緑地に指定されている。

「川崎市都市景観条例」に基づく都市景観形成地区は7地区、「川崎市景観計画」に基づく景観計画特定地区は6地区指定されており、計画地周辺では中原街道地区が都市景観形成地区に指定されている。

また、「都市計画法」（昭和43年6月15日、法律第100号）に基づく風致地区は1件指定されており、計画地のある一帯が、多摩川風致地区に指定されている。

「川崎市景観計画」で位置付けられている景観資源は、計画地内では、等々力緑地（公園）、トーマス転炉（文化的遺産）、市民ミュージアム（文化的施設）計画地周辺では、多摩川緑地等々力地区（公園）、多摩川緑地宮内地区（公園）、小杉神社のケヤキ（まちの樹）、多摩川の遊歩道（散歩道）、常楽寺（文化財等）、春日神社（文化財等）、泉澤寺（文化財等）、安藤家長屋門（文化財等）等が位置付けられている。

セ 建造物の影響

計画地の多くは、公共・民間空地及び文教・厚生用地として利用されている。計画地周辺は住宅用地、集合住宅用地が広域にわたって分布し、その他、文教・厚生用地、業務施設用地、軽工業用地、供給処理施設用地なども分布している。

計画地内と計画地の東西は第2種高度地区に指定されており、建物最高高さは15mに制限されている。

計画地周辺において超高層建築物は、武蔵小杉駅周辺に分布している。

ソ コミュニティ施設

計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、市民等の憩い、触れ合いの場としての公園となっている。

計画地周辺のコミュニティ施設は、義務教育施設として東側に隣接して西丸子小学校、南側約 30m に中原小学校、南西側約 50m に宮内中学校等が存在している。公園等は、計画地の西側約 110m に宮内 3 丁目公園、南東側約 150m に小杉陣屋町中公園等がある。

タ 地域交通

計画地周辺の主要な道路は、計画地の南西側に隣接する国道 409 号（府中街道）、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）等が通っている。

計画地近傍に位置する一般国道 409 号線（地点番号 Q10200）、（同 Q10210）、丸子中山茅ヶ崎（同 Q40420）、（同 Q40430）、川崎駅丸子線（同 Q80030）、小杉菅線（同 Q80130）及び幸多摩線（Q40490）の平日（昼間）12 時間交通量は、それぞれ 7,983 台、7,724 台、8,542 台、9,150 台、11,543 台、10,246 台、12,086 台であり、大型車混入率は、それぞれ 18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、14.5%、11.9%、24.2% である。

チ 地形・地質

計画地の自然地形は「旧河道」及び「氾濫平野」である。計画地は過去に「新丸子採取場」として、大規模な砂利の陸掘採取が行われ、その後に埋め立てられた「人工地形（盛土地・埋立地）」であり、採取跡の一部は、現在も水部（釣池）として残っている。

計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は、T.P.+4.5～+10m 程度、多摩川の堤防が T.P.+13m 程度となっている。計画地内は T.P.+4.5～+8m 程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。

計画地及び周辺の地質の状況については、「ガイドマップかわさき」（川崎市ホームページ）によると多摩川側では埋土の下には砂質シルトやシルト、砂、礫などがみられる。等々力球場側では埋土の下に粘土や粘土質シルト、砂礫などがみられる。

ツ 安全

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。

事故等により安全に支障を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。

第8章 環境影響評価項目の選定等

第8章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

環境影響評価の調査、予測及び評価にあたっては、事業計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		建築物の存在
		計画地内の動線の再整備
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		駐車場の利用
		施設関連車両の走行
		大規模集客イベント時※の歩行者の往来

2 環境影響評価項目の選定

「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目のうちから、事業特性と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を勘案し、抽出した環境影響要因ごとに環境影響評価項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は表 8-2 に、選定した理由、または選定しない理由は表 8-3(1)～(8)に示すとおりである。

※ 大規模集客イベントは、現等々力陸上競技場及び本事業の計画建物である球技専用スタジアムにおいて開催されるＪリーグの試合等の集客イベントを指す。

表 8-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響評価項目		工事中			供用時							
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在				施設の供用			
					緑の回復育成	施設の存在	計画地内の動線の再整備	施設の供用	冷暖房施設等の設置	駐車場の利用	施設関連車両の走行	大規模集客イベント時の歩行者の往来
地球環境	温室効果ガス							●				
大 気	大気質	●	●						●	●	●	
	悪 臭											
	上記以外の大気環境要素											
水	水 質											
	水 温											
	底 質											
地 盤	地下水位											
	地盤沈下											
	変 状											
土壌汚染	土壌汚染											
騒音・振動・低周波音	騒 音	●	●						●	●	●	
	振 動	●	●								●	
	低周波音											
廃棄物等	一般廃棄物							●				
	産業廃棄物			●				●				
	建設発生土			●								
水 象	水量・流量・流出量											
	湧 水											
	潮 流											
	上記以外の水環境要素											
生 物	植 物			●								
	動 物			●								
	生態系			●								
緑	緑の質				●							
	緑の量				●							
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場			●			●	●				
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産											
景 観	景観、圧迫感					●						
構造物の影響	日照障害					●						
	テレビ受信障害					●						
	風 害					●						
コミュニティ施設	コミュニティ施設			●				●				
地域交通	交通安全、交通混雑		●								●	●
	地域分断											
地形・地質	土砂流出											
	崩 壊											
	斜面安定											
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等											

注) ●印は選定した項目を示す。

表 8-3(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由																								
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は現在、陸上競技場やアリーナ等の運動施設、緑地や釣池等を有した総合運動公園として利用されている。エネルギーの利用としては、電気・都市ガス等の利用がある。	供用時には、各施設において冷暖房施設等の稼働による、電気・都市ガスの利用があることから、評価項目として選定する。																								
大気	大気質	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、大気汚染物質の発生要因としては、駐車場利用による自動車の走行が挙げられる。 計画地周辺の一般環境大気測定局（中原測定局）、自動車排出ガス測定局（中原平和公園）における令和4年度の測定結果では、二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに各測定局で環境基準を達成していた。 二酸化窒素 令和4年度測定結果 【単位：ppm】 <table><tr><th>測定局</th><th>年平均値</th><th>日平均値の年間98%値</th><th>評価</th></tr><tr><td>中原(一般局)</td><td>0.013</td><td>0.032</td><td>○</td></tr><tr><td>中原平和公園(自排局)</td><td>0.015</td><td>0.033</td><td>○</td></tr></table> 「評価」○：環境基準の達成、×：環境基準の非達成 浮遊粒子状物質 令和4年度測定結果 【単位：mg/m³】 <table><tr><th>測定局</th><th>年平均値</th><th>日平均値の年間2%除外値</th><th>評価</th></tr><tr><td>中原(一般局)</td><td>0.012</td><td>0.027</td><td>○</td></tr><tr><td>中原平和公園(自排局)</td><td>0.013</td><td>0.028</td><td>○</td></tr></table> 「評価」○：環境基準の達成、×：環境基準の非達成	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価	中原(一般局)	0.013	0.032	○	中原平和公園(自排局)	0.015	0.033	○	測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価	中原(一般局)	0.012	0.027	○	中原平和公園(自排局)	0.013	0.028	○	工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行により発生する窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が、計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。 供用時には、施設利用者の駐車場利用や施設関連車両の走行により発生する窒素酸化物及び粒子状物質が計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。 また、本事業の熱源施設は大気汚染防止法のばい煙発生施設等に該当する設備を導入する可能性がある。そのため、冷暖房施設等の稼働により発生する窒素酸化物が計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性を考え、評価項目として選定する。
	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価																								
	中原(一般局)	0.013	0.032	○																								
中原平和公園(自排局)	0.015	0.033	○																									
測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価																									
中原(一般局)	0.012	0.027	○																									
中原平和公園(自排局)	0.013	0.028	○																									
悪臭	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内及び計画地周辺において、著しい悪臭を発生させる施設等はない。	防水工事にあたっては、施工方法及び使用する材料を検討し、可能な限り悪臭の発生抑制に努める計画であり、著しい悪臭を発生させることはないことから、評価項目として選定しない。 本事業で計画している施設は、スポーツ関連施設、温浴施設、店舗等であり、著しい悪臭を発生させる要因はない。また、飲食店舗等は、脱臭装置を設ける等の対応により臭気の軽減に努める。以上のことから、評価項目として選定しない。																									
上記以外の大気環境要素	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。計画地内において、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中及び供用時に、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。																									

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水	水 質	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、著しい水質汚濁の発生源は存在しない。 計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰（上）における令和3年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果は、75%値が1.2mg/Lであり、環境基準（B類型）を達成している。 また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。	工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等を設置して砂利等を取り除いた上で、既設の公共下水道（雨水管）へ排水する計画である。また、釣池のかいぼり実施にあたっては、関係部局と協議の上、適正な排水に努める。そのため、水質に影響を及ぼすことはないことから、評価項目として選定しない。 供用時の雨水排水、汚水排水は、新設雨水管及び新設汚水管にて既設公共下水道（雨水管、汚水管）へ放流する計画である。温浴施設の排水については、排水先（雨水管、汚水管）も含め関係部署と協議の上、必要に応じて浄化設備を設置するなど、適正な水質とする計画である。そのため、水質に影響を及ぼすことはないと考えられることから評価項目として選定しない。
	水 温	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、公共用水域の水温に影響を及ぼす利用形態はない。	工事中に、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、条例で規定された温度以下で公共下水道（雨水管、汚水管）へ排水する計画である。温浴施設からの排水については、排水先（雨水管、汚水管）も含め関係部署と協議の上、適正な温度以下とする計画である。以上のことから、評価項目として選定しない。
	底 質	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。	工事中及び供用時に、公共用水域の底質の改変は行わないことから、評価項目として選定しない。
地 盤	地下水位	—	計画地周辺の地下水位は、計画地の東南東側約1.6kmにある新城小学校で測定されており、令和3年の年平均水位は、T.P.+6.08m（G.L.-3.15m）である。 また、計画地周辺の水準点における年間地盤変動量は、令和元年～令和5年において前年比-6.8mm～+4.8mmである。	工事中の地下掘削にあたっては、止水性や剛性の高い土留壁を構築するなど、地下水位の変化及び地盤の変状を生じさせない工法を選定する計画であること、計画地周辺において地下水位の変化に伴う地盤沈下のおそれはないことから、評価項目として選定しない。 供用時には、温浴施設において地下水の揚水を行う計画であるが、深さ約400mからの汲み上げを計画しており、地下水位への影響はないと考えられることから、評価項目として選定しない。
	地盤沈下	—		
	変 状	—		

注）○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	土壌汚染	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 なお、計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域はないが、計画地内の等々力野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。	計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域はないが、計画地内の野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。本事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に準拠し、手続等を適切に実施する計画である。また、計画地内の既存建物を解体した後に、必要に応じて土壌汚染調査及び対策を実施する予定であることから、評価項目として選定しない。 供用時には土壌汚染を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。
	騒音	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、騒音の発生要因としては、駐車場利用による自動車の走行があげられる。 計画地周辺の発生要因としては、計画地の南西側を通る府中街道、中原街道や、計画地の北側を通る多摩沿線道路等を走行する自動車の走行騒音・振動などが挙げられる。	工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行により発生する騒音は、計画地周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。 供用時には、施設関連車両の走行、駐車場の利用及び冷暖房施設の稼働等による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	振動	○		工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行により発生する振動は、計画地周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。 供用時には、施設関連車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	低周波音	—	計画地及びその周辺に著しい低周波音の発生源は存在しない。	工事中及び供用時に、著しい低周波音を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、一般廃棄物が排出されている状況である。	施設の供用により、一般廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	産業廃棄物	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、産業廃棄物が排出されている状況である。	工事の実施及び施設の供用により、産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	建設発生土	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、建設発生土の発生及び搬出はない。	工事の実施により、建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。
水象	水量・流量・流出量	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 また、計画地内の水域として釣池が存在する。 なお、計画地を含む等々力排水区の雨水排水は、全域が分流式のポンプ排水区域となっており、等々力ポンプ場から多摩川へポンプ排水している。	工事中の雨水排水は、既設の公共下水道（雨水管）へ排水する計画であり、公共用水域の水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすことはないことから、評価項目として選定しない。 供用時の雨水排水は、既設の公共下水道（雨水管）に放流する計画であり、一部は直接雨水管に放流するが、大部分は釣池に一度貯留・流量調整した後に放流する計画である。 また、球技専用スタジアム等の大規模建築物では、雨水貯留槽による雨水流出抑制対策を行う計画である。 汚水排水については、既設の公共下水道（污水管）に放流する計画である。 温浴施設の排水については、排水先（雨水管、污水管）も含め関係部署と協議の上、適正な水量とする計画である。 よって、公共用水域の水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすことはないと考えられることから、評価項目として選定しない。

注）○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水象	湧 水	—	計画地及びその周辺に湧水は存在しない。	計画地及びその周辺に湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	潮 流	—	計画地及びその周辺に海域は存在しない。	計画地及びその周辺に海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 計画地内において、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中及び供用時に、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
生物	植 物	○	植物種としては、植栽木を含むクヌギ-コナラ群集等が分布しており、動物については、多摩川から計画地へ一部が流入しているものと考えられるが、計画地内のクヌギ-コナラ群集等に生息する鳥類が確認されている。	工事中には、工事の実施に伴い、動物、植物及び生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 供用時には、まとまった緑地や水辺空間は可能な限り原位置で保全し、新たに樹林系緑地や広場系緑地を整備することで、現況と同様に動植物の生息・生育環境が確保されることから、評価項目として選定しない。
	動 物	○	また、計画地内に存在する釣池には魚類や水生動物が生息し、これらを捕食するカメ類やカエル類、鳥類も確認されている。	
	生態系	○		
緑	緑の質	○	計画地内には、ふるさとの森、四季園、21世紀の森などのまとまった緑地が存在している。	供用時には、緑地の再整備により、緑の回復育成を図ることから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園であり、人と自然とのふれあい活動の場として利用されている。 計画地最寄りの人と自然とのふれあい活動の場として、市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）をはさんで、計画地の北側の多摩川河川敷に、運動公園「多摩川緑地等々力地区」、「多摩川緑地宮内地区」の広場、多摩川堤防上に「かわさき多摩川ふれあいロード」、河川敷に「等々力岸辺の散策路」がある。また、多摩川河川敷は、体験型環境学習の場（とどろき水辺の楽校）としても利用されている。	計画地は現在、人と自然とのふれあい活動の場として利用されており、工事中には、利用が制限されることから評価項目として選定する。 供用時には、緑地及び歩行者動線・自動車動線の再整備、施設の供用により、人と自然とのふれあい活動の場への影響が生じることから、評価項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	—	計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」、「安藤家長屋門」等がある。 計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鰐口（市民ミュージアム）」、「鰐口（春日神社）」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。	計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、指定史跡・指定文化財が計画地内に存在するが、これらは市民ミュージアム内で保管されているものであり、工事中及び供用時には、保管場所を変更する等の対策を講じることから、評価項目として選定しない。
	景観、圧迫感	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 計画地内の景観資源は、等々力緑地（公園）、トーマス転炉（文化的遺産）、川崎市市民ミュージアム（文化的施設）が位置付けられている。 また、計画地周辺は、中原街道地区が都市景観形成地区に指定されており、計画地のある一帯が、多摩川風致地区に指定されている。	供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、景観及び圧迫感に変化が生じることから、評価項目として選定する。
建造物の影響	日照障害	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内には高さ約30mの陸上競技場が存在している。	供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺に日照障害を生じさせる可能性があることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺にテレビ受信障害を生じさせる可能性があることから、評価項目として選定する。
	風 害	○		供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺の風環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(7) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
コミュニティ施設	コミュニティ施設	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、市民等の憩い、触れ合いの場としての公園となっている。 計画地周辺のコミュニティ施設は、義務教育施設として東側に隣接して西丸子小学校、南側約30mに中原小学校、南西側約50mに宮内中学校等、公園等は、計画地の西側約110mに宮内3丁目公園、南東側約150mに小杉陣屋町中公園等がある。	計画地は現在、コミュニティ施設として利用されており、工事中には、利用が制限されることから評価項目として選定する。 供用時には、緑地及び歩行者動線・自動車動線の再整備、施設の供用により、コミュニティ施設の利用へ影響が生じることから、評価項目として選定する。
	交通安全、交通混雑	○	計画地周辺の主要な道路は、計画地の南西側に隣接する国道409号（府中街道）、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）等が通っている。 計画地近傍に位置する一般国道409号線（地点番号Q10200）、（同Q10210）、丸子中山茅ヶ崎（同Q40420）、（同Q40430）、川崎駅丸子線（同Q80030）、小杉菅線（同Q80130）及び幸多摩線（Q40490）の平日（昼間）12時間交通量は、それぞれ7,983台、7,724台、8,542台、9,150台、11,543台、10,246台、12,086台であり、大型車混入率は、それぞれ18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、14.5%、11.9%、24.2%である。	工事中の工事用車両の走行により、計画地周辺の交通安全及び交通混雑に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。 供用時については、施設関連車両の走行により、計画地周辺の交通流及び交通安全に影響を及ぼすことが考えられることから、評価項目として選定する。 歩行者については、大規模集客イベント時に周辺道路において混雑が発生していることを鑑み、評価項目として選定する。
地域交通	地域分断	—		本事業の工事では、道路整備工事及び多摩川への連絡通路設置を実施するが、工事中に長期間通行止めとする計画はないことから、予測・評価項目として選定しない。 供用時は、現況と同様に道路の利用が確保されることから、予測・評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 8-3(8) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
地形・地質	土砂流出	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。	工事中には、切土及び盛土を行う計画であるが、土砂流出等の防止、崩壊の防止等のために山留を実施する。また、工事の進捗に応じて仮設沈砂施設を設置し、土砂の流出を防止することから、評価項目として選定しない。 また、供用後に土地の改変を行うことはないため、評価項目として選定しない。
	崩壊	—	計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は、T.P.+4.5～+10m程度、多摩川の堤防がT.P.+13m程度となっている。計画地内はT.P.+4.5～+8m程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。	
	斜面安定	—	計画地及び周辺の地質の状況については、「ガイドマップかわさき」（川崎市ホームページ）によると多摩川側では埋土の下には砂質シルトやシルト、砂、礫などがみられる。等々力球場側では埋土の下に粘土や粘土質シルト、砂礫などがみられる。	
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 また、計画地周辺は、主に駐車場、店舗、戸建て住宅、中低層の集合住宅であり、事故等により安全に支障を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。	工事中及び供用時に、計画地周辺の安全に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

3 環境配慮項目

(1) 環境配慮項目の選定

事業計画の内容を勘案して、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

選定した環境配慮項目及びその理由は、表 8-4 に示すとおりである。

表 8-4 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定	選定理由、または選定しない理由
有害化学物質	—	本事業において、有害化学物質を取り扱う行為や施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	—	本事業において、放射性物質を取り扱う行為や施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	—	本事業において、人の健康影響が懸念される強い電磁波・電磁界を発生させる施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	○	本事業では、球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間利用を行う計画があることから、環境配慮項目として選定する。
地震時等の災害	○	本事業では、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	計画地は緑地としての機能を有しており、生物多様性への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	本事業では、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴うエネルギー使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の抑制が求められることから、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置を検討することから、環境配慮項目としては選定しない。
気候変動の影響への適応	○	本事業では、浸水対策、人工排熱の低減及び人工被覆の改善が求められることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	—	本事業では、酸性雨の起因物質を著しく発生させる行為や設備機器等の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
光害	——	・球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間照明については、周辺環境に配慮した照明環境の形成に努める。
地震時等の災害	——	・耐震性や防火性に配慮する。 ・災害時の避難場所及び避難経路を確保するとともに、防災設備を整備する。
生物多様性	——	・緑化計画の策定において、地域の生物多様性に配慮する。
地球温暖化対策	・建設機械の稼働及び工事用車両の走行による温室効果ガス排出の抑制に努める。	——
気候変動の影響への適応	——	・設備機器の稼働に伴う人工排熱の低減に努める。 ・水害による浸水被害の抑制に努める。 ・緑化等により可能な範囲で人工被覆の改善に努める。
資源	・循環型社会の形成に貢献するため、工事における建設副産物のリサイクルや再生材料の推進に努める。	・循環型社会の形成に貢献するため、事務所での資源の有効利用に努める。 ・水資源の有効利用に努める。